

平成 2 0 年各会計定例監査
(平成 1 9 年度執行分)報告書

東 京 都 監 査 委 員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
平成20年各会計定例監査（平成19年度執行分）の結果に関する報告を
次のとおり提出する。

平成20年9月10日

東京都監査委員	倉	林	辰	雄
同	馬	場	裕	子
同	三	栖	賢	治
同	筆	谷		勇
同	金	子	庸	子

目 次

第1	監 査 の 概 要	1
第2	監 査 の 結 果 (各局別)	2 1
	知 事 本 局	2 3
	青少年・治安対策本部	2 5
	東京オリンピック・パラリンピック招致本部	2 7
	総 務 局	2 8
	財 務 局	3 1
	主 税 局	3 4
	生活文化スポーツ局	4 2
	都 市 整 備 局	4 5
	環 境 局	6 3
	福 祉 保 健 局	6 5
	病 院 経 営 本 部	7 1
	産 業 労 働 局	7 8
	中 央 卸 売 市 場	8 1
	建 設 局	8 8
	港 湾 局	9 5
	東 京 消 防 庁	9 8
	会 計 管 理 局	1 0 1
	交 通 局	1 0 3
	水 道 局	1 1 0
	下 水 道 局	1 2 5
	教 育 庁	1 3 4
	警 視 庁	1 4 2
	選挙管理委員会事務局	1 4 5
	人事委員会事務局	1 4 6
	監 査 事 務 局	1 4 7
	労働委員会事務局	1 4 8
	収用委員会事務局	1 4 9
	議 会 局	1 5 0

第1 監査の概要

1 監査の目的

定例監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項に基づき、都の事務や事業が、法令等に則って適正に行われているか、経済性、効率性、有効性は確保されているかなどについて実施する監査である。

2 監査期間

平成20年1月17日（木）から同年9月5日（金）まで

3 監査対象局

監査対象局は、知事部局、公営企業局、行政委員会事務局等の全28局であり、監査実施状況は表1のとおりである。

（表1）監査実施状況

区分	監査対象箇所数	監査実施箇所数	実施率
本庁	137部	137部	100%
事業所	782所	346所	44%
計	919	483	53%

4 監査対象範囲

平成19年度の各局における予算の執行、財産の管理等を対象に実施した。

「特命随意契約」を重点監査事項として設定し監査を行うとともに、今回初めて「トップインタビュー」として監査委員が直接、各局の幹部職員と事業環境や運営方針について質疑を行い、局の内部統制の状況を確認した。

また、平成19年度東京都財務諸表について、東京都会計基準に準拠して作成されているかを検証した。

5 監査の観点

合規性の観点はもとより、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して監査を行った。

- ・合規性の観点 ... 法令等に従って行われているか
- ・経済性の観点 ... ムダな経費をかけていないか
- ・効率性の観点 ... より成果のあがる方法はないか
- ・有効性の観点 ... 目的にかなっているか

6 監査結果の概要

(1) 総括

今回の監査の結果、事務処理を是正・改善すべきものが認められたので、表2のとおり、21局に対し、98件の指摘及び7件の意見・要望を行った。詳細は「第2 監査の結果(各局別)」のとおりである。

上記指摘事項及び意見・要望事項を除き、平成19年度の都の事務や事業は、適切に実施されている。

(表2) 局別指摘事項等一覧

(単位:件)

	指 摘 事 項				意見・要望 事項	掲 載 ページ
	歳 入 (収入)	歳 出 (支出)	その他	計		
知 事 本 局		2 (1)		2 (1)		2 3
青少年・治安対策本部		1		1		2 5
総 務 局		3 (2)	1	4 (2)		2 8
財 務 局	1	1 (1)		2 (1)		3 1
主 税 局	4	1		5	1 (1)	3 4
生活文化スポーツ局		1 (1)	2	3 (1)	1 (1)	4 2
都市整備局	3	7 (2)	5	1 5 (2)		4 5
環 境 局		1		1		6 3
福祉保健局	3		2	5		6 5
病院経営本部	3	4 (4)		7 (4)		7 1
産業労働局		1 (1)	1	2 (1)		7 8
中央卸売市場	2	4 (2)	1	7 (2)		8 1
建 設 局	2	5 (3)		7 (3)		8 8
港 湾 局		2 (2)		2 (2)		9 5
東京消防庁		3 (3)	1	4 (3)		9 8
会計管理局					1	1 0 1
交 通 局		6 (4)	1	7 (4)		1 0 3
水 道 局	3	6 (3)		9 (3)	2 (2)	1 1 0
下 水 道 局	1	4 (3)	1	6 (3)	2	1 2 5
教 育 庁	1	5	1	7		1 3 4
警 視 庁		1 (1)	1	2 (1)		1 4 2
合 計	2 3	5 8 (33)	1 7	9 8 (33)	7 (4)	

(注) 1 指摘事項 ... 是正・改善を求めるもの

意見・要望事項 ... 改善について検討を求めるもの

2 () 書きは、重点監査事項に係るものであり、内数である。

(2) 主な指摘事項等(要旨)

指摘事項等

固定資産税・都市計画税の課税を適正に行うべきもの

[主税局](p.36.38)

都税事務所における、固定資産税・都市計画税の課税状況を見たところ、次のとおり、不適正な事例が認められた。

ア 住宅用地については、特例措置により、固定資産税・都市計画税の課税標準が軽減されている。足立都税事務所では、足立区千住龍田町に所在する土地について、住宅用地を130.61㎡、非住宅用地として14.45㎡とそれぞれ認定しているが、土地の認定状況に係る関係書類を見たところ、非住宅用地は28.91㎡であると認められ、3万6,324円が課税不足となっている。

イ 杉並都税事務所では、JR中央線の高架下に所在する家屋1棟(322.8㎡)について、課税客体として捕捉しておらず、42万9,135円が課税漏れとなっている。 [合規性]

滞納処分の執行停止に係る事務処理を適正に行うべきもの

[主税局](p.39)

局は、高額滞納者について、滞納処分の執行の停止から2年を経過した日以後において、滞納者の資力が回復し徴収金の納付が可能であるか否か調査し、調査の結果、徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、不納欠損として処理し、納税義務を消滅させることとしている。

しかし、渋谷都税事務所は、高額滞納者Aが納付すべき個人事業税及び自動車税463万900円について、十分な調査を行わずに滞納処分の執行停止と同時に不納欠損処理を行っている。 [合規性]

都営住宅に係る保証金等の返還方法を見直すべきもの

[都市整備局](p.53)

局は、都営住宅の退去者に対し、都営住宅の保証金等の返還がある場合は、ゆうちょ銀行の「通常現金払」によって返還しているが、平成19年度において、現金に交換されなかった保証金等が213件あった。交換されなかった保証金等について、局は、退去者の移転先住所や交換されなかった理由等を調査の上、再

送付している。

しかし、都営住宅の家賃の支払は、大部分が口座振替により行われており、退去時に返還金がある場合の返還方法として、口座への振込みを選択できるようにすることは可能である。このように口座振替で行えば、事務の効率化が図れるとともに、返還金を受ける退去者にとっても、ゆうちょ銀行等に出向く必要がなくなり、利便性を向上させることができる。 [効率性]

事業用空き家を適切に管理すべきもの

[都市整備局](p . 5 8)

都営住宅の建替、改装の期間中には、入居者を他の団地に移転させなければならぬため、局は、新築都営住宅の一部を移転先事業用空き家として確保している。

通常、事業用空き家を確保してから入居までに最長で3年ほど要することを考慮すれば、新築後3年程度、事業用空き家を確保していくことはやむを得ないが、3年以上未入居のままになっている新築の事業用空き家が478戸認められた。

部は、新築未入居の状態が長期間にわたらないよう、事業用空き家を適切に管理する必要がある。 [効率性]

診療報酬の請求を適切に行うべきもの

[福祉保健局](p . 6 7)

生活保護法による医療扶助を受ける患者は、福祉事務所が発行する医療券により診療を受けているが、その医療券は、福祉事務所が医療機関に作成を依頼する医療要否意見書に基づいて作成されている。

また、診療を行う医療機関は、医療券に示された公費負担者番号を診療報酬明細書に記入した上で、診療報酬支払基金等に対し、診療報酬を請求している。

ところで、中部総合精神保健福祉センターは、福祉事務所から医療券が未着の場合でも、加療の必要がある患者に対して診療を行っている。

しかし、中部総合精神保健福祉センター自身が医療要否意見書を福祉事務所に提出していないために、福祉事務所が医療券を発行できない状況となっている。そのため、中部総合精神保健福祉センターは診療報酬基金等に請求できず、診療報酬993万余円が未請求となっている。 [法規性]

効果的、効率的なシステム開発等に取り組むべきもの

[病院経営本部] <重点監査事項> (p . 7 6)

本部は、新たな病院事業財務会計システムを構築するため、平成17年度に概要・基本設計委託をした事業者に、特命により平成18年度、詳細設計・構築委託（契約金額：9,597万円）を行い、システムの運用に支障がないことを確認したうえで、平成19年4月から新システムを稼働させている。

しかし、運用開始直後からシステムに不具合が生じたため、平成19年度、特命により、追加開発作業委託（合計契約金額：1億3,947万余円）を行っている。さらに、監査日現在、各病院から60件を超える改善要望があり、これらについても今後、追加開発の検討を行わざるを得ない状態にある。

ところで、それらの追加開発の内容は、旧システムに備わっていた機能であり、平成18年に行った事業者との合意確認時の仕様調整で盛り込み、新システムの動作検証を十分に行っていれば、平成18年度の構築委託で開発できたものであり、当初開発費用を上回る費用を要して、追加開発を実施していることは適切でない。

[有効性]

スポーツ施設予約センターの特命随意契約の見直しを行うべきもの

[建設局] <重点監査事項> (p . 9 1)

局は、スポーツ施設予約センターにおける予約管理、抽選、利用案内等の業務を、

高い機密性及び公平性の確保

「都市公園法」、「都立公園条例」等関連法規の熟知

都立公園の指定管理者であり、公園管理業務に精通しているため、公園管理者との連携が円滑に行える

ことを理由に、財団法人東京都公園協会に特命により委託している。

しかし、については、当該契約の仕様書で、個人情報保護や機密管理について規定していること、及びについては業務マニュアルにより他の業者でも業務の履行ができることから、特命による随意契約の見直しを行うべきである。

[経済性]

防火水槽の撤去にあたり適切な積算を行うべきもの

[東京消防庁] <重点監査事項> (p . 1 0 0)

庁は、千代田区が施行する道路整備工事に伴い支障となる防火水槽を撤去するため、「防火水槽撤去工事」を千代田区が契約している工事業者と特命で契約を締結している。

庁の積算基準によれば、このように同一工事区域内の請負者に特命をする場合には、仮設や現場管理の諸経費が節減されるため、諸経費を調整することとされているが、当該工事ではその調整が行われておらず、諸経費の積算額が約221万円過大となっている。

[経済性]

ごみ収集袋の用品指定について検討すべきもの

[会計管理局] (p . 1 0 2)

局では、用品の指定品目の見直しを検討する等のため、利用者に毎年1回アンケートを実施している。平成19年のアンケートによれば、ごみ収集袋の厚さを現行の0.022mmから0.02mmにしても支障がないという意見が9割以上にのぼったが、大口利用者である学校からの現状維持を求める意見に配慮し、用品指定を現状の0.022mmのままとしている。

しかし、0.02mmのごみ収集袋に変更することによって、市場価格で比べると4割程度の経費削減効果が見込まれること、大口利用者とする学校の中でも0.02mmで支障がないという意見があることから、0.02mmのごみ収集袋を試行的に供給するなどし、使用上の支障の有無を検証されたい。

[経済性]

契約方法及び積算を適切に行うべきもの

[交通局] <重点監査事項> (p . 1 0 5)

局は、地下鉄駅構内の壁面等特別清掃委託を請負者と特命随意契約を締結しているが、以下のように不適切な点が見受けられた。

ア 実際に清掃した日数は、積算日数と比較して113日少ない。この結果、実績と比較して積算額が、341万2,600円過大となっている。

イ 積算基準にはない材料費について、人件費の30%相当の額で材料費として別途加算しており、適切でない。

[経済性]

公衆浴場営業に関する水道料金等の減額を適正に行うべきもの

[水道局](p . 1 1 3)

局では、東京都給水条例等により、公衆浴場など特定の用途の水栓について、種別に応じて水道料金及び下水道料金の減額を行っている。

しかしながら、千代田営業所において水道料金等の減額を行っている A 施設は、平成 3 年に、種別が「普通公衆浴場」から「その他の公衆浴場」に、変更されたにもかかわらず、「普通公衆浴場」として料金の減額を行っていたため、540 万余円が徴収漏れとなっている。 [合规性]

雨水排水設備の誤接続解消の取組を有効に行うべきもの

[下水道局](p . 1 3 3)

分流式下水道区域における浸水の原因の一つとして、住宅における雨どいなど雨水排水設備の接続を雨水を流す側溝ではなく、誤って污水管に接続したこと（誤接続）が考えられるため、局は調査を行った上で、誤接続の解消を図っている。

この誤接続の解消を図るためには、住民の理解と協力はもとより、地域の雨水対策事業を行っている区や、側溝を管理する区・都との協力がかせない。

しかし、局は誤接続が相当数確認された後も、それまでに行った誤接続の調査結果を区に送付していないなど、関係機関との連携に向けた働きかけが不十分となっている。 [有効性]

同種の業務委託について、積算基準を作成すべきもの

[教育庁](p . 1 3 9)

東部・中部・西部の各学校経営支援センターでは、各学校から締結依頼があった契約案件について集約して処理している。

ところで、各センターが行っている業務委託契約の予定価格の積算について見たところ、特段の理由がないにもかかわらず、同種の業務内容の契約について、単価、単位時間及び諸経費率が相違している状況が認められた。

これは、都立学校教育部が、各学校及びセンターに対して、積算基準を示していないこと等によるものである。

部は、都立学校における同種の業務委託について、効率性、経済性の観点から積算基準を作成すべきである。 [経済性]

(3) 重点監査事項「特命随意契約について」

ア 監査の観点

地方自治法では、随意契約は例外的な契約方法とされており(同法第234条)、特に、随意契約のうち特定の1者のみを契約の相手方とする「特命随意契約」の場合は、競争を通じた契約先選定の公正性や契約金額の妥当性の検証が期待できないことから、より慎重かつ厳正な運用が求められている(同法施行令第167条の2)。

今回の定例監査では、国において所管公益法人等への特命随意契約に対して厳しい目が向けられていること、平成16年に特命随意契約をテーマとして行政監査を実施してから3年が経過していること、行政監査の結果に基づき各局が行った自己点検後の状況を横断的に検証する必要があることなどから、特命随意契約の運用状況を重点的に監査することとした。

とりわけ、都が出資又は出えんを行っている団体及び都との人的な関与が深い団体(以下「出資団体等」という。)との特命随意契約については、特命理由の妥当性に特に留意して検証することとした。なお、出資団体等のうち、平成19年度に都の各局と特命随意契約を行っていた団体は別表1のとおりであり、54団体である。

イ 監査対象及び監査実施数

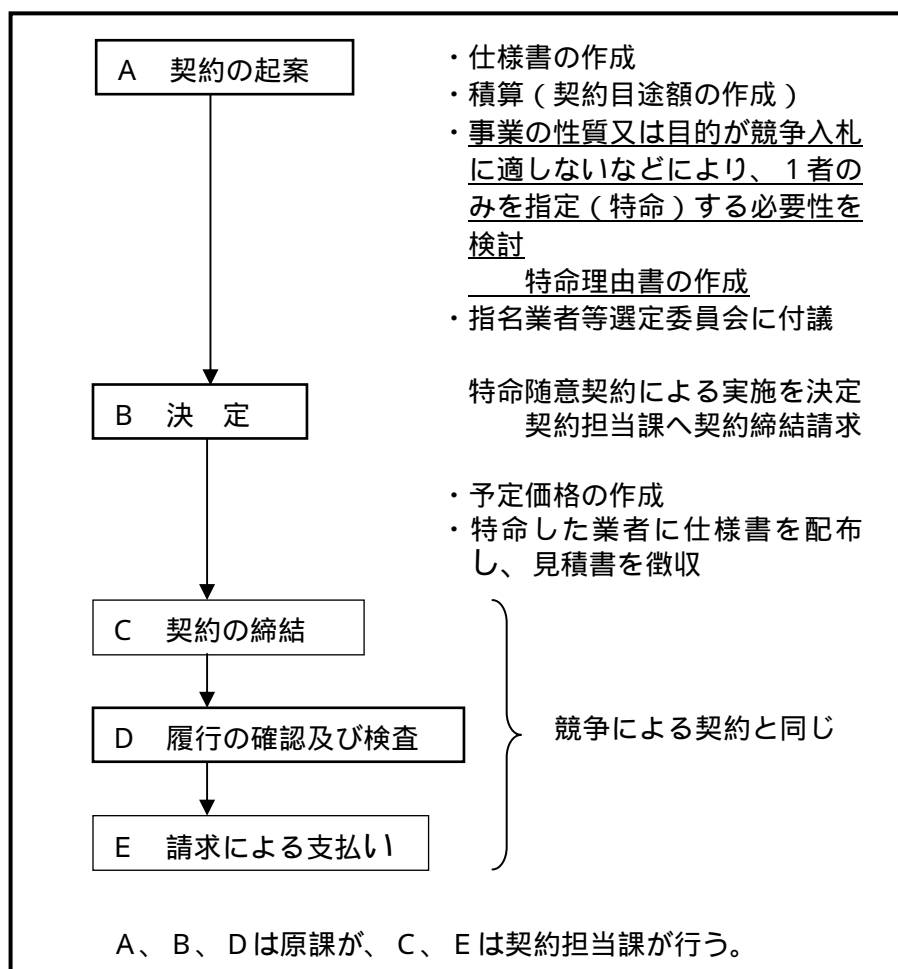
今回の監査対象部所における平成19年度の契約実施状況(工事・修繕契約及び契約金額30万円未満の契約を除く。)は、表1のとおりであり、契約の全体件数36,803件、全体金額3,809億8,163万円のうち、特命による契約8,639件、2,165億8,822万円の中から、契約金額や契約内容の重要性を勘案して、3,968件(45.9%)、1,521億9,977万円(70.3%)を抽出して監査を実施した。

(表1) 監査対象部所における平成19年度の契約実施状況と監査実施実績

	契約全体					
	A	うち特命随意契約			特命随意契約のうち 出資団体等との契約	
		対象	監査実施	対象	監査実施	
		B	C	D	E	
件数	36,803	8,639	3,968	410	321	
割合	100%	23.5% (B/A)	45.9% (C/B)	4.7% (D/B)	78.3% (E/D)	
支払金額 (百万円)	380,981	216,588	152,199	106,836	96,348	
割合	100%	56.9% (B/A)	70.3% (C/B)	49.3% (D/B)	90.2% (E/D)	

ウ 特命随意契約の概要

都における特命随意契約の事務は、各局において概ね次のような手続により行われている。



エ 主な着眼点

監査の実施に当たっては、事務手続に即して、次のような着眼点により監査を実施した。

(1) 仕様書の作成

ア 仕様書の内容は適切か

イ 仕様書において業務内容や業務量が明確に示されているか

(2) 積算・予定価格の作成

ア 積算方法は適切か、また、積算に誤りはないか

イ 予定価格が妥当であるか

(3) 特命随意契約とする理由

特命理由は適切か。とくに、契約の性質又は目的が競争に適さないことを理由としている場合に、他に履行可能な者がいないか

(4) 契約の締結・実施

ア 契約締結手続は、規定に則って適正に行われているか

イ 契約の履行状況を適切に確認しているか

オ 監査の結果

監査の結果は、表2「着眼点別指摘等一覧」のとおりであり、16局に対して、合計で37件の指摘及び意見・要望（以下「指摘等」という。）を行った。

(表2) 着眼点別指摘等一覧

(単位：件)

指摘等の観点	指摘 意見・要望	うち
		出資団体等
(1)ア 仕様書の内容が不適切	2	
(1)イ 仕様書において業務量等が不明確	2	1
(2)ア 積算誤り等	8	1
(2)イ 予定価格の妥当性が検証不能	3	
(3) 特命理由が妥当でない等	18	6
(4)ア 契約手続が不適切	1	
(4)イ 契約履行の確認等が不適切	3	
合 計	37	8

(1) 特命理由に関する指摘等について

各局における特命随意契約の多くは、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)に該当することを特

命理由として行われている。

今回の監査では、表2の指摘等観点のとおり、「(3)特命理由が妥当でない等」として18件の指摘等を行ったが、その観点別の内訳は表3のとおりである。

各局においては、これらの事例について速やかに競争性を適切に確保した契約方法に改める必要がある。

(表3) 特命理由に関する指摘等の観点別内訳

(単位：件)

観 点	件数	うち出資 団体等
定例的な業務又は一般的な物品であり他の事業者でも履行可能なもの	5	
専門性は認められるが、他に履行可能な事業者がいるもの	8	5
国家資格等の有資格者であれば他の事業者でも履行可能なもの	2	1
特定メーカーの製品を指定して購入する必要が認められないもの	1	
契約締結の緊急性が認められないもの	1	
特命先以外の第三者が委託業務の主要部分を履行しているもの	2	
他の部所等では競争による契約で行っているもの	5	
合 計	24	6

(注) 観点別に重複して該当するものがあるため、合計は指摘等の件数(18件)と一致しない。

表3の各観点別の主な事例は、次のとおりである。

電子計算機の業務処理委託について、仕様書で定められた委託内容は定例的な業務であり、他の事業者でも履行可能なことを指摘したもの(東京消防庁)

旅券の作成業務委託について、特命理由を満たすと考えられる事業者が他にもあり、他県では競争性を取り入れて契約を行っている事例もあるため委託のあり方を検討するよう求めたもの(生活文化スポーツ局)

大島支庁管内における自家用電気工作物の保安管理業務委託について、電気主任技術者の資格を有する者であれば履行可能であり、島内には他に有資格者がいるため、特命により契約する理由が認められないと指摘したもの(総務局)及び 電話交換機の購入契約について、緊急性が認められず、また、特定のメーカーの製品を指定する必要がないことを指摘したもの(都市整備局)

医療機器の保守点検委託について、業務報告書を見ると実際の保守は医療機器製造会社又はその系列の保守会社が実施しており、特命によることは適切でないことを指摘したもの（病院経営本部）

ペースメーカーの購入契約について、他の都立病院では指名競争入札により購入していることなどから、特命によることは適切でないことを指摘したもの（病院経営本部）

（２）出資団体等との特命随意契約について

今回の監査では、出資団体等との特命随意契約について８件の指摘等を行った。そのうち６件は特命理由に関するものであり、主な事例は表４のとおりである。

平成１８年度に都が策定した「行財政改革実行プログラム」では、従来、委託になじまないとされてきた公権力の行使に関連する補助的な業務などについても、適正な業務執行等を確保した上で、民間委託をさらに拡大するとしている。

こうした業務については、これまでは多くが専門性や安全性の確保などを理由に出資団体等との特命随意契約により実施されてきたが、民間事業者の活動範囲の拡大や技術進歩等を踏まえ、業務内容を十分精査し、競争性を確保した契約により実施することを継続的に検討していく必要がある。

各局においては、特命随意契約が制度趣旨を踏まえて適切に運用されているか絶えず検証し、今後とも契約の公正性、経済性の確保に努められたい。

(表4) 出資団体等との契約で特命理由が妥当でないとした主な事例

契約名	特命理由(要旨)	特命理由が妥当でないとした理由(要旨)
自動車営業所電気設備保安業務委託 (交通局)	各自動車営業所等の電気設備内容や運用状況に精通しており、施設の経年劣化に伴う各設備の効率的な修繕・更新計画を助言できる。緊急時における対応について、連絡体制、安全体制等が組織的に整備されている。	本業務は、電気事業法施行規則に基づき電気主任者の資格を有するものであれば履行できる。
貯水槽水道点検調査等業務委託 (水道局)	貯水槽水道の管理方法や直結給水方式への切替等に関する十分な知識を有し、都の第三セクターとして、特定の事業者や設置者との利害関係を有しないため公平かつ中立的な視点から点検調査及び適切な説明ができる。	業務内容の大部分は貯水槽等の点検や確認であり、局が作成したマニュアルとQ&A等に基づき行うことから、他の業者でも履行可能である。
排水設備接続状況調査作業委託 (下水道局)	本調査は宅地内に入っていくものであるため、慎重かつ的確なお客様対応が必要である。あわせて宅地内の排水設備だけでなく、浸水メカニズムや公共下水道の構造・維持管理全般の知識と経験を持っている受託者が本調査を確実に遂行できる唯一の業者である。	当該業務は、主に雨どいなど雨水排水設備の接続状況等を確認するもので、排水設備の接続状況を図面に記したうえで現場の写真を撮影して報告するものであり、宅地内の排水設備の構造に精通するものであれば他の事業者でも遂行が可能である。

(別表1) 平成19年度に都の各局と特命随意契約を行っていた出資団体等一覧

団 体 名	団 体 名
公立大学法人首都大学東京	財団法人東京動物園協会
財団法人東京都道路整備保全公社	東京都道路公社
東京メトロポリタンテレビジョン株式会社	財団法人東京港埠頭公社
財団法人建築コスト管理システム研究所	東京レポートセンター株式会社
財団法人東京税務協会	財団法人東京防災指導協会
財団法人東京都スポーツ文化事業団	財団法人東京消防協会
財団法人東京都交響楽団	財団法人東京連合防火協会
株式会社日本文字放送	財団法人消防試験研究センター
財団法人東京都体育協会	株式会社はとバス
財団法人東京都慰霊協会	東京トラフィック開発株式会社
社会福祉法人東京都社会福祉協議会	東京都交通局協力会
株式会社東京交通会館	東京交通サービス株式会社
東京都住宅供給公社	東京水道サービス株式会社
財団法人東京都都市建設公社	水道マッピングシステム株式会社
財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター	東京都下水道サービス株式会社
財団法人不動産適正取引推進機構	東京下水道エネルギー株式会社
財団法人東京都環境整備公社	財団法人東京都学校給食会
財団法人東京都公園協会	社団法人東京都教職員互助会
株式会社 PUC	財団法人東京交通安全協会
財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団	交通情報サービス株式会社
財団法人東京都保健医療公社	特殊法人自動車安全運転センター
財団法人東京救急協会	社団法人東京指定自動車教習所協会
財団法人東京都中小企業振興公社	財団法人東京防犯協会連合会
財団法人東京しごと財団	財団法人暴力団追放運動推進都民センター
財団法人東京観光財団	—
財団法人東京都農林水産振興財団	
株式会社東京国際フォーラム	
株式会社東京ビックサイト	
東京都ビジネスサービス株式会社	
社団法人東京労働者共同保証協会	

(注) 印は東京都監理団体(平成19年8月1日現在)

東京都監理団体とは、東京都が出資又は出えんを行っている団体及び継続的な財政支出、人的支援等を行っている団体のうち、全庁的に指導監督を行う必要があるものをいう。

(4) トップインタビュー

ア 目的

業務手順の明確化やチェック体制の強化など、内部統制の整備は、民間企業と同様、都の事業執行においても重要である。

そこで、監査委員が各局の事業環境、事業運営に対するトップの認識や内部統制の整備運用状況について理解を深めるために、局長等にインタビューを実施した。

イ 実施方法

定例監査において、監査委員が各局に赴き、局長等に単独で一時間程度、面談し意見交換を行った。

ウ インタビューの結果

都には、いわゆる官房系の局や事業系の局、行政委員会など、性格が異なる様々な局等の組織がある。

その局の事業の性格により、内部統制に係るトップの考えも自ずと異なると思われるが、総じて各局長においては、局を取り巻く事業環境や課題を的確に把握するとともに、高い見識と使命感を持って、業務の遂行に当たっていることを確認することができた。

インタビューの中から、監査委員が各局の事業について理解を深める上で有用であると認めたテーマや、内部統制の整備運用状況について、P. 23以降の局別の項において記載している。

なお、行政組織における内部統制は、まだ新しい概念であり、具体的なあり方についてのよるべき指針がなく、試行している状況にある。その中で、今回のトップインタビューを通じて、都庁における整備運用状況について概括すると次のとおりである。

都においては、会計管理、サービス管理等について、法令、条例、規則などで明確に定められており、内部統制の仕組みは整備されている。

さらに、各局は、規則等に基づき業務手順を明確にし、適切な事務の執行に心がけている。

特に、チェック体制の強化については、いずれの局においても、二重のチェック体制の整備や、定期的な自己点検を実施している。

以上のほか、局の置かれている状況に応じて、様々な視点から内部統制の構築を図っている。その一例を挙げると次のとおりである。

- ・ 環境変化に素早く対応するため、定期的に課題の整理を行うなど、事務事業の進行管理を的確に行っている。
- ・ コンプライアンスや危機管理の徹底のため、管理職の意識改革を重視している。
- ・ 大量退職時代を背景に、組織の事業執行能力の低下を招かないよう、技術継承の仕組みの確立に取り組んでいる。

(5) 東京都財務諸表等の監査

ア 監査の目的

平成19年度東京都財務諸表(貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書及び附属明細書)が、東京都会計基準に準拠しているかを検証することを目的として実施した。

なお、財務諸表の信頼性を担保するには、財務諸表から勘定科目の個々の内訳に至るまで検証できる仕組みが構築されていなければならないことから、今回の監査では、東京都財務諸表の基礎となる帳簿組織について、併せて検証することとした。

イ 監査対象及び期間

(ア) 東京都財務諸表(一般会計及び特別会計(17会計))

東京都財務諸表の基となる「局別会計別財務諸表」について、各局に対して監査を行った後、東京都財務諸表について、会計管理局に対して監査を実施した。

局別会計別財務諸表

平成20年8月5日から同月7日まで

東京都財務諸表

平成20年8月29日

(イ) 帳簿組織

貸借対照表の資産及び負債の残高(注)について、期中の定例監査において、直近(平成18年度)の東京都財務諸表をもとに、以下の18局に対して調査を実施した。

知事本局、青少年・治安対策本部、総務局、財務局、主税局、生活文化スポーツ局、都市整備局、環境局、福祉保健局、病院経営本部、産業労働局、中央卸売市場、建設局、港湾局、東京消防庁、会計管理局、教育庁、警視庁

(注) 貸借対照表の資産及び負債(期末ストック)の残高を調査対象としたのは、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書(期中フロー)の残高については、従来の歳入・歳出決算の枠組みで個々の取引に至る追跡可能性が概ね確保されているものと考えられることによる。なお、東京都財務諸表の基礎となる帳簿については、電算システム、表計算ソフト又は手書きによるものなど、様々なものが見受けられた。

ウ 監査の方法

(ア) 東京都財務諸表

財務諸表と歳入歳出決算とが整合しているか、引当金の計上等の決算整理事項は適正であるかを確認するとともに、複式仕訳や資産等の増減に係る会計処理などが適正に行われているかを抽出により確認した。

(イ) 帳簿組織

貸借対照表の各勘定科目について、残高の基礎となる帳簿（台帳など）が具備されているか確認し、個々の内訳に至るまで追跡可能かを検証した。

エ 監査の結果

(ア) 東京都財務諸表

監査の対象とした財務諸表については、東京都会計基準に概ね準拠して作成されているものと認められる。

平成18年度財務諸表の監査では、各局が固定資産の計上に係る事務処理、とりわけ財務会計システムと財産情報システムとの残高照合について多大な労力を要していたことから、事務のあり方について、会計管理局及び財務局に対して改善に向けた速やかな検討を求めた。

今回の監査の結果、両局によるシステム運用やマニュアルの改善、各局におけるノウハウの蓄積等により、事務処理が改善していることが認められた。一方、一部の局については、本庁と各事業所、経理（会計）担当者と財産管理担当者との組織的な連携が十分でないなど、引き続き計数の一層の精度向上に向けた取り組みが必要な状況が見受けられた。

会計管理局及び財務局は、今後とも新公会計制度の定着に向けて、各局に対して適切に指導を行うとともに、各局においては財務諸表に係る計数の精度向上に向けて、必要な取組みを継続する必要がある。

(イ) 帳簿組織

今回調査した範囲では、貸借対照表の各勘定科目の残高は、個々の内訳に至るまで追跡可能であり、監査可能性が確保されているものと認められた。

ただし、貸付金勘定及び収入未済勘定については、財務会計システムの枠外で電算システムにより個別に台帳を管理している場合、次のとおり、今後検討すべき課題が認められた。

期末残高の効率的な把握について

一部の台帳について、個々の期末残高を速やかに合算集計する機能を欠く

ものが見受けられた。

また、収入未済の期末残高と各台帳の残高とを突合して整合性を確かめるには、

- ・前年度発生分の債権に係る出納整理期間（４月～５月）中の回収額、
- ・又は、出納整理期間終了日現在の台帳上の収入未済残高のうち、新年度（４月～５月）になってから発生した部分

を別途把握して調整を行う必要があるが、一部の台帳について、当該調整機能を欠くものが見受けられた。

電算システムによる管理台帳については、必要な場合、プログラムを改善するなど期末残高の効率的な集計・調整を可能なものとし、毎決算期において貸借対照表の勘定残高と帳簿の残高との照合に利用することが望ましい。

債権の年齢管理について

東京都会計基準は、収入未済に関する引当金の計上について、過去の不納欠損実績率によるほか、より合理的な算定方法が存在する場合には、個々の債権の状況に応じた算定方法によることを認めている。今年度の財務諸表では、一部の局において、長期滞留債権の回収可能性を正しく表示するため、その弁済状況を勘案した引当金の算定を行っている。今後、多数にわたる収入未済案件の回収可能性を適切に見積もるには、納入期限後の管理が適切に行われていることが前提となる。

今回の調査の結果、債権に係る帳簿のうち、電算システムにより個別に管理している台帳の多くは、収入未済額（滞納分）を納入期限別に管理する機能（年齢管理機能）を欠いていることが認められた。

都は、債権管理のより一層の適正化を図るため、平成２０年３月に東京都債権管理条例（平成２０年東京都条例第２５号）を制定し、本年７月より施行している。条例では、私債権の放棄（不納欠損処分）を認める要件の１つとして「時効期間の経過」を定めており、徴収事務を効率的・効果的に実施し、回収可能性を的確に把握するためにも、債権の年齢管理は今後さらに重要性を増すものと考えられる。

今後、各局において債権管理に係るシステムの新規導入や改善を行う際には、納入期限後の管理を適切に行えるよう、年齢管理等の所要の機能の導入について考慮すべきである。

第2 監査の結果（局別）

知 事 本 局

第 1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成 19 年度の知事本局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 総務部、地方分権推進室、外務部、基地対策室、政策部、計画調整部

3 実地監査期間

平成 20 年 6 月 19 日及び 20 日

第 2 監査の結果

1 トップインタビュー

局の事業環境や事業運営に対する認識について、監査委員が知事本局長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 知事本局の役割について

知事本局は知事のトップマネジメントを補佐する局であり、具体的な役割としては、都の事業に関する全庁的な調整に関する事、八都県市、全国知事会、アジア大都市ネットワークなど対外的活動に関する事、報道に関する事などがある。

イ 「10年後の東京」について

平成 18 年 12 月、今後目指すべき都市の姿として策定した。学校の校庭の芝生化、羽田空港の国際化など都民の関心が高い。計画の実現に向けては、今後も、都民の意見を取り入れるとともに、区市町村との一層の連携を図っていきたい。

ウ 内部統制について

本年 4 月に組織を改正し、個々の部長の管理スパンを明確にした。各部に対して、コンプライアンスを徹底するとともに、チェック体制の強化などについても指導の徹底に努めていきたい。

2 指摘事項

(歳 出)

(1) 業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行うべきもの

業務委託契約における仕様書の作成に当たり、委託者が所要人員を指定することは、職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)第 44 条(労働者供給事業の禁止)に抵触することから、

財務局経理部長通知では、契約書に添付する内訳書等には、人数および一人当たりの単価を表示しないこととされている（「業務委託等の契約内容について」（昭和52年3月5日付51財経庶第1201号））。

企画調整部では、政策情報作成支援システム運用支援委託契約（契約金額：301万3,920円、契約期間：平成19.4.1～平成20.3.31）をAと特命随意契約により締結している。

ところで、契約関係書類について見たところ、仕様書において、履行体制に人数を指定していることは、適正でない。

部は、業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行われたい。

（企画調整部）

（歳出）

（2）複写サービスに関する契約の変更を適正に行うべきもの

企画調整部では、複写サービスに関する単価契約（推定契約金額：428万4,000円、年間予定数量：白黒コピー192万枚、カラーコピー12万枚、契約期間：平成19.4.1～平成20.3.31）をBと指名競争入札により締結している。

単価契約においては、予定数量（推定総金額）が重要な要件として、入札金額に反映されることから、当初の予定数量を超過することが見込まれる場合、新たな契約として処理しなければならないとされている。

ところで、部は、カラーコピーの年間予定枚数が超過したことから平成19年10月末で契約を打ち切り、同年11月1日より新たな契約を行っている。

しかしながら、カラーコピーの使用状況について見たところ、表1のとおり、10月分で年間予定枚数を超過していることから、9月末で契約を打ち切り、新たな契約を締結すべきであったにもかかわらず、これを行っていないことは、適正でない。

部は、複写サービスに関する契約の変更を適正に行われたい。

（企画調整部）

（表1）複写機の使用状況等

（単位：枚）

平成 19年	白黒コピー年間予定枚数 月160,000枚×12か月=1,920,000枚		カラーコピー年間予定枚数 月10,000枚×12か月=120,000枚	
	使用枚数	残枚数	使用枚数	残枚数
4月分	105,857	1,814,143	9,405	110,595
5月分	134,297	1,679,846	7,671	102,924
6月分	174,472	1,505,374	21,719	81,205
7月分	80,088	1,425,286	10,236	70,969
8月分	109,362	1,315,924	23,261	47,708
9月分	90,698	1,225,226	23,762	23,946
10月分	184,519	1,040,707	42,219	18,273
合計	879,293		138,273	

青少年・治安対策本部

第1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成19年度の青少年・治安対策本部における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 総合対策部

3 実地監査期間

平成20年6月19日及び20日

第2 監査の結果

1 トップインタビュー

本部の事業環境や事業運営に対する認識について、監査委員が青少年・治安対策本部長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア パソコンや携帯電話によるトラブル等から子どもたちを守るための対策について

「東京都子ども・若者問題対策会議」の中に、専門の部会を設けて検討している。対策として、インターネット上の有害情報へのアクセスを制限するフィルタリングの推奨、保護者や子どもたちに対するメディアリテラシー（情報を検証し読み取る能力）の育成、ファミリールール（家庭内で一定のインターネット等の利用に関するルールを決める）の普及等に取り組んでいる。

イ 落書き消去キャンペーンについて

落書を放置することは、犯罪に対する無関心を示すサインとなり、治安の悪化につながっていく。そのため、塗装工業協同組合やボランティア、学生等の協力により、落書き消去活動や落書き防止のための壁画の製作等に取り組んでいる。

ウ 内部統制について

四半期ごとに自己点検を行うなど、定期的なチェックに努めるとともに、コンプライアンスの徹底を指導している。

2 指摘事項

(歳 出)

(1) 産業廃棄物の収集運搬処分委託に係る事務処理を適正に行うべきもの

産業廃棄物の収集・運搬及び処分を委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条第3項の規定により、運搬については産業廃棄物収集運搬許可業者に、また、処分については産業廃棄物処分許可業者にそれぞれ委託しなければならないとされている。

ところで、総合対策部では、「産業廃棄物収集運搬及び処分委託」契約（契約金額：5万8,800円、契約年月日：平成20.3.26、履行期限：平成20.3.31）を、Aと締結している。

しかしながら、当該契約に係る事務処理について見たところ、部は、収集運搬業許可証及び処分業許可証の有無を確認すべきであったにもかかわらず、処分業許可証の確認を行わないまま、処分許可業者ではないAと契約しており、適正でない。

部は、産業廃棄物の収集運搬処分委託に係る事務処理を適正に行われたい。

(総合対策部)

東京オリンピック・パラリンピック招致本部
(旧東京オリンピック招致本部)

第1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成19年度の東京オリンピック・パラリンピック招致本部(旧東京オリンピック招致本部)における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 企画部、招致推進部

3 実地監査期間

平成20年5月12日及び13日

第2 監査の結果

1 トップインタビュー

本部の事業環境や事業運営に対する認識について、監査委員が東京オリンピック・パラリンピック招致本部長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 招致本部と招致委員会との関係について

I O C からオリンピック招致活動について、行政と民間が一体となって取り組むよう要請があり、N P O 法人として東京オリンピック・パラリンピック招致委員会を設置した。計画の作成等を都の招致本部、国際関係を中心とした実践的な活動を招致委員会が担い、オリンピック招致に向けて両者が連携して行く。

イ 観客の輸送手段等について

東京は既に充実した公共交通ネットワークを備えており、オリンピック・パラリンピック開催のために、地下鉄建設など新たな交通手段の整備は予定していない。専用のバスレーンの設置などにより、主要なホテル等から一定時間内に会場まで到着できるようにしたい。この他にも、「10年後の東京」に基づく道路の整備を進めることにより、観客の安全、確実な輸送を図っていく予定である。

ウ 内部統制について

トップと職員との間の垣根をできるだけ取り払い、職員全員から意見を聴くようにしている。経費については、使途の明確化や関係書類、領収書等の適切な管理に努めるよう、指導の徹底を図っている。

2 指摘事項

特に指摘する事項はない。

総 務 局

第 1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成 19 年度の総務局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 総務部、行政改革推進部、情報システム部、首都大学支援部、人事部、行政監察室、行政部、総合防災部、統計部、人権部、国体・障害者スポーツ大会推進部

(2) 事 業 所 公文書館、職員研修所、大島支庁、八丈支庁

3 実地監査期間

平成 20 年 5 月 7 日から同月 16 日まで

(ただし、大島支庁は平成 20 年 6 月 17 日、八丈支庁は、平成 20 年 5 月 27 日)

平成 20 年 6 月 11 日

第 2 監査の結果

1 トップインタビュー

局の事業環境や事業運営に対する認識について、監査委員が総務局長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 行政改革の取組について

職員定数の削減の他にも、特殊勤務手当の見直し、新公会計制度の導入、大学、研究機関の独立法人化、市場化テストの導入等に取り組んできた。

イ 多摩地域、島しょ地域の振興について

地域の特性を生かした独自のまちづくりを行うため、市町村総合交付金等を活用し、多摩地域、島しょ地域の振興を図っている。特に、小笠原諸島については、地理的・自然的特性などに起因する多くの課題を抱えていることから、国や都が小笠原諸島振興開発特別措置法に基づく支援を行っている。

ウ 内部統制について

都は、会計管理、職員の服務管理、コンプライアンス等について、法令、条例、規則等で明確に定めており、内部統制の仕組みが整備されている。各種研修や検査などを通じてこれらが有効に機能するよう取り組んでいるところであり、今後とも、適正性の確保に引き続き努力していきたい。

2 指摘事項

(歳 出)

(1) 産業廃棄物の収集運搬処分委託に係る事務処理を適正に行うべきもの

産業廃棄物の収集運搬及び処分を委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条第3項の規定により、運搬については産業廃棄物収集運搬許可業者に、また、処分については産業廃棄物処分許可業者にそれぞれ委託しなければならないとされている。

ところで、公文書館では、「産業廃棄物の収集運搬及び処分業務委託」契約(契約金額:37万2,225円、契約年月日:平成19.10.16、履行期限:平成19.11.30)を、Aと締結している。

しかしながら、当該契約に係る事務処理について見たところ、館は、収集運搬業許可証及び処分業許可証の有無を確認すべきであるにもかかわらず、処分業許可証の確認を行なわないまま、処分業者ではないAと契約しており、適正でない。

館は、産業廃棄物の収集運搬処分委託に係る事務処理を適正に行われたい。

(公文書館)

(歳 出)

(2) 業務委託に係る積算を適切に行うべきもの

大島支庁は、昇降機保守点検業務について、Bを特命して、委託契約を締結(契約金額:平成18年度154万9,800円、平成19年度154万9,800円)している。

ところで、当該契約に係る積算について見たところ、平成18年度及び平成19年度の各年度の積算額159万6,000円の中に、業務従事者3名分の交通費及び宿泊費として78万3,720円を計上していることが認められた。

しかしながら、Bから提出された「点検作業報告書」を見たところ、いずれの年度においても、毎月2名が業務に従事し、宿泊をしていないことが確認された。

この結果、交通費及び宿泊費の積算が、47万1,240円過大となっている。

支庁は、業務委託に係る積算を適切に行われたい。

(大島支庁)

(歳 出)

(3) 業務委託契約のあり方について見直すべきもの

大島支庁は、自家用電気工作物の保安管理業務について、表1のとおり、Cを特命して、委託契約を締結している。

ところで、支庁は、当該契約に係る特命理由として、「島内には登録業者がなく、大島において実績のある業者である。」としている。

しかしながら、本業務は、電気事業法施行規則に基づく電気主任技術者の資格を有する者で

あれば履行できるものであり、かつ、島内には、指名競争入札参加有資格者名簿に登録されている事業者が存在することから、Cを特命する特段の理由は認められない。

支庁は、競争性を確保する観点から、業務委託契約のあり方について見直されたい。

(大島支庁)

(表 1) 自家用電気工作物保安管理業務の契約状況 (単位 : 円)

業 務 場 所	契 約 者	契 約 金 額	契 約 期 間
大島支庁	C	4 5 6 , 1 2 0	平成 1 9 . 4 . 1 ~ 平成 2 0 . 3 . 3 1
大島空港	C	9 7 6 , 3 4 2	平成 1 9 . 4 . 1 ~ 平成 2 0 . 3 . 3 1
大島公園	C	3 9 6 , 9 0 0	平成 1 9 . 4 . 1 ~ 平成 2 0 . 3 . 3 1
元町港船客待合所	C	4 5 3 , 4 4 2	平成 1 9 . 4 . 1 ~ 平成 2 0 . 3 . 3 1
合 計		2 , 2 8 2 , 8 0 4	-

(財 産)

(4) 製作委託により納入された備品の管理を適正に行うべきもの

公文書館では、「展示用パネルの作成委託」契約(契約金額 : 9 4 万 5 , 0 0 0 円、契約期間 : 平成 2 0 . 1 . 1 8 ~ 平成 2 0 . 2 . 2 0) を D と締結し、所蔵資料を館内で展示するためのパネルを作成している。

ところで、東京都物品管理規則(昭和 3 9 年東京都規則第 9 0 号) によれば、製作委託により納入された物品の取得単価が 5 万円以上である場合は、備品として管理しなければならないとされている。

しかしながら、館は、監査日(平成 2 0 . 5 . 9) 現在、表 2 のとおり、当該契約により製作した複数のパネルについて、備品としての管理を行っておらず、適正でない。

館は、製作委託により納入された備品の管理を適正に行われたい。

(公文書館)

(表 2) 委託契約により製作したパネルの内訳 (単位 : 円)

品 名	個数	規 格	金 額
旧東京府庁舎図面	1	縦 120 cm × 横 150 cm × 厚さ 4 cm	1 8 3 , 7 5 0
北町奉行所絵図	1	アルミフレーム・木製パネル	1 9 4 , 2 5 0
江戸朱引図	1		1 9 4 , 2 5 0
錦絵「御酒頂戴」	1		1 9 4 , 2 5 0
東京市井区別図	1		縦 95 cm × 横 120 cm × 厚さ 4 cm
合 計	5		9 4 5 , 0 0 0

財 務 局

第 1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成 19 年度の財務局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 経理部、主計部、財産運用部、建築保全部

3 実地監査期間

平成 20 年 4 月 16 日から同月 22 日まで

第 2 監査の結果

1 トップインタビュー

局の事業環境や事業運営に対する認識について、監査委員が財務局長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 大規模施設等の改築・改修について

平成 20 年 2 月に策定した「大規模施設等の改築・改修に関する実施方針」に基づき、本年度中に「主要施設改築・改修計画」を策定する予定である。計画策定にあたっては、施設の建替えの必要性を十分に判断するとともに、合築等による資産の有効活用も考慮していく。

イ 新公会計制度導入の効果について

都の資産額が毎年明らかになることから、ストックという概念が浸透した効果が大きい。また、金利や減価償却という時間的概念をコスト意識に加えたフルコストの概念が定着し、ストック、フローの両面から事業を継続的に捉えることができるようになったのも大きな成果である。

ウ 財務諸表の活用について

まず、債権管理の分野で活用していく。さらに、金銭では測定できない行政サービスの向上という事業効果の検証にどう活用していくかが課題である。

エ 内部統制について

民間事業者との接触が多い事務を所管していることから、汚職防止研修を毎年、悉皆^{しっかい}で行うとともに、局独自の汚職防止パンフレットを作成し、職員に配布している。

2 指摘事項

(歳 入)

(1) 不用品の売払いについて積算を適切に行うべきもの

経理部では、平成19年度に3回に渡って、局長及び議会用に使用していた庁有車27台をAに不用品として合計金額299,250円で売り払っている。

ところで、この27台について見たところ、17台については、車検の有効期間が残っていたことが認められた。

車検の有効期間を残して廃車した場合については、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律87号)に基づき、平成17年1月から適正な廃車、解体を行った場合、永久抹消登録申請又は解体届出と同時に還付申請を行うことにより、月割で自動車重量税(以下「重量税」という。)が還付される。

しかしながら、部では、重量税の還付制度を認知していなかったことから、その売払契約の予定価格に重量税の還付相当分294,525円(監査事務局試算)を積算せず、27台全て鉄くずとしての売払いの積算しか行っていないのは、適切でない。

なお、売払後、庁有車の名義がAに書き換えられ、Aが重量税の還付を受けていることが確認されており、結果として、鉄くず27台の庁有車(車両総重量約47.2t)を4,725円(監査事務局試算)で売払ったことになる。

部は、不用品の売払いについて積算を適切に行われたい。

(経理部)

(歳 出)

(2) 再リース契約に係る積算を適切に行うべきもの

経理部は、電子調達システムで利用するサーバ等について、表1のとおり、再リース契約を締結している。

ところで、これらの契約について見たところ、リース対象物件が当初リース時点と比べて減少したり、新たに追加されているにもかかわらず、いずれの契約においても積算根拠が一括の月額リース料の参考見積りのみとなっており、物件の各々についてリース料を積算しておらず、契約目途額が妥当であるか検証が行われていない。

部は、再リース契約に係る積算については、リース対象物件の増減等を踏まえ適切に行われたい。

(経理部)

(表 1) 対象リース契約

(単位 : 円)

契約件名	契約期間	契約金額	リース対象物件	当初契約金額	当初契約におけるリース対象物件
電子調達システム用サーバ機器等の借入れ (その1の3)	平成 19. 4. 1 ~ 平成 20. 3. 31 (再リース)	2,722,860	ラック、ソフトウェア15本	15,363,180	サーバ及びバックアップサーバ、ディスクアレイ装置、バックアップテープライブラリー、ワークステーション、LAN監視装置、LAN管理端末、ラック等機器14台 ソフトウェア22本
電子調達システム用サーバ機器等の借入れ (その3の2)	平成 19. 4. 1 ~ 平成 20. 3. 31 (再リース)	6,820,632	サーバ2台、データメンテナンス用端末7台、無停電電源装置1台、レイア2スイッチ2台、増設機器等1セット、ラック1台ソフトウェア16本	26,580,750	サーバ3台、データメンテナンス用端末7台、無停電電源装置1台、レイア2スイッチ2台、増設機器等1セット、ラック1台、ソフトウェア22本
電子調達システム用サーバ機器等の借入れ (その2の3)	平成 19. 4. 1 ~ 平成 20. 3. 31 (再リース)	7,705,782	DAT装置1台、机等及び椅子4セット、ラック4台、ソフトウェア40本	59,036,040	データベースサーバ、ディスクアレイ装置、ワークステーション等機器32台、増設機器等、机及び椅子4セット、ラック4台、ソフトウェア62本

主 税 局

第 1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成 19 年度の主税局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 総務部、税制部、課税部、資産税部、徴収部

(2) 事 業 所 千代田・中央・文京・台東・墨田・品川・渋谷・杉並・練馬・足立・葛飾・八王子各都税事務所、青梅・町田各都税支所、品川・足立・多摩各自動車税事務所

3 実地監査期間

平成 20 年 2 月 7 日から同年 3 月 10 日まで

平成 20 年 6 月 12 日及び 13 日

第 2 監査の結果

1 トップインタビュー

局の事業環境や事業運営に対する認識について、監査委員が主税局長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 地方法人特別税等に関する暫定措置法の施行による都への影響について

平成 20 年度は対象が少ないためほとんど影響がないが、平成 21 年度から影響が出始める。都税収入等への影響額は、21 年度は約 2,800 億円、22 年度以降は平準化されて、約 3,000 億円の減収になると見込んでいる。

イ 都税の収入率向上に向けた取組について

現在、徴収率は 97% を超えており、以前に比べ大きく上昇している。これは、職員の努力によるところが大きい。個人都民税については、区市町村が徴収していることから、区市町村に対する協力、指導等も行っている。

ウ 職員の専門性の向上について

税の世界は、専門の知識等がないと対応できないところがある。実務経験豊かな団塊世代の層の職員が大量退職するが、これらのベテラン職員が有するノウハウをどうやって伝承していくかが課題となっている。

エ 内部統制について

税務事務や職員の育成に関する局の方針は、各都税事務所によく伝わっていると思う。また、

適正・公平な税務行政に向けて、職員に対する研修や実務実習にも力を入れている。会計事務等については、本局の職員が事務所に出向いて定期的に検査を行うなど、指導の徹底を図っている。

2 指摘事項

(都 税)

(1) 個人事業税の課税を適正に行うべきもの

個人事業税は、地方税法(昭和25年法律第226号、以下「法」という。)第72条の2に規定されている事業(70業種)を行っている個人を対象として、前年の所得を基に課税標準を算定し、課税することとされている。

個人事業税のうち、駐車場業として課税対象となるのは、建築物である駐車場、または、いわゆる青空駐車場で駐車可能な台数が10台以上の場合である。

なお、建築物である駐車場と10台未満の青空駐車場が併存している場合は、駐車可能な台数分すべてについて課税対象となる。

ところで、各所における個人事業税の課税状況について見たところ、次のとおり、不適正な事例が認められた。

ア 葛飾都税事務所では、不動産貸付業と駐車場業を併せて行っているAに対し、両事業を個人事業税の課税対象として認定し、課税標準を算定している。

ところで、所は、Aが営んでいる駐車場について、駐車可能な台数3台のうち2台分は、建築物である駐車場であることから、平成19年度に課税しているが、関係書類を調査したところ、平成17年度及び平成18年度においても駐車場の形態は同様であるにもかかわらず、それぞれの年度において、課税を行っていないことが認められた。

この結果、表1のとおり、個人事業税2万8,600円が課税不足となっている。

(表1) 個人事業主Aに係る個人事業税額

(単位:円)

年 度	正税額(A)	既税額(B)	差額(A-B)
平成17年度	253,000	238,300	14,700
平成18年度	232,200	218,300	13,900
合 計	485,200	456,600	28,600

(注) 法第17条の5第1項に基づき、平成17年度分から課税する。

イ 杉並都税事務所では、不動産貸付業と駐車場業を併せて行っているBに対し、不動産貸付業から生じた所得のみをもって個人事業税の課税対象として認定し、課税標準を算定している。

しかしながら、関係書類を調査したところ、Bが営んでいる駐車場について、駐車可能な台数6台のうち2台分は建築物である駐車場であり、駐車場業から生じた所得についても課税対象となることが認められた。

この結果、表2のとおり、個人事業税16万2,900円が課税不足となっている。

(表2) 個人事業主Bに係る個人事業税額 (単位:円)

年 度	正税額(A)	既税額(B)	差額(A-B)
平成17年度	711,700	659,000	52,700
平成18年度	692,300	638,900	53,400
平成19年度	722,600	665,800	56,800
合 計	2,126,600	1,963,700	162,900

(注) 法第17条の5第1項に基づき、平成17年度分から課税する。

所は、個人事業税の課税を適正に行われたい。

(葛飾都税事務所)

(杉並都税事務所)

(都 税)

(2) 住宅用地及び非住宅用地の認定を適正に行うべきもの

住宅用地については、特例措置により、固定資産税・都市計画税の課税標準が軽減されており、このうち、住宅の数1戸当たり200㎡以下の土地については、小規模住宅用地として、さらに、軽減措置が設けられている。

なお、固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在における固定資産の所有者に対し課することとされている(法第343条及び第702条)。

ところで、各所における住宅用地及び非住宅用地の認定に係る事務処理について見たところ、次のとおり、不適正な事例が認められた。

ア 足立都税事務所では、平成17年10月に、足立区千住龍田町に所在する土地に係る分筆登記が行われた際に、分筆後の土地145.06㎡について、住宅と事務所が併存していることから、現況調査を行い、住宅用地を130.61㎡、それ以外の土地を非住宅用地として14.45㎡と認定している。

しかしながら、土地の認定状況に係る関係書類を見たところ、事務所の建築面積は28.91㎡であることから、非住宅用地は28.91㎡であると認められた。

この結果、表3のとおり、固定資産税・都市計画税3万6,324円が課税不足となっている。

(表3) 税額正誤試算表

(単位：円)

年 度	正税額(A)	既税額(B)	差額(A-B)
平成18年度	122,114	103,952	18,162
平成19年度	122,114	103,952	18,162
合 計	244,228	207,904	36,324

(注) 法第17条の5第3項に基づき、誤った処理が行われている平成18年度分から試算している。

イ 品川都税事務所では、品川区内に所在する土地1,471.15㎡に住宅と駐車場が併存していることから、住宅用地を735.58㎡、非住宅用地を735.57㎡と認定している。

ところで、土地の認定状況に係る関係書類を見たところ、当該住宅用地は、ブロック塀により非住宅用地と区分して認識できる形状になっているため、現地調査を行った結果、住宅用地は874.12㎡、非住宅用地は597.03㎡であると認められた。

この結果、表4のとおり、固定資産税・都市計画税171万1,222円が課税超過となっている。

(表4) 税額正誤試算表

(単位：円)

年 度	正税額(A)	既税額(B)	差額(A-B)
平成15年度	5,451,376	5,813,978	362,602
平成16年度	5,451,376	5,813,978	362,602
平成17年度	5,287,919	5,612,591	324,672
平成18年度	5,313,780	5,644,453	330,673
平成19年度	5,313,780	5,644,453	330,673
合 計	26,818,231	28,529,453	1,711,222

(注) 法第17条の5第2項に基づき、5年度分を還付するものとして試算している。

所は、住宅用地及び非住宅用地の認定を適正に行われたい。

(足立都税事務所)

(品川都税事務所)

(都 税)

(3) 固定資産税・都市計画税(家屋)の課税を適正に行うべきもの

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在における固定資産の所有者に対し、課することとされている(法第343条及び第702条)。

ところで、各所における家屋の課税状況について見たところ、次のとおり、不適正な事例が認められた。

ア 品川都税事務所では、平成16年7月に品川区東中延一丁目所在の家屋数棟の滅失処理を行っているが、この際に、現存している住宅1棟(所有者：C、建築年次：昭和35年、床面積：49.25㎡)についても誤って滅失処理を行ったことから、監査日(平成20.2.28)現在、表5のとおり、固定資産税・都市計画税1万8,417円が課税漏れとなっている。

(表5) 課税漏れ額試算表 (単位：円)

年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	合 計
税 額	6,139	6,139	6,139	18,417

(注) 法第17条の5第3項に基づき、平成17年度分から試算している。

イ 杉並都税事務所では、杉並区阿佐谷北一丁目のJR中央線の高架下に所在する家屋1棟(所有者：D、用途：倉庫、建築年次：昭和56年(62年一部増築)、床面積：322.8㎡)について、課税客体として捕捉しておらず、表6のとおり、固定資産税・都市計画税42万9,135円が課税漏れとなっている。

(表6) 課税漏れ額試算表 (単位：円)

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	合 計
税 額	92,233	92,233	92,233	76,218	76,218	429,135

(注) 法第17条の5第3項に基づき、5年度分を課税するものとして試算している。

ウ 足立都税事務所では、足立区千住龍田町に所在する家屋の増築部分(所有者：E、用途：一般倉庫、増築年次：昭和62年、床面積：41.05㎡)について、監査日(平成20.3.4)現在、課税客体として捕捉しておらず、表7のとおり、固定資産税・都市計画税1万3,502円が課税不足となっている。

(表7) 不足税額試算表

(単位:円)

年 度	正税額(A)	既税額(B)	差額(A-B)
平成 15 年度	18,039	15,315	2,724
平成 16 年度	18,039	15,315	2,724
平成 17 年度	18,039	15,315	2,724
平成 18 年度	17,980	15,315	2,665
平成 19 年度	17,980	15,315	2,665
合 計	90,077	76,575	13,502

(注) 法第17条の5第3項に基づき、5年度分を課税するものとして試算している。

所は、固定資産税・都市計画税(家屋)の課税を適正に行われたい。

(品川都税事務所)

(杉並都税事務所)

(足立都税事務所)

(都 税)

(4) 滞納処分の執行停止に係る事務処理を適正に行うべきもの

納税者が地方税を納期限までに完納せず、督促を行ってもなお納付されない場合は、税の徴収を強制的に実現するため、滞納処分を執行するが、当該納税者に徴収金に相当する財産がないときは、法に基づき、滞納処分の執行を停止することができるとされている。

また、執行停止が3年間継続したときは、納税義務は消滅するが、執行停止後3年以内に執行停止の原因がなくなると認められるときは、当該執行停止を取り消さなければならないとされている。

各所においては、法令及び局の通知に基づき、停止額が高額である納税者(以下「高額滞納者」という。)については、停止決定から2年を経過した日以後、停止期間が満了する日までに、資力の回復等により徴収金の納付が可能であるか否かを確認するため、調査を行うこととしている。

調査の結果、資力の回復が見込まれないと判断した場合には、不納欠損として処理し、納税義務を消滅させることとしている。

一方、徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、上記にかかわらず、直ちに納税義務を消滅させることができるとされている。

ところで、渋谷都税事務所では、表8のとおり、高額滞納者であるFが納付すべき個人事業税及び自動車税について、滞納処分の執行停止と同時に欠損として処理している(以下「同時欠損」という)。

しかしながら、関係書類を調査したところ、Fの資力の回復の可否等について十分な調査が行われていないことが認められた。

所は、当該案件については、同時欠損として処理するのではなく、執行停止から2年を経過した日以後に十分な調査を行った上で、不納欠損とするか、または、滞納処分の執行停止を取り消すかを判断した上で処理すべきであった。

所は、滞納処分の執行停止に係る事務処理を適正に行われたい。

(渋谷都税事務所)

(表 8) 高額滞納者に係る同時欠損処理

(単位 : 円)

納税者名	税目	執行停止決定日	滞納額	同時欠損処理日
F	個人事業税	平成 19.11.16	4,503,400	平成 19.11.16
	自動車税		127,500	
合計		-	4,630,900	-

(歳 出)

(5) 産業廃棄物の収集運搬処分委託に係る事務処理を適正に行うべきもの

産業廃棄物の収集・運搬及び処分を委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条第3項の規定により、運搬については産業廃棄物収集運搬許可業者に、また、処分については産業廃棄物処分許可業者にそれぞれ委託しなければならないとされている。

ところで、練馬都税事務所では、「産業廃棄物収集運搬処分委託」契約(契約金額:26万2,500円、契約年月日:平成19.10.23、履行期限:平成19.12.28)を、Gと締結している。

しかしながら、当該契約に係る事務処理について見たところ、所は、収集運搬業許可証及び処分業許可証の有無を確認すべきであったにもかかわらず、処分業許可証の確認を行わないまま、処分許可業者ではないGと契約しており、適正でない。

所は、産業廃棄物の収集運搬処分委託に係る事務処理を適正に行われたい。

(練馬都税事務所)

3 意見・要望事項

(歳 出)

(1) 電話交換業務委託契約のあり方について検討すべきもの

総務部は、「中央外16都税事務所電話交換業務契約」(契約金額:1億4,624万8,200円、契約期間:平成19.4.1~平成20.3.31)を、財団法人東京税務協会(以下「協会」という。)と特命随意契約により締結している。

ところで、部は、本件契約の特命理由として、都税事務所における電話交換業務は、納税者への第一次的な窓口として税務行政運営上極めて重要な位置付けにあり、業務の遂行に当たっては、単なる交換業務に止まらず、税務行政に関する一定の専門的な知識等に基づいた的確な判断と対応が要求されること、協会は税務に対する知識経験が豊富で税務行政の運営に深い関わりを有し、都がその運営に関与できる唯一の団体であること、などとしている。

しかしながら、当該電話交換業務の遂行に当たっては、都税事務所における納税者からの主な問い合わせ等に関する対応マニュアルを整備し、これを活用すること等により、他の事業者当該業務を遂行させることは可能である。

部は、事業者の選定に当たり、競争性を確保する観点から、電話交換業務委託契約のあり方について検討されたい。

(総務部)

生活文化スポーツ局

第1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成19年度の生活文化スポーツ局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 総務部、広報広聴部、都民生活部、消費生活部、私学部、文化振興部、スポーツ振興部

(2) 事 業 所 消費生活総合センター、計量検定所、東京ウィメンズプラザ

3 実地監査期間

平成20年1月17日から同年1月31日まで

平成20年6月12日及び13日

第2 監査の結果

1 トップインタビュー

局の事業環境や事業運営に対する認識について、監査委員が生活文化スポーツ局長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 私学助成について

高等学校を中心に、学校法人に対し、運営費補助等各種の助成を行っている。都内の高等学校では、概ね私学56対公立44の割合で生徒が在学している。都は、他道府県に比べて私立学校の割合が多いこともあり、私学助成は重要な役割を担っている。

イ 消費生活行政について

都は、国のように省庁ごとに機関や役割が異なることはなく、消費生活相談を受ける消費生活総合センターと消費生活部が同じ局の中で密接に連携を図っており、消費者への相談業務から悪質な事業者に対する指導、行政処分までを一元的に迅速にできるというメリットがある。

ウ 内部統制について

文化振興事業、スポーツ振興事業等、定式化されていない分野の事業に関する経費の支出に当たっては、条例、規則等に照らし、十分注意していく必要がある。また、管理部門を中心に職員が減ってきている中で、OJTに力を入れていく必要があると感じている。

2 指摘事項

(歳 出)

(1) 業務委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの

計量検定所では、「大型はかりの定期検査及び計量証明検査」と「中型はかりの定期検査」の業務について、Aを特命して委託契約（大型はかり：契約金額4,473万8,880円、中型はかり：契約金額3,674万5,800円、契約期間：平成19.4.1～平成20.3.31）を締結している。

ところで、契約に係る業務委託仕様書によれば、「定期検査等業務報告書については、1か月単位で作成し当該月末日までに提出する。」(第13)とし、また、「契約代金の支払いは、履行確認後、毎月支払うものとする。」(第18)となっている。

しかしながら、大型はかりに係る報告書は、監査日（平成20.1.22）現在、平成19年9月分まで提出されているものの、10月分以降は提出がなく、履行確認を行わないまま、委託料を支払っている。また、中型はかりについても、平成19年11月分まで提出されているものの、12月分以降は提出がないにもかかわらず、同様に委託料を支払っており、適正でない。

所は、Aから毎月提出される報告書を確認した上で、契約代金の支払を行うべきである。

所は、業務委託契約に係る履行確認を適正に行われたい。

(計量検定所)

(その他)

(2) 業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行うべきもの

消費生活総合センターでは、平成19年度東京都消費生活総合センター夜間・休日利用者サービス業務委託契約（契約金額：150万1,500円、契約期間：平成19.4.1～平成20.3.31）をBと締結している。

ところで、業務委託契約における仕様書の作成に当たり、委託者が所要人員を指定することは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第44条（労働者供給事業の禁止）に抵触することから、財務局経理部長通知では、契約書に添付する内訳書等には、人数及び一人当たりの単価を表示しないこととされている（「業務委託等の契約内容について」(昭和52年3月5日付51財経庶第1201号)）。

しかしながら、契約関係書類を見たところ、事務処理の条件として、所要人数を指定していることは、適正でない。

センターは、業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行われたい。

(消費生活総合センター)

(その他)

(3) 産業廃棄物の処理委託に係る事務処理を適正に行うべきもの

産業廃棄物の収集・運搬及び処分を委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3の規定により、産業廃棄物の引渡しと同時に産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならないとされている。

ところで、広報広聴部は、金属くず・廃プラスチック等の収集・運搬及び処分について、「産業廃棄物運搬処理委託」契約(推定総金額:8万9,350円、契約期間:平成19.6.13~同年7.2)をCと締結している。

しかしながら、当該契約に係る事務処理について見たところ、数量の記載のない産業廃棄物管理票を交付しているのは、適正でない。

部は、産業廃棄物の処理委託に係る事務処理を適正に行われたい。

(広報広聴部)

3 意見・要望事項

(歳出)

(1) 旅券の作成業務委託契約のあり方について検討すべきもの

都民生活部は、旅券の作成業務について、Dを特命して委託契約(契約金額:1億112万2,560円、契約期間:平成19.4.1~平成20.3.31)を締結している。

ところで、部は、平成9年度に指名競争入札、平成10年度に一般競争入札を実施したが、参加業者は当該契約業者1社だけであったことから、平成11年度以降特命随意契約にしている。

部は、Dに特命する理由として、「旅券作成機に熟知していることが必要なため、平成10年度に外務省が行った旅券作成機の操作研修を受講していること」、「委託件数が大規模であり、業務を履行できる体制があること」をあげている。

しかしながら、外務省が行った研修を受講した事業者は他にもあり、他県においては、競争性を取り入れて契約を行っている事例もある。

また、旅券発行数については、平成18年度は、都が約65万件と最大であるが、次に旅券発行数の多い県(約41万件)は、競争により受託業者を決定していることから、業務を履行できる事業者が他にないとは言えない。

部は、事業者の選定に当たり、安全性、信頼性の確保に配慮しつつ、競争性を確保する観点から、旅券の作成業務委託契約のあり方について検討されたい。

(都民生活部)

都 市 整 備 局

第 1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成 19 年度の都市整備局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 総務部、都市づくり政策部、住宅政策推進部、都市基盤部、市街地整備部、市街地建築部、都営住宅経営部

(2) 事 業 所 第一区画整理事務所、第二区画整理事務所、再開発事務所、多摩ニュータウン整備事務所、多摩建築指導事務所、東部住宅建設事務所、西部住宅建設事務所

3 実地監査期間

平成 20 年 4 月 11 日から同年 5 月 13 日まで

平成 20 年 6 月 17 日

第 2 監査の結果

1 トップインタビュー

局の事務事業を取り巻く事業環境や事業運営に対する認識について、監査委員が都市整備局長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 都市基盤の整備について

大都市東京の活力と魅力を高めるため、民間の活力を活用しつつ、市街地の整備や住宅の質の向上を図るなど、地域の特性を活かした都市づくりを進めていく必要がある。

イ 災害に強い都市づくりの推進について

災害に強い都市づくり、特に、建物の耐震化は首都東京の喫緊の課題であり、昨年 3 月に「耐震改修促進計画」を策定し全庁的に取り組んでいる。民間建築物等の耐震化については、住宅と緊急輸送道路沿道を中心に耐震化の促進を図っている。

ウ 快適な都市環境の整備

みどりの拡充や良好な景観づくりなど、都市環境の整備が求められている。東京都景観条例に基づき、水辺や文化財庭園の周辺を景観形成特別地区に指定するなど推進を図っている。

エ 都営住宅の管理・運営について

都営住宅は総戸数約 26 万 5 千戸、総敷地面積約 1,900 ヘクタールの規模となっており、その効率的なストック活用が課題となっている。また、今年度実施する指定管理者の公募では、公募地域を拡大するなど取組みの強化を図っている。

オ 内部統制について

前例踏襲に陥ることなく、職員自らが主体的に問題意識を持つよう意識改革を進めている。
民間事業者と関連する事業が多いことからコンプライアンスを徹底している。

2 指摘事項

(歳 入)

(1) 滞納整理事務を適切に行うべきもの

都営住宅経営部は、表1の滞納債権について、管理を行っている。

本来、滞納者に対しては、滞納者の状況や催告の経緯を記録し、この情報に基づいて表2に例示する手順により、滞納整理事務を適時、的確に行う必要がある。

しかしながら、部は、表3のとおり、適切な滞納整理事務を行っていない。

これは、滞納整理に係る事務処理手順、催告の経緯等を記録しておく滞納管理票等の様式、記録すべき内容などを定めていないことなどによるものである。

部は、滞納整理に係る事務処理手順等を定め、滞納債権の管理を適切に行われたい。

(都営住宅経営部)

(表1)平成18年度以前に調定した滞納債権

	種別	金額	相手方	発生年度	内容
1	地所賃貸料	806,656	1者	平成3年度から 平成5年度まで	区分所有者への地代
2	都営住宅併存店舗 地所賃貸料	6,141,008	16者	平成8年度から	都営住宅団地併存店舗の 区分所有者への地代
3	住宅外施設汚水 処理施設利用料等	1,143,520	2者	昭和56年度から 平成10年度まで	簡易浄化槽施設の使用料 等
4	契約違約金	399,000	1者	平成13年度	委託契約解除に伴う契約 違約金
5	損害賠償金	10,689,000	1者	平成15年度	造園工事談合に伴う損害 賠償金
6	建物移転損失補償 金過払金	12,200	1者	昭和47年度	不明

(表2)徴収事務の手順

納付期限までに納付されない場合、納付期限を新たに定め、督促である旨を明記した督促状を速やかに送付する。
督促状を送付しても納付されない場合、納付期限を新たに定め、催告書を送付する。
催告書を送付しても納付されない場合、電話により催告を行うとともに、納付しない理由等、滞納者の状況を速やかに把握する。
電話で催告しても納付されない場合、個別訪問をして催告を行うとともに、滞納者の状況を実地に把握する。
これらによっても納付されない場合には、滞納者の支払能力・財産等を調査する。
の調査に基づき、
<ul style="list-style-type: none"> ・法的措置などにより滞納金額の増加を抑制する。 ・強制執行により徴収する。 ・徴収を停止する。

(表3)適切でない事項

	種類	問題点
1	地所賃貸料	財務局への財産の所管替えに伴い、平成6年4月以降は、財務局の対応に合わせるとして、債権管理を行っていない。
2	都営住宅併存店舗 地所賃貸料	部は、納入期限を経過したときに電話により催告し、年に2度「滞納状況のお知らせ」を送付しているのみで、催告の経緯や滞納者の状況を適切に記録しておらず、適切な管理を行っていない。
3	住宅外施設汚水 処理施設利用料等	滞納の解消に向けた積極的な滞納整理を行わず、年に1度「滞納状況のお知らせ」を送付している。
4	契約違約金	契約解除後速やかに、受託者に対して契約違約金399,000円の請求を行うべきところ、契約解除から2年を経過した平成15年10月12日に行っている。 居所の調査、督促状の送付、財産調査など、必要な滞納整理事務を一切行っていない。
5	損害賠償金	平成16年3月17日付債務弁済公正証書の分納(1,068,900×10回、毎年12月20日曜日)納期に弁済がなかった時点で、部は、債務者の資産を任意に調査すべきところ、これを行っていない。
6	建物移転損失補償 金過払金	債権の発生事由、債務者の居所を把握していない。

(歳入)

(2) 下水道施設に係る負担金を適切に請求すべきもの

都市整備局は、有明北地区土地区画整理事業における公共下水道施設の整備に関する協定(以下「協定」という。)を下水道局及び港湾局と締結し、工事の施行区分や費用負担について定めている。協定によると、既成市街地では下水道局が費用を負担して都市整備局が工事を施行し、埋立地では港湾局が費用を負担して工事も施行することとしている。

ところで、第一区画整理事務所は、協定に基づき下水道局が費用負担すべき区域(既成市街地)において、表4のとおり汚水^{ます}柵設置工事を行っているが、下水道局に負担金を請求しておらず、適切でない。

これは、この工事が、下水道局との事前調整に基づいて実施されたものではなく、使用者の要望により緊急に実施されたものであるため、下水道局と費用負担区分を確認しなかったことによるものである。

所は、有明北地区土地区画整理事業における公共下水道施設の整備について、負担金を適切に請求されたい。

(第一区画整理事務所)

(表4) 汚水柵設置工事

(単位：円)

施工内容	実施期限	工事金額(負担金額)
小型汚水柵設置	平成19年4月28日	462,300
有明1丁目地区歩道内汚水柵設置	平成19年11月30日	1,167,686
計		1,629,988

(歳 入)

(3) 不納欠損処分を適正に行うべきもの

都営住宅経営部は、表5のとおり「都営住宅使用料等の不納欠損基準」(以下「不納欠損基準」という。)を定め、表6のとおり都営住宅使用料等の滞納債権を不納欠損処分している。

不納欠損基準に定めている処理区分のうち、少額債権、死亡、時効援用及び免除については、それぞれの事由を部が確認し、その情報を都営住宅管理総合システムに入力しているため、不納欠損処分に当たり、事由に該当する債権をシステムにより抽出すれば足りる。

一方、回収不能、転居先不明及び支払不能(以下「回収不能等」という。)については、債務者に対して適切な滞納整理事務を行い、かつ今後とも徴収ができないことを確認した上で不納欠損すべきである。

しかしながら、部は、滞納整理事務を委託している東京都住宅供給公社から、滞納整理事務の実施状況や、今後とも徴収できないと判断した根拠を報告させないまま、回収不能等として不納欠損処分を行っており、適正でない。

部は、不納欠損処分を適正に行われたい。

(都営住宅経営部)

(表5) 都営住宅使用料等の不納欠損基準

処理区分		報告	選定期間	区分別処理方針
回収不能	強制執行	要	請求権発生後 5年を経過した もの	平成4年3月9日付住宅局長決定 家賃滞納に係る訴訟等の手続きにより強制執行を行った者で、なお、回収不能な債権があるとき
	長期経過 不良債権		請求権発生後 10年を経過 したもの	平成6年2月23日付住宅局長決定 10年を経過した債権で、なお、回収不能な債権があるとき
転居先不明			5年を経過した もの	-
支払不能				平成4年3月9日付住宅局長決定 債務者が老人ホーム等の福祉施設に入園している場合 債務者が長期間病気で働けないことが明らかなきとき 債務者及び配偶者の年齢が65歳以上で所得が少ない場合 その他徴収することで生活を著しく窮迫させる恐れのある場合
少額債権				昭和62年5月13日付住宅局長決定 東京都 1万円未満 関東近県 2万円未満 その他の都道府県 3万円未満
死亡	単身死亡			-
	連帯保証人 死亡		-	
時効援用			-	
法令による免除			免除決定が あった年度	平成13年3月30日付住宅局長決定 免除通知があった場合

(表6) 不納欠損一覧(平成19年度新規欠損分)

(単位:人、件、円)

区分		人数	件数	金額	
住宅 使用 料	回収不能	強制執行	257	2,678	105,249,151
		10年以上	83	474	17,231,770
	転居先不明		25	97	2,145,680
	支払不能		2	29	265,040
	少額債権		28	29	154,995
	死亡	単身死亡	196	559	11,497,015
	時効援用		0	0	0
	免除		1	11	99,100
	計		592	3,877	136,642,751
	共 益 費	回収不能	強制執行	133	1,148
10年以上			32	147	123,860
転居先不明		8	28	12,150	
支払不能		1	9	6,960	
少額債権		5	5	1,764	
死亡		単身死亡	38	143	59,195
時効援用		0	0	0	
免除		0	0	0	
計		217	1,480	839,689	
合計		809	5,357	137,482,440	

(歳 出)

(4) 都営住宅の構造に関する調査・研究委託に係る契約事務を適正に行うべきもの

都営住宅経営部は、都営住宅の耐震改修を行うに当たり、都営住宅の構造的特性に合わせて耐震診断手法の見直しを行うため、平成18年5月から平成20年3月までにかけて3回にわたり、既存都営住宅の構造に関する調査・研究を財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター(以下「センター」という。)を特命して委託している(3回の契約金額:1億1,146万8,870円)。

部は、センターを特命する理由を、「都営住宅の特性を考慮した、工学的判断に基づく新しい知見等による耐震診断手法の見直しを行うため、社会的に認知された学術機関で、評価の高い専門家による対応が必須であること」としている。

しかしながら、センター以外にもこの業務を行える団体があるにもかかわらず、部は、センターを特命しており、適正でない。

部は、構造に関する調査・研究委託に係る契約事務を適正に行われたい。

(都営住宅経営部)

(歳 出)

(5) 電話交換機の購入に係る契約事務を適正に行うべきもの

第一区画整理事務所は、Q を特命して電話交換機を購入している(契約金額:224万7,000円、契約年月日:平成20.2.26、履行期限:平成20.3.19)。

所は、契約に当たり、

緊急的対応を要すること。

既存電話機と接続するため同一メーカーの製品が必要なこと。

などとして、特命により電話交換機を購入している。

しかしながら、

平成19年2月に、電話交換機の交換が必要であることを保守業者から報告されているにもかかわらず、平成20年2月に発注しており、緊急性が認められないこと。

電話交換機は仕様が標準化されている製品であり、特定のメーカーの製品を指定する必要がないこと。

から、特命により購入することは適正でない。

所は、電話交換機の購入に係る契約事務を適正に行われたい。

(第一区画整理事務所)

(歳 出)

(6) 庁有車運行管理委託を適正に行うべきもの

多摩建築指導事務所は、表 7 のとおり庁有車の運行管理業務委託 (単価契約) を請負契約として行っている。

請負契約と労働者派遣との区分の判断については、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」(昭和 6 0 年法律第 8 8 号) において、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分基準」(昭和 6 1 年労働省告示第 3 7 号。以下「区分基準」という。) によることとされている。

区分基準によると、労働者に対する業務の遂行方法に関する指示その他の管理を受託者が行っている場合が、請負契約であるとしている。

ところで、この契約について見ると、委託者である所の職員が運転指示書をもって運転手に指示しており、受託者が、自ら行わなければならない運転手に対する「指示その他の管理」を行っていないため、請負契約として適正でない。

所は、庁有車運行管理委託を適正に行われたい。

(多摩建築指導事務所)

(表 7) 庁有車の運行管理委託

(単位 : 円)

契約の目的	金額	契約期間	履行場所
庁有車の運行管理業務委託	4,865,472	平成 19.4.1 ~ 平成 20.3.31	立川庁舎
庁有車の運行管理業務委託の 2	4,143,022	平成 19.6.1 ~ 平成 20.3.31	調布庁舎 青梅庁舎

(歳 出)

(7) 都営住宅の使用料、共益費及び保証金の還付について

都営住宅経営部は、都営住宅を退去した者(以下「退去者」という。)に対し、都営住宅の保証金、使用料及び共益費(以下「保証金等」という。)の返還がある場合は、ゆうちょ銀行の「通常現金払」により行っている。これは、部が退去者の移転先に払出証書を送付し、退去者は最寄のゆうちょ銀行・郵便局で6か月以内に払出証書を現金と交換するものである。

このうち、証書が配達できなかったもの、現金に交換されなかったものについて、部は、いったん、これを戻し入れ、退去者の移転先住所や交換できなかった理由等を調査の上、再送付することとしている。

この保証金等の還付状況について見たところ、次のとおり、適正でない点が見受けられた。

ア 都営住宅に係る保証金等の返還方法を見直すべきもの

部は、平成19年度において、通常現金払の方法により、5,381件の都営住宅保証金等を還付しているが、このうち、現金に交換されなかったものが213件あった。

しかしながら、都営住宅の家賃の支払は、大部分が口座振替の方法により行われており、退去届を提出するときに、保証金等の返還がある場合の返還方法として、口座への振込みを選択できるようにすることは可能である。

これにより、歳出戻入・再送付件数の減少を図り、事務の効率化に資するとともに、保証金等の返還を受ける退去者にとっても、ゆうちょ銀行・郵便局に出向く必要がなくなり、利便性を向上させることができる。

部は、都営住宅に係る保証金等の返還方法を見直されたい。

(都営住宅経営部)

イ 還付未済金を適正に処理すべきもの

部は、保証金等の還付の状況は表8のとおりであるとしている。

そこで、保証金等の還付に係る管理状況について見たところ、還付未済金は都民に対する都の債務であるにもかかわらず、

(ア)部は、一部を除き、還付未済金の相手方、金額、還付の済、未済の状況等を把握できなくなっている

(イ)再送付のため一度調査して送付先が明らかにならない場合、部は、調査を継続していない

(ウ)本来、転居先不明などにより債権者に還付できないことが明らかになったときは、還付金の存在を公示して、それでも受領すべき債権者が現れない場合に、時効による取得の手続きをとらなければならないが、部はこれらの手続きをしないまま、還付未済金を保有している

など、適正に管理していない。

部は、還付未済となっている保証金等を把握し、還付する努力を行った上で、還付できないことが明らかになったものについては、時効により取得するなど、適正な処理を行われない。

(都営住宅経営部)

(表8) 還付未済の状況

(単位：件、千円)

区分	年度	いったん、還付に係る支出執行をしたもの				支出執行していないもの (B)	計 (A+B)	
		当初送付	当初不達	再送付	還付未済 (A)			
使用料等	件数	平成15年度	620	68	44	24	20	44
		平成16年度	909	85	51	34	59	93
		平成17年度	825	76	38	38	53	91
		平成18年度	834	93	61	32	67	99
		平成19年度	998	77	38	39	81	120
	金額	平成15年度	15,692	941	773	168	115	283
		平成16年度	16,832	894	484	410	351	761
		平成17年度	10,408	582	310	271	518	789
		平成18年度	9,268	937	741	197	432	629
		平成19年度	10,280	360	157	203	550	753
保証金還付金	件数	平成15年度	2,173	81	63	18	不明	不明
		平成16年度	4,441	177	135	42		
		平成17年度	4,118	146	101	45		
		平成18年度	4,643	206	153	53		
		平成19年度	4,490	191	86	105		
	金額	平成15年度	102,485	1,959	1,464	495	不明	不明
		平成16年度	217,222	4,798	4,190	608		
		平成17年度	197,153	3,213	2,601	612		
		平成18年度	217,336	6,559	5,544	1,016		
		平成19年度	186,513	5,048	2,371	2,677		

ウ 保証金等の還付にかかる情報を適正に管理すべきもの

部は、保証金等の収入管理を、都営住宅管理総合システムを用いて行っている。

しかし、使用料の過誤納還付、退去時の保証金還付の執行状況については、都営住宅管理総合システムでは管理できず、一般的な事務に用いるパーソナルコンピュータの表計算ソフトを使用して、還付の相手方、金額、還付の済・未済等の情報を管理している。

本来、還付未済金は、都民に対する都の債務であり、その相手方、金額等の情報は、消去、訂正、加筆をできない状態で、正確に保持する必要がある。

しかしながら、パーソナルコンピュータの表計算ソフトを使用して情報の管理を行うことは、

随意に消去、訂正、加筆ができることから、正確な情報を保持する保証がないこと

端末の故障等により、表計算ソフトのデータが予期せず失われる危険があることから適正でない。

部は、還付にかかる情報を適正に管理されたい。

(都営住宅経営部)

(歳 出)

(8) 事業用地維持管理単価契約工事を適切に行うべきもの

市街地整備部は、土地区画整理事業、再開発事業等(以下「区画整理事業等」という。)を実施しており、第一区画整理事務所、第二区画整理事務所、再開発事務所及び多摩ニュータウン整備事務所において、各事業地区における住民との調整、宅地の造成、道路などの公共施設の整備等を行っている。

各所では、各事業地区の事業用地、公共施設(以下「事業用地等」という。)の維持・管理を行うため、単価契約工事を表9のとおり締結している。

これらの単価契約工事は、緊急かつ小規模な工事等を対象として、必要な工種及び単価を定め、工事等を行う必要が発生したときに、請負者に対して、工事を指示するものである(以下、指示して行った個別工事を「指示工事」という。)

各所では、単価契約工事を行うに当たり、建設局道路管理部が道路交通の安全を図るために必要な緊急かつ小規模な工事を行う際の「単価契約工事实施要領(平成9年)を準用している。

ところで、各所における指示工事の状況について見ると、表10の施行内容のとおり、緊急性のない工事及び事業用地等を管理する目的から外れる工事を行っている。これは、部及び所が、建設局の要領をそのまま準用し、土地区画整理事業等の実態に合った指示工事の内容・緊急性など単価契約の対象範囲を定めていないことによるものである。

部は、事業の実態にあった「単価契約工事实施要領」を作成するなどして単価契約工事の対象範囲を定めた上で、適切に単価契約工事を運用するよう所を指導されたい。

各所は、単価契約工事による指示工事を適切に行われたい。

(市街地整備部)

(第一区画整理事務所)

(第二区画整理事務所)

(再開発事務所)

(多摩ニュータウン整備事務所)

(表9) 単価契約工事一覧

事務所名	番号	件名	発注限度額(千円)	契約期間
第一区画整理事務所	1	事業用地管理施設工事	18,200	平成 19.4.1～平成 20.3.31
	2	事業用地管理工事	13,700	平成 19.4.1～平成 20.3.31
	3	臨海部事業用地維持委託	8,200	平成 19.4.1～平成 20.3.31
	4	事業用地管理施設工事その2	25,500	平成 20.1.28～平成 20.3.31
第二区画整理事務所	5	花畑北部地区事業用地維持補修工事	11,000	平成 19.4.1～平成 20.3.31
	6	六町・田端地区事業用地維持補修工事	23,400	平成 19.4.1～平成 20.3.31
	7	汐留地区事業用地維持補修工事	21,000	平成 19.4.1～平成 20.3.31
	8	秋葉原・鐘ヶ淵地区事業用地維持補修工事	9,600	平成 19.4.1～平成 20.3.31
再開発事務所	9	公共施設維持補修工事 亀 - 1	20,000	平成 19.4.1～平成 20.3.31
	10	公共施設維持補修工事 白 - 1	10,000	平成 19.4.1～平成 20.3.31
	11	公共施設維持補修工事 新 - 1	8,138	平成 19.4.1～平成 20.3.31
	12	公共施設維持補修工事 環 - 1	9,000	平成 19.4.1～平成 20.3.31
多摩ニュータウン整備事務所	13	相原小山地区維持管理工事	3,990	平成 19.4.1～平成 19.9.30
	14	相原小山地区維持管理工事その2	3,990	平成 19.10.1～平成 20.3.31
	15	東部西部地区宅地維持工事	3,990	平成 19.4.1～平成 19.9.30
	16	東部西部地区宅地維持工事その2	3,990	平成 19.10.1～平成 20.3.31
	17	坂浜平尾地区事業用地管理委託その1	2,940	平成 19.4.1～平成 19.9.30
	18	坂浜平尾地区事業用地管理委託その2	2,940	平成 19.10.1～平成 20.3.31
	19	秋留台地区事業用地管理委託	2,940	平成 19.4.1～平成 20.3.31

(表10) 適切でない指示工事

事務所名	契約件名	施行内容		適切でない内容	実施期限	工事金額(円)
第一区画整理事務所	1 事業用地管理施設工事	測量委託	有明北地区内敷地内の高低測量	緊急性目的	平成 20.3.26	71,640
第二区画整理事務所	5 花畑北部地区事業用地維持補修工事	区画出来形測量	完成区画の測量	緊急性目的	平成 20.2.13	304,018
		地耐力試験	地耐力(地盤が荷重に耐える力)の試験	緊急性目的	平成 19.4.13	310,000
	6 六町・田端地区事業用地維持補修工事	建屋基礎撤去	宅地造成で行うべき基礎撤去を行ったもの	目的	平成 19.4.13	1,532,257
		仮設住宅外構工事	別途発注すべき外構工事を行ったもの	目的	平成 20.2.12	722,294
	8 秋葉原・鐘ヶ淵地区事業用地維持補修工事	電線共同溝浚渫	引継済み道路の電線共同構の点検・浚渫	緊急性目的	平成 19.5.31	499,760
	公告看板作成	道路事業認可公告標識の一部内容変更	緊急性目的	平成 19.6.22	229,000	
再開発事務所	10 公共施設維持補修工事	芝新設工事	公園の芝張り(500㎡)を行ったもの	緊急性目的	平成 19.6.15	1,770,000
多摩ニュータウン整備事務所	19 秋留台地区事業用地管理委託	除草	除草を必要とする場所及び時期について予め把握し、別途計画的に行うべきところ、単価契約により行ったもの	緊急性	平成 19.5.23	172,670
					平成 19.6.15	274,528
					平成 19.10.30	439,260

(財 産)

(9) 事業用空き家を適切に管理すべきもの

都営住宅経営部は、団地の建替、改装の期間中に、入居者を他の団地に移転させなければならぬため、移転先として空き家(以下「事業用空き家」という。)を確保している。

建替えを継続的に進めていくためには、常に一定数の事業用空き家が必要となることから、部は、移転を円滑に進めるため、建替戸数の1.5倍程度の事業用空き家を新築住宅を中心に確保している。一方、都営住宅を有効に活用するためには、新築住宅を事業用空き家として確保する期間、戸数が必要最小限となるよう留意する必要がある。

通常、事業用空き家を確保してから入居までに最長で3年程度(注)かかることを考慮すれば、新築後3年程度確保していくことはやむを得ないものの、表11のとおり、3年以上未入居のままとなっている新築の事業用空き家が478戸認められた。

部は、新築未入居の状態が長期間継続しないよう事業用空き家を適切に管理されたい。

(都営住宅経営部)

(表11) 3年以上新築未入居の戸数(平成20年3月31日現在)

(単位:戸)

未入居の期間	戸数
3年以上4年未満	176
4年以上5年未満	218
5年以上6年未満	72
6年以上7年未満	7
7年以上8年未満	5
計	478

(注) 建替等のため空き家を確保してから折衝に1~2年、設計1年として、通常3年後に入居すると仮定した。

(財 産)

(10) 建築以来未入居となっている再開発住宅を適切に管理すべきもの

都営住宅経営部は、都が施行する市街地再開発事業(以下「再開発事業」という。)に伴い住宅に困窮することとなる者(以下「本来使用者」という。)に使用させるための住宅(以下「再開発住宅」という。)23棟2,056戸を建設し、管理している。

この管理状況について見たところ、本来使用者が入居した再開発住宅は、本来使用者が退去した後は、再開発住宅として使用しないことが明らかであるとして、都営住宅条例に基づき、一般の都営住宅として次の使用者を公募している。

ところで、表12の住宅は、再開発住宅として建設したものの、本来使用者が入居せず、建築以来長期に渡って未入居となっている。このような住宅は、再開発事業の施工者に利用予定を確認し、利用しないことが明らかになった場合には、一般の都営住宅と同様に公募すべきであるが、部は、これをしないまま、空き家として保有しており、適切でない。

部は、建築以来長期に渡り未入居となっている再開発住宅を適切に管理されたい。

(都営住宅経営部)

(表 1 2) 新築未入居の再開発住宅 (平成 2 0 年 3 月 3 1 日 現 在)

団地名	戸数	空き家の期間
南千住八丁目アパート	4戸	17年
南千住八丁目第3アパート	1戸	16年
南千住八丁目第4アパート	1戸	8年
南千住八丁目第5アパート	9戸	6年
小松川二丁目第2アパート	1戸	11年

(財 産)

(11) 都営住宅敷地への越境について、効率的に適正化を推進すべきもの

都営住宅経営部では、保有する土地上に他者が越境している場合（例えば隣地所有者の塀など。以下「越境案件」という。）関係者と折衝するなどして越境を是正（以下「適正化」という。）することとしている。

平成19年度における適正化の状況について見ると、表13のとおり、年度当初において適正化が済んでいない649件のうち、19件を部が適正化し、48件については、東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託（契約金額：885万665円、契約期間：平成19.10.16～平成19.12.14、以下「適正化委託」という。）して相手方と交渉させ、15件を適正化している。

ところで、越境案件について見ると、表14のとおり、様々な状況にあることから、部は、状況に応じて適正化の方法や優先度を定め、一覧表で分類・管理した上で、年間の処理件数を計画するなど、一定の処理方針に基づき、効率的に適正化を行う必要がある。

しかしながら、部は、処理方針を定めないまま委託する案件を選定するなど、適切な事務処理を行っていない。

部は、都営住宅敷地への越境案件について、効率的に適正化を推進されたい。

(都営住宅経営部)

(表 1 3) 平成 1 9 年度における適正化の状況 (単位 : 件)

年度当初の 適正化未済案件	年度内の適正化状況		
	部が実施	適正化委託	計
649	19	15	34

(表 1 4) 越境案件の状況

越境案件の状況	適正化の手段(例)
複雑な経緯があるもの	部が直接交渉
相手方と境界などについて主張が対立しているもの	
境界が明確であるもの	委託
越境を把握してから相手方と接触していないもの	
地歴調査など専門的調査を必要とするもの	

(財 産)

(12) 事業用地の境界管理を適切に行うべきもの

多摩ニュータウン整備事務所は、秋留台地区事業用地管理委託(単価契約)により、秋留台地区の事業用地の維持・管理を行っている。所は、秋留台地区が山中にあり、また、箇所数が多いことから、現場状況を定期的に把握しておく必要があるとして、単価契約により、月に1度、計8地区(1番地区から7番地区まで及び9番地区)の巡回調査を3時間で行っている。

巡回調査仕様書によると、巡回調査では、事業用地の不法占拠、廃棄物の不法投棄、土地境界杭の異常の有無の確認等を行うこととなっており、巡回調査の結果を見ると、表15のとおり、境界杭の異常は報告されていない。

しかしながら、所が、地元自治体の要望により、巡回調査とは別に、7番地区の境界杭確認を指示したところ、表16のとおり、境界杭139本のうち、21本が所在不明となっているなど30本に異常があることが報告されており、事業用地の境界の管理が適切に行われていないことが認められた。

これは、7番地区の境界杭の確認に41時間を要するなど、境界杭の確認は時間がかかる作業であるにもかかわらず、所が、計8地区の巡回調査を3時間で行うよう指示しているために、適切に境界杭を確認できていないことによるものである。

所は、境界杭の確認を、毎月の巡回調査によらず、別途定期的に行うなど、効率的・効果的に行い、事業用地の境界管理を適切に行われたい。

(多摩ニュータウン整備事務所)

(表 1 5) 通常の巡回調査の状況

(単位 : 時間、円)

指示番号	指示日	時間	金額	報告内容(注)
1	平成 19.4.26	3	22,500	1・2・6 : 要草刈り、1・2・9 : フェンス破損
3	平成 19.5.25	3	22,500	3・4・9 : 要草刈り
5	平成 19.6.28	3	22,500	報告事項なし
7	平成 19.7.19	3	22,500	1・2・3・4・6・9 : 要草刈り
10	平成 19.8.28	3	22,500	報告事項なし
11	平成 19.9.6	3	22,500	1・2・3・4・6 : 要草刈り
13	平成 19.9.27	3	22,500	1・2・3・4・6 : 要草刈り
15	平成 19.10.30	3	22,500	報告事項なし
16	平成 19.11.27	3	22,500	報告事項なし
17	平成 19.12.25	3	22,500	報告事項なし
18	平成 20.1.29	3	22,500	報告事項なし
19	平成 20.2.28	3	22,500	4・7 : 鉄線柵破損
22	平成 20.3.28	3	22,500	報告事項なし

(注) 報告内要欄の算用数字は地区番号を示す。

(表 1 6) 7番地区の境界杭確認

(単位 : 時間、円)

指示番号	指示日	時間	金額	報告内容
21	平成 20.3.14	41	166,000	調査139本・異常30本(異常の内訳:所在不明21本、転倒6本、傾き3本)

(その他)

(13) 建築基準法に基づく完了検査申請を行うよう適切に指導すべきもの

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条では、建築物や工作物の建築等に当たり、建築主はあらかじめ建築計画を示した申請書を建築主事に提出し、建築計画の段階で建築物が建築関係法令に適合しているか確認を受けること(以下「建築確認」という。)とされている。

また、法第7条では、建築物等が竣工した場合には、建築主は完了検査申請書を建築主事に提出し、建築物等が計画どおりに完成し、建築関係法令の基準に適合しているかについて、検査を受けること(以下「完了検査」という。)とされている。

都においては、市街地建築部が特別区の地域の延べ床面積1万㎡以上の建物について、多摩建築指導事務所が市町村の地域(建築主事を置いている9市を除く。)の建物について、それぞれ建築確認及び完了検査等を行っている。

そこで、部及び所における完了検査の実施状況について見ると、表17のとおり、平成18年度に確認申請があったもので、平成19年3月31日現在、確認申請上の竣工期日を経過している8,120件のうち、完了検査を実施して検査済み証を交付したものは、5,358件(66.0%)となっており、竣工期日を経過しても完了検査済み証を交付していない建物が2,762件(34.0%)となっている。

建築後に完了検査をしなければ、竣工した建築物が法の基準に適合しているかどうかを確認できないことから、完了検査は確実に実施される必要がある。

部及び所は、これまで建築主に対して完了検査申請を促すリーフレットを配布するなど一般的な普及啓発に努めている。しかしながら、確認申請上の竣工予定日を過ぎてなお完了検査申請がないものについて、個別具体的に、工事状況の確認や建築主に対する完了検査申請の指導を行っていない。

部及び所は、完了検査申請を行うよう建築主に対して適切に指導されたい。

(市街地建築部)

(多摩建築指導事務所)

(表17) 建築確認及び完了検査の実績(平成19年3月31日現在) (単位:件、%)

年度	部・所名	確認済証 交付件数 (A)	申請上の 竣工期日 経過件数 (B)	検査済証 交付件数 (C)	差引 (D=B-C)	検査済証 交付率 (C/B×100)
平成17年度 建築確認 申請分	市街地建築部	346	260	163	97	62.7
	多摩建築指導事務所	10,560	10,293	7,011	3,282	68.1
	合計	10,906	10,553	7,174	3,379	68.0
平成18年度 建築確認 申請分	市街地建築部	379	154	69	85	44.8
	多摩建築指導事務所	10,283	7,966	5,289	2,677	66.4
	合計	10,662	8,120	5,358	2,762	66.0

環 境 局

第 1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成 19 年度の環境局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 環境政策部、都市地球環境部、環境改善部、自動車公害対策部
自然環境部、廃棄物対策部

(2) 事 業 所 多摩環境事務所、廃棄物埋立管理事務所

3 実地監査期間

平成 20 年 4 月 10 日から同月 21 日まで

第 2 監査の結果

1 トップインタビュー

局の事業環境や事業運営に対する認識について、監査委員が環境局長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 「国際炭素行動パートナーシップ」への参加について

削減義務と排出量取引を打ち出している東京都には参加資格があると考えており、実現すれば、都市としては初めての参加となる。参加することの意義は、都が設計している制度を都市における削減対策のモデルとしてアピールすることなどである。

イ 家庭部門のCO₂削減対策について

家庭部門対策の一つとして、白熱球から、消費電力が 5 分の 1 の電球形蛍光灯へ取替える「白熱球一掃作戦」を展開している。国も白熱球の生産を中止させる考えを示し、都が先導した形だ。残る課題は、1 個 1 千円程度の価格の低減である。

ウ 内部統制について

内部統制の徹底は、トップの自覚と行動がすべてだ。統制の「基準」を作ればよいというものではなく、「意識」を持ち「行動」することが必要である。

危機管理の一環として、全管理職に携帯電話のメールアドレスを公開しており、多摩の事務所からも即時に報告が入る。

2 指摘事項

(歳 出)

(1) 契約事務を適正に行うべきもの

多摩環境事務所では、奥多摩体験の森の浄化槽設備の機能回復のため、「奥多摩体験の森浄化槽設備改修工事」(契約金額：80万2,200円、契約期間：平成19.11.29～平成19.12.28) をA (以下「請負者」という。) と締結している。

ところで、この契約を見たところ、次のとおり適正でないことが認められた。

「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成13年6月1日、環産廃276号通知) によると、発注者の責務として、「廃棄物の処理方法等については、設計図書(仕様書等) に明示すること」とされているが、所は、当該契約の仕様書にその記載を行っていない。

所は、請負者が工事で発生した産業廃棄物を監査日(平成20.4.14) 現在に至っても処分していないにもかかわらず、工事完了として処分料を含めた契約金額を支払っている。

所は、契約事務を適正に行われたい。

(多摩環境事務所)

福 祉 保 健 局

第 1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成 19 年度の福祉保健局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 総務部、指導監査部、医療政策部、保健政策部、生活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部、障害者施策推進部、健康安全部

(2) 事 業 所 監察医務院、府中・板橋各看護専門学校、南多摩・町田・多摩府中・島しょ各保健所、島しょ保健所大島・八丈各出張所、西多摩福祉事務所、板橋・東村山各ナーシングホーム、東村山老人ホーム、老人医療センター、萩山実務学校、誠明学園、児童相談センター、児童会館、女性相談センター、杉並・小平・八王子・足立・多摩各児童相談所、心身障害者福祉センター、北療育医療センター、北療育医療センター城北分園、府中療育センター、中部総合精神保健福祉センター、多摩総合精神保健福祉センター、健康安全研究センター、芝浦食肉衛生検査所

3 実地監査期間

平成 20 年 5 月 20 日から同年 6 月 12 日まで

(ただし、島しょ保健所八丈出張所は平成 20 年 5 月 30 日、同大島出張所は 6 月 20 日)

第 2 監査の結果

1 トップインタビュー

局の事業環境や事業運営に対する認識について、監査委員が福祉保健局長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 福祉局と健康局統合（平成 16 年 8 月）の効果について

統合により、福祉と保健医療分野の施策の一体化・統合化をより推進することができるようになった。例えば、高齢者の在宅生活の支援については、医師、看護師、ヘルパー、デイサービスを組み合わせたといった医療と介護が連携した取組を進めている。

イ 都立施設改革・民間活力の活用状況について

都立施設の民間移譲や指定管理者制度を活用した結果、児童養護施設や特別養護老人ホーム、障害者施設などほとんどの施設を民間法人が運営している。

民間移譲については、今後とも進めていく予定だが、直営施設も有していないと、現場で発生

する問題を解決するためのノウハウがなくなる。現場を持っていることが我々の強みでもあるので、民間移譲をどこまで進めていくかは今後の検討課題である。

ウ 低所得者に対する支援策について

従来の福祉施策の対象とはならないが、何らかの支援を必要とする人が増えている。都では、平成20年8月から、個人都民税減税の対象としていた低所得者層のうち、生活の安定に向けた支援を真に必要とする者を対象として、「生活安定化総合対策事業」をスタートする。また、社会的にも問題となっている、インターネットカフェ等で寝泊りする就労者に対し、住所喪失不安定就労者サポート事業として、住居費等の貸付・相談を開始した。

エ 内部統制について

業務の中には、民間施設への指導検査権や認可権などの行使もあるため、コンプライアンスが重要であり、職員に対し「内部統制の重要性」を指導している。

2 指摘事項

(歳入)

(1) 会計事務について適正な指導を行うべきもの

東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号)では、徴収すべき歳入の金額が確定したときは、直ちに、当該歳入について調定を行うとともに、その調定額、歳入科目等を財務会計システム(以下「システム」という。)に登録することと規定している。これにより、正確な債権額及び債権情報を確定するとともに、調定額の登録から収入未済額の管理に至るまでの個々の調定業務を適正に行うことができる。

ところで、北療育医療センター外4所(以下「センター等」という。)における、障害児施設給付費等に係る利用者負担金の歳入事務等について見たところ、次のとおり、適正でない事例が認められた。

センター等は、徴収すべき利用者負担金等の総額が確定した時に、直ちに、歳入調定を行っていないため、正確な利用者負担金等の債権総額を把握できていない。

センター等は、口座振替方法による徴収金については、事前に、システムに利用者名や徴収金額、歳入科目等の登録を行っていない。その結果、調定額の登録から収入未済額の管理に至るまでの債権管理業務を適切に行っていない。

このような不適正な事務処理が行われている原因は、主管部である障害者施策推進部が平成19年2月に、利用者負担金の調定額について、システムに登録する時期を誤って通知したことなどによるものである。

部は、センター等に対し、利用者負担金に係る会計事務について、適正な指導を行われたい。

(障害者施策推進部)

(歳 入)

(2) 診療報酬の請求を適切に行うべきもの

中部総合精神保健福祉センターの診療報酬の請求について見たところ、監査日(平成20.6.5)現在、次のとおり不適切な事務処理が認められた。

生活保護法(昭和25年法律第144号)による医療扶助を受ける患者(以下「患者」という。)は、原則として、福祉事務所(以下「事務所」という。)がセンターに作成を依頼する医療要否意見書に基づいて事務所が発行する医療券により診療を受けている。

センターは、診療記録の内容をもとに診療報酬請求明細書を作成し、医療券に示された公費負担者番号を記入した上で、社会保険診療報酬支払基金等に対し、当月分の診療報酬を原則として翌月に請求することとしている。

ところで、センターでは、事務所から医療券が未着の場合でも、加療の必要がある患者に対しては診療を行っている。

しかしながら、センターが医療要否意見書を提出していないために、事務所が医療券を発行できず、その結果、表1のとおり、センターにおける診療報酬が未請求となっているものが認められた。

センターは、医療要否意見書を確実に作成するとともに、診療報酬の請求を適切に行われたい。

(中部総合精神保健福祉センター)

(表 1) 未請求レセプトの状況

(単位 : 件、円)

診 療 年 月	件数	診療報酬額
平成19年8月分から平成20年3月分まで	35	9,930,472

(歳入)

(3) 委託業務を適切に管理し、収入調定及び現金管理を適正に行うべきもの

北療育医療センター城北分園では、診療所を設置し、肢体不自由児等に対して保険診療等の療育医療を行っている。また、保険診療分については、社会保険診療報酬支払基金等(以下「基金等」という。)に診療報酬請求を行っている。

診療報酬請求に当たっては、医事業務委託契約(契約金額:667万3,800円、契約期間:平成19.4.1~平成20.3.31)により計算及び基金等への請求を、徴収事務委託契約(契約金額:89万1,000円、契約期間:平成19.4.1~平成20.3.31)により利用者一部負担金の徴収等を、A(以下「受託者」という。)に行わせている。

受託者は、医事会計システムにより診療報酬の計算を行った上で、窓口において利用者から、利用者一部負担金を徴収しており、徴収した現金等については、「調定収入日計表」(以下「日計表」という。)を作成し、都に報告することとなっている。

そこで、分園における診療報酬の調定・収入について見たところ、次のとおり、適正でない事例が認められた。

ア 診療報酬の計算に基づいて算出する利用者一部負担金は、窓口で利用者から徴収する金額であることから、診療報酬の計算結果を医事会計システムから出力した「外来請求一覧表」(以下「一覧表」という。)と窓口で取り扱う収入を記載した「日計表」とで、利用者一部負担金の取扱件数及び金額は一致すべきである。

しかしながら、受託者が、「日計表」を作成する際に、利用者の記載漏れ等をしていること、診療報酬の計算と利用者一部負担金の徴収を行う窓口とで、締切り時間を同一にしていなかったことなど、適切でない事務処理を行っているために、「一覧表」と「日計表」とで利用者一部負担金の取扱件数及び金額が一致していない。

このことから、分園は、正しい金額を把握できないまま、利用者一部負担金の調定を行っていることとなり、適正でない。

イ 窓口で受け取った現金をすべて収入としているかを確認するためには、現金有り高・未収入金の合計金額が、徴収すべき利用者一部負担金の金額と、一致しているかを検証する必要がある。

しかしながら、分園は、アのとおり、徴収すべき利用者一部負担金の金額を正確に把握していないため、窓口で受け取った現金をすべて収入としているかを確認できないまま、現金を収入していることとなり、適正でない。

ウ 受託者は、「一覧表」の記載内容を、手作業で、加筆、削除、修正しているが、修正原因等を記録していないため、修正内容が診療内容に則った適正なものであるか確認できない。

このことは、分園が、基金等への診療報酬請求額が適正であるかを確認せずに、診療報酬を請求・収入していることとなり、適正でない。

分園は、医事業務委託及び徴収事務委託にかかる業務を適切に管理することにより、収入調定及び現金管理を適正に行われたい。

(北療育医療センター城北分園)

(その他)

(4) 職員宿舎使用料に係る減額基準適用の確認を適切に行うべきもの

障害者施策推進部は、東京都多摩療護園及び清瀬療護園に併設する各職員宿舎への入居者の指定及び入居の承認、宿舎使用料等の徴収事務等を指定管理者に委託し、部は、指定管理者から毎月、提出される使用状況報告に記載された使用料を歳入調定している。

また、職員宿舎の使用料については、表2のとおり、職種や勤務形態に応じて、減額基準が設定されている。

ところで、歳入調定に係る事務処理を見たところ、部は、指定管理者から、使用料の減額の対象となる職種や変則勤務状況についての根拠となる資料を徴取していないことから、減額基準の適用の可否を確認することなく、使用料を歳入調定しており、適正でない。

部は、指定管理者の行う職員宿舎使用料に係る減額基準の適用について、適切に確認を行われたい。

(障害者施策推進部)

(表 2) 職員宿舎使用料の減額基準

職 種	減額割合 (%)	
	変則勤務あり	変則勤務なし
寮母・指導員・看護師・作業療法士・理学療法士等 給食調理	80	50
施設管理職		80
上記以外の職		40

(その他)

(5) 医事会計個別システムの運用を適切に行うべきもの

障害者施策推進部は、北療育医療センター外4所において、医事会計個別システム(注1)(以下「システム」という。)を用いて、利用者の診療項目を入力し、一部負担金の計算及び診療報酬請求事務等を行っている。機器の老朽化等に伴い新たなシステムを設計、導入するため、医事会計個別システム導入委託契約(契約期間:平成19.5.7~平成19.8.31、契約金額:3,150万円)をBと締結し、平成19年9月1日から運用開始している。

ところで、システムの運用状況等について見たところ、監査日(平成20.6.6)現在、次のとおり、適切でない状況が認められた。

ア システムから出力された患者別日計表には、利用者的一部負担金の請求・納入、未収入金状況等が表示されているが、従来のシステムと異なり、請求書番号は表示されない。

このため、未収入金が納入された場合、請求書番号を用いて、請求日等を速やかに特定できないことから、効率的に未収入金管理が行えない。

イ システムは、領収済や破棄扱いとなっている請求書がその後も出力可能な仕様となっており、重複請求の防止対策が講じられていない。

ウ 保険情報(保険種別、一部負担割合等)の確認ができない利用者の診療費等の会計データについては、診療日当日にシステムへの入力を行えないことから、毎月の診療報酬請求明細書に、反映されているものとなっているかどうか検証できない。

エ 個別システムのひとつである歯科会計システムでのデータ管理は、医事会計システムのようにクライアント/サーバ方式(注2)で行わず、認証機能等を有していないUSB(HDD)(注3)に保存しており、セキュリティ確保の面から問題がある。

これらの不適切な状況は、部が、システム導入の際に、Bに対して、設計仕様を適切に指示できていなかったこと等に原因がある。

部は、医事会計個別システムについて、仕様変更等を行い、適切に運用されたい。

(障害者施策推進部)

注1: 医事会計個別システムは、医事会計システムと歯科会計システムとで構成されている。

注2: クライアント/サーバ方式とは、データの処理を指示するパソコンと、データを記憶・処理するサーバによって構成されているシステムであり、不正アクセス時や障害時には、パソコンとサーバのネットワークを遮断し、サーバ内のデータが保護される。

注3: USB(HDD)とは、パソコンに挿入して使用する大容量のメモリで、持ち運びが可能のため、紛失、盗難の危険性が高い。

病院経営本部

第1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成19年度の病院経営本部における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 経営企画部、サービス推進部

(2) 事業所 広尾・大塚・駒込・豊島・墨東・府中・神経・清瀬小児・八王子小児・松沢・梅ヶ丘各病院

3 実地監査期間

平成20年4月25日から同年5月21日まで

平成20年6月18日

第2 監査の結果

1 トップインタビュー

本部の事業環境や事業運営に対する認識について、監査委員が病院経営本部長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 医師の確保について

都立病院における産科、小児科医の充足率は、7割前後である。派遣医の引き上げで、産科を休止中の病院もある。

現在、医師の純増は年3千人だが、勤務医が減り、開業が増加している。科別に、医師免許の新規取得をコントロールできないところに問題があるのではないかと考えている。

イ 東京医師アカデミーについて

都立病院の中で、医局の機能を果たしていく東京医師アカデミーは、100人募集に180人の応募があった。好評の理由は、豊富な症例を経験できる、指導医が多い、カリキュラムがしっかりしている、東京で勤務できる、コース別に応募できることなどである。

ウ 内部統制について

特に個人情報の漏洩への対応を心がけている。そのため、本部による直接点検や、医師を含んだ^{しっかい}研修を実施している。何らかの必要があり個人情報を持ち出す場合には、認証機能付きのメモリーを使用することとし、許可制にしている。なお、電子カルテは、クローズドシステムで個人情報の漏洩はまずない。

2 指摘事項

(収 入)

(1) 麻酔料の請求を適切に行うべきもの

医科診療報酬点数表(平成19年3月30日付厚生労働省告示第95号)第11部通則1によれば、麻酔に係る診療報酬は、麻酔料及び神経ブロック料の各区分の所要点数により算定することとされている。

ところで、墨東病院及び神経病院における麻酔料にかかる診療報酬の請求について見たところ、墨東病院では、表1のとおり、実際に実施された麻酔方法と請求書に記載された麻酔方法に相違があったこと、神経病院では、表2のとおり、実際に実施された麻酔実施時間と請求書に記載された麻酔実施時間に相違があったことから、過少請求等の不適切な事務処理が認められた。

これらは、両病院において、診療報酬を請求する際に手術処置記録等と診療報酬明細書との確認が不十分であることによるものである。また、神経病院においては、手術処置記録等の記入要領が整備されていないことも原因となっている。

両病院は、麻酔料の請求を適切に行われたい。また、神経病院は、麻酔実施時間の記録方法について見直されたい。

(墨東病院)

(神経病院)

(表1) 墨東病院における麻酔料の過少請求等の不適切な事務処理の内訳

病院名	使用年月日 (平成)	実際に実施された麻酔方法 及び保険点数 A	請求書に記載された麻酔方法 及び保険点数 B	誤請求金額 (A - B) × 10
墨 東	19. 4. 4	脊椎麻酔 (138分) 978点	硬膜外麻酔(腰部)閉鎖循環式全身 麻酔併用 (138分) 530点	4,480円 (過少請求)
	19. 4.13	硬膜外麻酔(腰部) (100分) 800点	硬膜外麻酔(胸部) (100分) 1,500点	7,000円 (過大請求)
過 大 請 求 計				7,000円
過 少 請 求 計				4,480円

(注) 誤請求金額は、診療報酬点数1点 = 10円により算出した。

(表2) 神経病院における麻酔料の過少請求等の不適切な事務処理の内訳

病院名	使用年月日 (平成)	実際に実施された麻酔実施時間 及び保険点数 A	請求書に記載された麻酔実施時間 及び保険点数 B	誤請求金額 (A - B) × 10
神 経	19.8.17	3 7 5 分 17,250 点 〔閉鎖循環式全身麻酔 重症患者以外(伏臥位)〕	3 6 0 分 16,350 点 〔閉鎖循環式全身麻酔 重症患者以外(伏臥位)〕	9,000 円 (過少請求)
	19.9.5	5 6 0 分 22,650 点 〔閉鎖循環式全身麻酔 重症患者以外(伏臥位)〕	5 8 0 分 23,550 点 〔閉鎖循環式全身麻酔 重症患者以外(伏臥位)〕	9,000 円 (過大請求)
	19.11.7	3 3 0 分 10,300 点 〔閉鎖循環式全身麻酔 重症患者以外〕	3 3 5 分 10,900 点 〔閉鎖循環式全身麻酔 重症患者以外〕	6,000 円 (過大請求)
	19.11.13	1 0 5 分 6,100 点 〔閉鎖循環式全身麻酔 重症患者以外〕	1 2 5 分 6,700 点 〔閉鎖循環式全身麻酔 重症患者以外〕	6,000 円 (過大請求)
	19.11.30	1 8 8 分 7,900 点 〔閉鎖循環式全身麻酔 重症患者以外〕	1 8 0 分 7,300 点 〔閉鎖循環式全身麻酔 重症患者以外〕	6,000 円 (過少請求)
	19.11.30	1 5 0 分 6,700 点 〔閉鎖循環式全身麻酔 重症患者以外〕	2 4 0 分 8,500 点 〔閉鎖循環式全身麻酔 重症患者以外〕	18,000 円 (過大請求)
過 大 請 求 計				39,000 円
過 少 請 求 計				15,000 円

(注) 誤請求金額は、診療報酬点数 1 点 = 1 0 円により算出した。

(収 入)

(2) 職務住宅等の管理について

都立病院では、東京都立病院職務住宅管理要綱に基づき、病院勤務の職員に対して、職務住宅を使用させており、使用者は、職務住宅使用料のほか、住居で使用した電気、ガス、水道及び下水道に要する費用(光熱水費)を負担している。さらに、退去時においては、住居の原状回復に要する費用を使用者が負担することになっている。

また、東京都立病院院内保育室設置運営要綱に基づき、病院勤務の職員に対して、院内保育室を利用させており、利用者は、院内保育室利用料を負担している。

ア 職務住宅使用料等の債権管理を適切に行うべきもの

清瀬小児病院において、職務住宅使用料等の徴収状況について見たところ、表3のとおり、職員による滞納（195件、181万3,103円）が存在しているにもかかわらず、催告経過が確認できないなど、債権管理が適切に行われていないことが認められた。

病院は、職務住宅使用料等を速やかに徴収するとともに債権管理を適切に行われたい。

また、部は、他の病院においても同様の状況が認められることから、適切に指導されたい。

（清瀬小児病院）

（経営企画部）

（表3）職員による滞納の内訳

（単位：円）

区分	発生年度	件数	金額
職務住宅使用料及び駐車場使用料	平成13年度	1	2,500
	平成14年度	5	18,800
	平成15年度	2	20,800
	平成16年度	4	8,400
	平成17年度	1	1,900
	平成18年度	4	16,000
	平成19年度	2	16,000
	計	19	84,400
院内保育室利用料	平成14年度	3	54,000
	平成18年度	1	31,000
	計	4	85,000
職務住宅の光熱水費	平成13年度	9	53,153
	平成14年度	13	115,708
	平成15年度	12	75,361
	平成16年度	10	71,036
	平成17年度	8	70,577
	平成18年度	42	424,514
	平成19年度	78	833,354
	計	172	1,643,703
合計	195	1,813,103	

イ 入退居時の確認等を適切に行うべきもの

府中病院において、入退居時に、職務住宅の管理者(病院)と入居者の双方で作成する「入退居時原状確認表」について見たところ、平成19年度の入退居者(100件)のうち、確認表が作成されていないもの(38件)、入退居時の確認が不十分なもの(57件)が認められた。このため、退去者に原状回復に係る費用を請求できない状況が発生しており適切でない。

病院は、入退居時の確認を行うとともに、退去者に対して、原状回復費用を適切に請求されたい。

(府中病院)

(支 出)

(3) 読影診断報告書入力業務に係る契約方法を見直すべきもの

府中病院では、放射線科 線検査等のフィルムの読影内容を検査報告書に入力するため、読影診断報告書入力業務委託契約をAと特命随意契約により締結している(契約金額:355万50円、契約期間:平成19.4.1~平成20.3.31)。

この契約の特命理由は、豊富な実績を有し、総合的に信頼性の高い業者であるためとしている。

しかしながら、この理由は具体性を欠いていること、駒込病院では同様の契約を競争により締結していること、この業務を行える事業者は複数存在していることから、特命随意契約により業務を委託していることは適切でない。

病院は、読影診断報告書入力業務に係る契約方法を見直されたい。

(府中病院)

(支 出)

(4) ペースメーカーの購入に係る契約方法を見直すべきもの

ペースメーカーの購入について、大塚病院では、Bと、豊島病院では、C及びDと特命随意契約により締結している。

これらの契約の特命理由は、それぞれの契約において、ペースメーカーの製造元の指定代理店、又は、国内唯一の輸入代理店であるためとしている。

しかしながら、製造元が同一であるペースメーカーを 大塚病院及び豊島病院では、異なる契約相手先から購入していること、他の都立病院では、指名競争契約により購入していることから、特命随意契約によりペースメーカーを購入していることは適切でない。

各病院は、ペースメーカーの購入に係る契約方法を見直されたい。

(大塚病院)

(豊島病院)

(支 出)

(5) 医療機器の保守点検に係る契約方法を見直すべきもの

清瀬小児病院では、医療機器の機能を維持保全するため、表4のとおり、保守点検委託契約をEと特命随意契約により締結している。

これらの契約の特命理由は、保守・メンテナンスを行っている唯一の代理店であり、技術・部品供給体制を有するのは当該業者のみであるためとしている。

しかしながら、これらの保守点検委託に基づく業務報告書を見ると、実際の保守は、医療機器製造会社、又は、その系列の保守会社が実施しており、当該委託を履行できる業者が他にも存在していることから、特命随意契約により業務を委託していることは適切でない。

病院は、医療機器の保守点検に係る契約方法を見直されたい。

(清瀬小児病院)

(表 4) 契約方法を見直すべき保守点検委託契約

(単位 : 円)

契約件名	契約金額	契約期間	契約者	機器メーカー	実際の保守点検実施者
1 人工呼吸器保守点検委託	3,879,254	平成 19.4.1 ~ 平成 20.3.31	E	F	G
2 低温プラズマ滅菌装置保守点検委託	1,155,000			H	I
3 全身麻酔器保守点検委託	898,800			J	J
4 全身麻酔器保守点検委託	751,800			K	L

(支 出)

(6) 効果的、効率的なシステム開発等に取り組むべきもの

病院経営本部では、従前の病院事業財務会計システム(以下「旧システム」という。)が稼働してから12年が経過したことなどから、新たな病院事業財務会計システム(以下「新システム」という。)を構築するため、平成17年度に概要・基本設計委託(契約金額:210万円、契約期間:平成17.11.8~平成18.3.31)を指名競争入札でMと締結し、平成18年度に詳細設計・構築委託(契約金額:9,597万円、契約期間:平成18.5.19~平成19.3.31、以下「構築委託」という。)を特命随意契約でMと締結している。

平成18年度の構築委託においては、平成18年10月25日に本部と受託者の間で、詳細設計仕様を確定させるための合意確認書を取り交わしている。また、本部は運用に支障がないことを確認したうえで、平成19年4月から新システムを稼働させている。

新システムにおいて、平成19年4月以降、未収金の計上が正しく行えないなどの不具合が

生じたことから、表5のとおり、平成19年度に追加開発作業委託（3件の合計契約額：1億3,947万6千円、以下「追加開発委託」という。）をMから事業を譲渡された、Nと特命随意契約していることが認められた。さらに、監査日（平成20.5.21）現在、各病院から60件を超える改善要望があり、今後、これらについても、追加開発の検討を行わざるを得ない状態にある。

ところで、追加開発委託は、旧システムに備わっていた機能を追加しているものであることから、この機能を平成18年10月の合意確認時の仕様調整で盛り込み、新システムの動作検証などを十分に行っていれば、平成18年度の構築委託で開発できたものと言わざるを得ず、当初開発費用を上回る費用を要して、追加開発を実施していることは適切でない。

本部は、仕様調整及び動作検証を十分に行うなど、効果的、効率的なシステム開発等に取り組みたい。

（ 経営企画部 ）

（ サービス推進部 ）

（表5）平成19年度に実施した追加開発作業委託

（単位：千円）

契約件名	契約金額	契約期間	契約者
病院事業財務会計システム機能追加開発作業委託（その1）	56,385	平成19.12.1～ 平成20.3.31	N
病院事業財務会計システム機能追加開発作業委託（その2）	49,927	平成20.2.1～ 平成20.3.31	
病院事業財務会計システム機能追加開発作業委託（その3）	33,164	平成20.2.13～ 平成20.3.31	
合計	139,476		

産 業 労 働 局

第 1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成 19 年度の産業労働局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

- (1) 本 庁 総務部、商工部、金融部、観光部、農林水産部、雇用就業部、
金融監理室（旧金融部監理課執行分）
- (2) 事 業 所 農業振興事務所、南多摩農業改良普及センター、森林事務所、島しょ農林
水産総合センター、労働相談情報センター、労働相談情報センター八王子
事務所、中央・城北職業能力開発センター、中央・城北職業能力開発セン
ター赤羽校、城南職業能力開発センター、城南職業能力開発センター大田
校、城東職業能力開発センター、城東職業能力開発センター江戸川校、城
東職業能力開発センター足立校、多摩職業能力開発センター、多摩職業能
力開発センター八王子校、多摩職業能力開発センター府中校、東京障害者
職業能力開発校

3 実地監査期間

平成 20 年 5 月 22 日から同年 6 月 9 日まで

第 2 監査の結果

1 トップインタビュー

局の事務事業を取り巻く事業環境や事業運営に対する認識について、監査委員が産業労働局長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 活力ある社会を支える産業の活性化について

中小企業の景況感は足踏み状態が続いており、中小企業に対する経営支援や技術支援を一層積極的に行っていくことが課題となっている。また、東京の魅力を世界に発信し、観光事業の振興充実を図っていく必要がある。農林水産対策については、農林水産業の振興だけでなく、農地や森林の保全など公益的機能の維持増進の面からも、着実な施策の実施が求められている。

イ 少子高齢社会の進展を踏まえた労働力の確保・育成について

若年者の常用雇用の促進、女性の再就職支援、団塊の世代の就業機会の確保など、多くの課題に直面している。「東京しごとセンター」（平成 16 年開設）で、若年者から高齢者までのすべての年齢層を対象として、就業支援をきめ細かく実施しており、このセンターを核として、

就業支援事業の一層の充実を図っている。

ウ 内部統制について

事務事業の執行については、定期的に課題の整理を行うなど、的確な進行管理に努めており、事務手続きについても、チェック体制を充実強化するなど、実効性の確保を図っている。

2 指摘事項

(歳出)

(1) 契約方法を見直すなど適正に事務を行うべきもの

島しょ農林水産総合センター(以下「センター」という。)は、大島事業所及び八丈事業所とセンターとをつなぐネットワークシステム(以下「システム」という。)の運用に係る保守等について、A(以下「保守業者」という。)と特命により委託契約を締結している(契約金額:258万3,000円、契約期間:平成19.4.1~平成20.3.31)。委託内容は、システムを構成するサーバ等関係機器の定期的な動作確認や障害発生時の緊急対応などである。

ところで、この特命理由について見たところ、保守業者は、センター及び事業所において設定構築を行った業者であり、システムの内容を把握していること、システムのOS(オペレーティングシステム)は、大手の業者を除くと、扱えるスキルを持った技術者を有する業者が格段に少ないためとしている。

しかしながら、保守業者は、システムの設定構築を行っておらず、平成18年度に特命で保守業務を受託していたシステム開発業者から再委託を受けた業者であること、当該OSは、一定の市場を有する一般的なものであること、平成19年12月の障害発生時には、保守業者と異なる業者Bが緊急対応していることなど、保守業者以外でも対応が可能であり、特命により契約を締結しているのは適正でない。

センターは、契約方法を見直すなど適正に事務を行われたい。

(島しょ農林水産総合センター)

(その他)

(2) システムのセキュリティ対策を適切に行うべきもの

金融部は、貸金業者情報の登録及び管理を目的として所有するハードウェアで貸金業管理システム(以下「システム」という。)を運用しており、システムのセキュリティ機能を維持するため、毎年自らソフトウェアの有効期限を更新することとしている。また、ハードウェアやデータベースの保守業務については、業者へ委託している。

ところで、このシステムの平成19年度におけるセキュリティ状況を見たところ、平成20年2月27日が有効期限であり、保守業者からも更新手続を行うよう報告を受けていたにもかかわらず、部は、有効期限の更新など機能維持の対策をとっていないことが認められた。このため、監査日(平成20.6.7)現在、新たなウイルスに対応できない状態となっており、システムの安全性が確保されていないのは適切でない。

部は、システムのセキュリティ対策を適切に行われたい。

(金融部)

中央卸売市場

第1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成19年度の中央卸売市場における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 管理部、事業部

(2) 事業所 築地・食肉・大田・豊島・淀橋・足立・板橋・世田谷・北足立・
多摩ニュータウン・葛西の各市場

3 実地監査期間

平成20年1月17日から同月31日まで

平成20年6月12日及び13日

第2 監査の結果

1 トップインタビュー

場の事業環境や事業運営に対する認識について、監査委員が中央卸売市場長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 築地市場の豊洲新市場への移転について

水産物の取扱量が減少しており、仲卸売業者等の経営状況が厳しい状況にある。また、経営者の高齢化、後継者不足も課題となっている。こうした状況下ではあるが、将来の市場の在り方を踏まえ、豊洲地区への移転を考えていかなければならない。

イ 市場全体の課題について

大量、多品種の生鮮食料品を短時間に集荷し、売りさばくという市場のメリットを生かすためには、場内の衛生状態の向上等、品質管理の高度化を図っていく必要がある。経費がかかるが、中長期の展望を描きながら、物流の変化に合わせて市場の近代化を進めていくことが課題である。

ウ 内部統制について

コンプライアンスを徹底していく意識、姿勢が大切であるが、これは、管理職の姿勢にかかっている。ダブルチェックをかけ、ミスを起こさないようにしていきたい。

2 指摘事項

(収 入)

(1) 市場施設使用料の算定を適正に行うべきもの

大田市場では、東京都中央卸売市場条例（昭和46年東京都条例第144号、以下「条例」という。）第88条及び第94条に基づき、市場施設を市場関係者（卸売業者、仲卸業者、関連事業者等）に使用指定し、使用料を徴収している。

ところで、場がAに使用指定をしている事務棟5階について見たところ、場は、使用指定範囲から除くべきパイプシャフト部分2.8㎡を含めて使用指定していることが認められた。この結果、表1のとおり、年間72,240円を過大に徴収しており、適正でない。

場は、市場施設使用料の算定を適正に行われたい。

(大田市場)

(表1) 大田市場における過大徴収の事例

過大使用指定面積(㎡) (A)	事務室使用料(円/㎡/月) (B)	過大徴収使用料(円/年) (C) = (A) × (B) × 12月
2.8	2,150	72,240

(収 入)

(2) 事務室の使用料免除に係る事務処理を適切に行うべきもの

築地市場は、Bに対して、事務室の使用許可をしており、条例第95条第3号及び同施行規則（昭和46年東京都規則第273号）第80条に基づき、Bは、都の指導のもとに都が行うべき消費者普及・広報活動を補佐・代行し、その事務事業を行うことを主な目的とする団体であるとして、使用料を免除している。

ところで、Bは、使用料の免除を受けるに当たり、毎事業年度の予算書・決算書及び事業報告書を、場に提出することとしている。

しかしながら、関係書類を調査したところ、平成16年度以降の決算書及び事業報告書は提出されていないことが認められた。

Bは、当該事務所で、都が行うべき消費者普及・広報活動のほかにも、平成18年度から国庫補助の対象である新たな食育事業を、また、平成19年度からは新たに自主事業（おさかなマイスター制度）も開始している。このため、場は、毎年度、使用料を免除するに当たり、Bに対し、最新の決算書・事業報告書の提出を求めるとともに、Bの行っている事業について、使用料免除に係る要件が満たされているか、確認する必要がある。

場は、事務室の使用料免除に係る事務処理を適切に行われたい。

(築地市場)

(支 出)

(3) 一般廃棄物の収集・運搬に係る契約方法を競争契約に見直すべきもの

食肉市場は、食肉市場汚物搬出処理業務について、Cを特命して随意契約(単価契約)を締結している(契約金額(推定総金額):4,941万7,855円、契約期間:平成19.4.1~平成20.3.31)。

場は、Cを特命する理由として、

一般廃棄物収集運搬許可、産業廃棄物収集運搬許可及び産業廃棄物処分の許可を得ていること

と畜により発生した大量の汚物を一日で処分できる能力を有していること

汚物を衛生的に管理・運搬し、処理できる車両及び機材を有していること

汚物を資源(たい肥)としてリサイクルする施設を有していること

をあげている。

ところで、本件契約に係る委託内容について見たところ、産業廃棄物である汚泥の収集・運搬及び中間処理以外に、と畜作業で発生する一般廃棄物の収集・運搬が、含まれていることが認められた。

しかしながら、一般廃棄物は、地元区内の清掃工場に搬入すべき可燃ごみであり、Cを特命して収集・運搬委託する合理的な理由は認められない。場は、産業廃棄物である汚泥の収集・運搬及び中間処理委託と、一般廃棄物である普通ごみの収集・運搬委託とを分割して契約を行うべきである。

場は、一般廃棄物の収集・運搬に係る契約方法を競争契約に見直されたい。

(食肉市場)

(支 出)

(4) 単価を適切に設定した上で、見学案内委託に係る積算を適正に行うべきもの

食肉市場は、食肉市場見学案内業務について、Dを特命して随意契約(単価契約)を締結している(推定総金額:130万1,832円、契約期間:平成19.4.1~平成20.3.31)。

ところで、この契約の積算方法について見たところ、場は、せり場等市場施設の案内業務(と室及び内臓処理室を含む。)に係る単価について、表2のとおり、東京都再雇用職員の報酬額を基に、1回当たり1万5,498円としている。

しかしながら、業務内容について調査したところ、1回当たりの案内業務に実際に従事している時間は4時間程度であり、都の再雇用職員の勤務実態は1日8時間であることから、場は、単価について、見直す必要がある。

場は、単価を適切に設定した上で、見学案内委託に係る積算を適正に行われたい。

(食肉市場)

(表2) 単価の積算

業務内容	項目	金額	日当額算出内訳
せり場等市場施設の案内業務(と室及び内臓処理室を含む)	日 当	12,300円	東京都再雇用職員報酬月額 16日勤務 = 197,600円
	諸経費等	3,198円	1日分の報酬額197,600円÷ 16日 = 12,300円 (100円未満切り捨て)
	合 計	15,498円	

(支 出)

(5) 産業廃棄物量を適切に算定した上で、委託契約を締結すべきもの

管理部では、市場から発生する汚泥を産業廃棄物として収集・運搬を行うため、「葛西市場外4か所の管路等の清掃及び汚泥収集・運搬委託契約(契約金額：808万5,000円、契約期間：平成19.11.16～平成20.1.25)」及び「淀橋市場外3か所の管路等の清掃及び汚泥収集・運搬委託契約(契約金額：525万円、契約期間：平成19.11.16～平成20.1.25)」を総価契約により、それぞれ、E、Fと締結している。

両契約のうち、汚泥収集・運搬委託に係る部分について見たところ、部では、発生する汚泥の量について、葛西市場外4か所では22t、淀橋市場外3か所では28t、合計50tであると見込んでいる。

しかしながら、過去6年間に実際に発生している汚泥の量は、表3のとおりであり、平均でも葛西市場外4か所では12t、淀橋市場外3か所では11t、合計23t程度であることから、発生量が過大に見積られており、適切でない。

部は、市場施設から発生する産業廃棄物量を適切に算定した上で、委託契約を締結されたい。

(管理部)

(表3) 収集汚泥量の実績及び平成19年度契約における発生見積量

年 度	収集汚泥量 (t)		
	葛西市場外4ヶ所	淀橋市場外3ヶ所	合 計
平成18年度	15.43	2.86	18.29
平成17年度			(注)
平成16年度	13.08	10.24	23.32
平成15年度	14.44	18.94	33.38
平成14年度	11.55	19.34	30.89
平成13年度	17.74	17.40	35.14
合 計	72.24	68.78	141.02
平均(6で除した量)	12.04	11.46	23.50
平成19年度契約における発生見積量	22.00	28.00	50.00

注 平成17年度は、汚泥の収集を行っていない。

(支 出)

(6) 業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行うべきもの

管理部では、「豊島市場外3か所の警備及び世田谷市場防災センター管理委託(その2)」契約(契約金額:9,430万3,934円、契約期間:平成19.7.1~平成20.3.31)をGと締結している。

ところで、業務委託契約における仕様書の作成に当たり、委託者が所要人員を指定することは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第44条(労働者供給事業の禁止)に抵触することから、財務局経理部長通知では、契約書に添付する内訳書等には、人数及び一人当たりの単価を表示しないこととされている(「業務委託等の契約内容について」(昭和52年3月5日付51財経庶第1201号))。

しかしながら、契約関係書類を見たところ、委託業務の条件として、豊島市場及び世田谷市場の警備、世田谷市場防災センター管理について、所要人数を指定していることは、適正でない。

部は、業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行われたい。

(管理部)

(その他)

(7) 防災設備の保守管理を適切に行うべきもの

世田谷市場では、Hと、防災センター総合防災設備保守点検委託契約(契約金額:407万4,000円、契約期間:平成19.4.1~平成20.3.31)を行っている。この契約では、中央監視装置設備については、年1回、消防用設備については、年2回点検を行うこととしているものの、機器の修繕等の実施に係る事項は含まれていないため、点検の結果、不良が報告された場合には、別途修繕等を行う必要がある。

ところで、この委託契約による防災設備の保守点検結果について見たところ、表4のとおり、平成19年5月に報告された点検結果で、不良と判定された設備について、平成19年11月にも同様の報告を受けているが、監査日(平成20.1.25)現在、修繕等に向けた対応が行われておらず、適切でない。

場は、防災設備の保守管理を適切に行われたい。

(世田谷市場)

(表4) 防災設備保守点検における指摘内容

点検項目	点検結果報告
自動火災報知設備	火災報知設備が未設置(3か所)
ガス漏れ火災警報設備	警報装置6個について、メーカー保証期限が経過し、交換が必要
誘導灯設備	避難口誘導灯バッテリー8台が劣化しており、交換が必要
防排煙制御設備	防排煙制御設備垂れ壁(1か所)について、改修が必要 シャッター(1か所)について、作動しないため改修が必要

建設局

第1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成19年度の建設局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

- (1) 本 庁 総務部、用地部、道路管理部、道路建設部、公園緑地部、河川部
- (2) 事 業 所 第一・第二・第三・第四・第五・第六・西多摩・南多摩東部・南多摩西部・北多摩南部・北多摩北部各建設事務所、土木技術センター、東部・西部各公園緑地事務所、江東治水事務所

3 実地監査期間

平成20年2月13日から同年3月5日まで

平成20年6月17日及び18日

第2 監査の結果

1 トップインタビュー

局の事務事業を取り巻く事業環境や事業運営に対する認識について、監査委員が建設局長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 道路ネットワークの構築について

東京の最大の弱点である慢性的な交通渋滞を解消し、国際競争力を高めるとともに、快適で利便性の高い都市を実現していく必要がある。そのため、三環状道路の整備をはじめ、多摩南北道路の整備など、道路ネットワークの構築を進めている。

イ 都民生活の安心の確保について

近年、東京では集中豪雨がたびたび発生し浸水被害が多発している。このため、中小河川や調節池の整備などハード対策を強化するとともに、浸水予想区域図の作成などのソフト対策を実施し、浸水被害の軽減を図っている。

ウ 内部統制について

技術系職員の大量退職を背景に技術力の低下が懸念されており、技術の継承やチェックシステムの強化を図っている。

2 指摘事項

(歳入)

(1) 土地の使用料の徴収を適切に行うべきもの

西部公園緑地事務所では、都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条により、井の頭恩賜公園で飲食店を営む10名に対して、公園施設の設置を許可し、東京都立公園条例(昭和31年条例第107号)第9条に基づき、土地の使用料を徴収している。

所における使用料の徴収事務等については、公園緑地部の作成した都立公園占・使用料徴収事務手引き等により行っており、収入未済案件については納付の状況や交渉経過等を記録することとしている。また、部が定めている標準の公園施設設置許可書では、前年度の公園施設の経営状況を毎年4月中に報告しなければならないとしている。

ところで、使用料にかかる収入未済金の状況について見たところ、以下のとおり不適切な事例が見受けられた。

ア 表1に掲げる収入未済案件については、いずれの使用者についても、監査日(平成20.2.27)現在までの納付交渉等の記録がない。また、所が使用者に交付した設置許可書には経営状況の報告条項の記載がないため、経営状況報告書が提出されていない。

イ 表1のA、B、Cについては、使用料の納期限の古いものから納付させるべきであるにもかかわらず、未納となっている使用料の納期限を考慮せず、新しい納期限のものを納付させている。

ウ 表1のAについては、5年ごとの許可更新(平成18.4.1)の際に、収入未済金が解消されないまま、許可更新を行っている。

所は、土地の使用料の徴収を適切に行うとともに、部は所を適切に指導されたい。

(西部公園緑地事務所)

(公園緑地部)

(表1) 井の頭恩賜公園における収入未済金の状況(監査日(平成20.2.27)現在)

(単位:円)

使用者	収入未済となっている使用料									合計金額	
	17年度	18年度				19年度					
	4期	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期		
A	123,606									123,606	247,212
B				203,397						203,397	406,794
C					96,114	96,114				96,114	288,342
D							167,910	167,910	167,910	167,910	503,730
E								172,368	172,368	172,368	344,736
F								188,244	188,244	188,244	376,488

(注) 1 四半期ごとに使用料を徴収している。

2 印は、納入済みである。

(歳入)

(2) 霊園管理料等に係る収入未済額の繰越額の確定を適切に行うべきもの

公園緑地部が所管している霊園管理料等については、独自のシステムである霊園管理システムにより収入未済を管理している。

このシステムの収入済データの計上日は、財務会計システムの計上日と異なることから、特定の時点において、両システムの収入未済額は常に異なることとなる。また、このシステムは、遡って過去の時点の調定や収入未済の残高のデータを表示することができない。そのため、年度末において収入未済額を確定する手続の中で、確認できる書類に基づき、霊園管理システムと財務会計システムとを照合して、相互の整合性を確認する必要がある。

しかしながら、収入未済額の繰越額の確定の手続について見たところ、確認できる書類がないため、照合の手続が適切に行われているか確認できない状況となっている。

部は、霊園管理料等に係る収入未済額の繰越額の確定を適切に行われたい。

(公園緑地部)

(歳 出)

(3) スポーツ施設予約センターの特命随意契約の見直しを行うべきもの

公園緑地部では、スポーツ施設予約センターのシステムによる予約管理、抽選、利用案内等を行うため、東京都スポーツ施設予約センターの運営委託契約を特命により財団法人東京都公園協会と締結している(契約金額：7,816万6,200円、契約期間：平成19.4.1～平成20.3.31)。

ところで、特命理由書について見たところ、

当該業務には、高い機密性及び公平性を確保して利用者の信頼を得ることが求められている

円滑な業務運営に必要な「都市公園法」、「東京都立公園条例」及び「同施行規則」等の関連法規も熟知している

都立公園の指定管理者であり、公園管理業務に精通しているため、公園管理者との連携が円滑に行えるなどとしている。

しかしながら、については、当該契約の仕様書で、個人情報の保護、データの保護と機密管理について規定していること、及びについては、業務マニュアルにより対応が可能であることから、他の業者でも業務履行が行える。

部は、スポーツ施設予約センターの特命随意契約の見直しを行われたい。

(公園緑地部)

(歳 出)

(4) 地盤情報システムに係る契約事務手続きを適切に行うべきもの

土木技術センターは、地盤情報システムのソフトウェア及びデータ維持保守を目的として、「地盤情報システムのシステム及びデータ維持委託」契約(契約期間：平成19.4.1～平成20.3.31、契約金額：315万円)をソフトウェアの制作者であるGと特命により締結しており、既存ソフトウェアの定期バックアップ、障害復旧、既存データのバックアップ等の業務を委託している。

しかしながら、本契約の仕様書について見たところ、継続的に特命随意契約を締結していることから、委託の内容、簡易なシステム概要、使用施設及び貸与物品等は記載されているが、具体的な作業量が明確になっていない。このため、作業量に見合った積算金額となっているかが検証できない。

センターは、地盤情報システムに係る契約事務手続きを適切に行われたい。

(土木技術センター)

(歳 出)

(5) 家屋調査に係る契約事務手続きを適正に行うべきもの

北多摩北部建設事務所では、表2のとおり空堀川整備工事等を行っている。

ところで、家屋調査に係る契約事務手続きについて見たところ、所では、空堀川整備工事(その59)に伴う家屋調査委託(事後)の契約について、3社で見積合わせ(平成19.7.19)を行い、H社を契約の相手方として決定し(見積額65万1,000円)契約事務を進めたが、後日、H社より辞退届が提出され、契約不調となっている。

この場合、改めて見積合わせを最初からやり直さなければならない(東京都会計関係質疑応答集)にもかかわらず、このような手続きを経ることなく、家屋調査委託(事前)を行ったIと特命随意契約を締結しているのは適正でない。

所は、家屋調査に係る契約事務手続きを適正に行われたい。

(北多摩北部建設事務所)

(表2) 空堀川整備工事等の状況

	件 名	契約額(円)	契約者名	契約年月日	履行期限	摘 要
1	空堀川整備工事 (その59)	132,825,000	J	平成 18.7.28	平成 19.3.26	この工事には、事前の家屋調査委託が含まれている。
2	空堀川整備工事 (その59)に伴う家屋調査委託 (事後)	808,500	I	平成 19.8.31	平成 19.11.30	1の空堀川整備工事(その59)の下請負業者と特命随意契約している。

(歳 出)

(6) 単価契約工事について

道路管理部は、道路、橋梁等の維持管理を対象として、単価契約工事の事務処理方針や必要な書式等について、単価契約工事实施要領(平成9年4月改定、以下「要領」という。)で定めている。また、道路建設部は事業用地管理施設設置工事等を対象として、この要領を準用している。

各建設事務所では、要領に基づき単価契約工事を締結している。

単価契約工事とは、緊急性のある小規模な工事を対象として、これらの工事に必要な工種及び単価を定め、点検・修繕を行う必要が発生したときに、請負者に対して、工事を指示するものである。

単価契約工事の単価は、緊急に行う工事であることから、局の積算基準により人件費を49%割増としている。

ところで、単価契約工事の実施状況について見たところ、次のとおり改善すべき問題点が認められた。

ア 単価契約工事を緊急に行うべき理由を指示書などに明示すべきもの

単価契約工事は、緊急に対応する必要があるため、割高な単価を定めていることから、工事を緊急に行うべき理由を文書により明示する必要がある。

しかしながら、第一建設事務所及び北多摩北部建設事務所における単価契約工事の指示内容を見ると、表3に例示したとおり、カラー舗装、落書き消去、廃棄物処分、除草などの作業を実施しているが、指示書及び指示記録簿のいずれにも緊急に行うべき理由を記載していない。

部は、単価契約工事を緊急に行うべき理由を指示書などに明示するよう、所に対して適切に指導されたい。

(道路管理部)

(表3) 緊急性が検証できない例

(単位：円)

事務所名	契約件名	指示番号	施行内容	実施期限	工事金額
第一建設事務所	千代田工区その1	70	カラー舗装	平成19年9月28日	812,402
	港工区その1	27	落書き消去	平成19年4月27日	430,480
	港工区その1	63	落書き消去	平成19年6月15日	511,860
	港工区その1	102	廃棄物処分	平成19年7月31日	117,600
	港工区その1	131	廃棄物処分	平成19年8月31日	203,900
北多摩北部建設事務所	その1(小平工区)	106	除草	平成19年7月31日	122,000
	その1(小平工区)	113	除草	平成19年7月31日	699,480
	その2(小平工区)	20	除草	平成19年5月28日	53,960
	その2(小平工区)	62	除草	平成19年8月31日	122,958
	その2(小平工区)	87	除草	平成19年10月31日	123,120
	その2(小平工区)	88	除草	平成19年10月31日	329,346
	その4(東村山工区)	40	カラー舗装	平成19年6月20日	2,769,200
	その5(東村山工区)	36	除草	平成19年9月25日	213,800
	その5(東村山工区)	62	除草	平成19年10月31日	213,800
	その6(小平工区)	3	除草	平成19年9月14日	54,550
	その6(小平工区)	18	除草	平成19年9月28日	31,920
	その6(小平工区)	30	カラー舗装	平成19年10月15日	2,000,960
	その10(東村山工区)	4	除草	平成19年11月5日	186,000
	その10(東村山工区)	18	除草	平成19年11月25日	132,000

イ 単価契約工事により実施する工事等の範囲を定めるべきもの

単価契約工事は、道路、橋梁の維持工事や事業用地管理施設設置工事を対象としており、工事金額も割高なものとなっていることから、指示に当たっては内容を精査し、対象とすべきであるかを判断したうえで指示すべきである。

しかしながら、道路管理部及び道路建設部が対象とする範囲を具体的に定めていないため、表4に例示したとおり、測量調査、交通量調査など単価契約工事に該当しないものを実施しており適切でない。

両部は、単価契約工事により実施する工事等の範囲を要領等により定め、所を適切に指導されたい。

(道路管理部)

(道路建設部)

(表4) 単価契約工事に該当しない例

(単位:円)

事務所名	契約件名	指示番号	施行内容		実施期限	工事金額
第一建設事務所	道路維持工事 港工区 その1	5	測量調査	修繕した信号機が東京モノレールの建築限界内に所在するかの測量調査	平成19年 4月13日	134,720
		58	駐車量調査	六本木交差点付近の電線共同溝設置にともなう歩道拡幅に当たり交通管理者の指示による調査	平成19年 6月15日	300,000
第五建設事務所	事業用地管理施設設置工事 (その1)	4	交通量調査	特例都道新荒川葛西堤防線・西水門橋の交通量調査	平成19年 4月28日	136,200
		36	臨時駐車場設置・撤去	たつみ橋陸橋記念式典に伴う除草、駐車区割り・進入路設置及び撤去	平成19年 10月31日	115,770

港 湾 局

第 1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成 19 年度の港湾局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

- (1) 本 庁 総務部、港湾経営部、臨海開発部、港湾整備部、離島港湾部
- (2) 事 業 所 東京港管理事務所、東京港建設事務所、調布飛行場管理事務所

なお、東京港防災事務所は、平成 20 年 4 月の組織改正により、東京港管理事務所及び東京港建設事務所へ再編統合されている。

3 実地監査期間

平成 20 年 4 月 11 日から同年 5 月 13 日まで

第 2 監査の結果

1 トップインタビュー

局の事務事業を取り巻く事業環境や事業運営に対する認識について、監査委員が港湾局長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 東京港の国際競争力の向上について

東京港は世界の基幹航路の船舶が寄航する国際貿易港であるが、コンテナ船やアジアの貨物需要の増加に対応した国際競争力の向上が大きな課題となっている。中央防波堤外側コンテナふ頭の整備に着手するとともに、横浜港と川崎港を加えた京浜三港の広域連携の強化などにより、東京湾全体を視野に入れた国際競争力の向上を図っていく。

イ 島しょの港湾、漁港、空港及び海岸の管理運営について

伊豆諸島及び小笠原諸島の港湾、漁港、空港及び海岸の整備は、島民の生活基盤を支える事業であることから、厳しい自然条件を克服しながら、着実に進めていく必要がある。

ウ 内部統制について

港湾管理者、漁港管理者、都営空港の設置・管理者として、多くの関係法令の下で適正な事業執行を図っており、職員の遵法意識を高めるなど、内部統制の確保に心がけている。

2 指摘事項

(支 出)

(1) 委託料の積算を適正に行うべきもの

港湾経営部は、東京港の国際競争力の強化を目的として平成16年度より導入された「港湾施設使用料等に関するインセンティブ制度」の効果分析のため、平成19年度港湾施設使用料等に関するインセンティブ制度に係る効果分析事務事業委託契約（契約金額：964万470円、契約期間：平成19.12.26～平成20.3.28）を、特命により、社団法人東京都港湾振興協会と締結している。

ところで、本件の委託料積算については、港湾工事設計単価表（以下「単価表」という。）を基に行っているが、単価表では、契約相手方の種別に応じて積算することと定められている。

しかしながら、表1のとおり、種別を契約相手と対応した財団法人等（社団法人含む。）ではなく、誤って建設コンサルタントとして積算していることが認められた。

このため、積算額20万5,071円が過大なものとなっている。

部は、委託料の積算を適正に行われたい。

(港湾経営部)

(表 1) 港湾工事設計単価表による積算基準

(単位 : 円)

種別	建設コンサルタント (誤った積算)		財団法人等 (正しい積算)	
直接費	3,340,000		3,340,000	
直接人件費 (A)	3,255,100		3,255,100	
直接経費	84,900		84,900	
間接費	6,054,486		5,859,180	
諸経費	3,906,120	$(A) \times \frac{120}{100}$	3,255,100	$(A) \times \frac{100}{100}$
技術経費	2,148,366	$(A) \times \frac{220}{100} \times 30\%$	2,604,080	$(A) \times \frac{200}{100} \times 40\%$
小計	9,394,486		9,199,180	
消費税	469,724		459,959	
合計 (契約目途額)	9,864,210	(B)	9,659,139	(C)
	過大積算の額		205,071	(B) - (C)

(支 出)

(2) 契約事務手続きを適正に行うべきもの

所は、遊休化している旧南部庁舎(品川区八潮一丁目地内)の一部敷地について更地にして売却をするため、平成19年度旧南部庁舎外溝撤去工事を特命随意契約(契約金額:585万9,000円、工期:平成20.1.29~同年3.31)で行っている。

ところで、旧南部庁舎の隣接箇所(護岸)では、平成19年度大井ふ頭その1北側護岸改修工事(契約金額:4,791万1,500円、工期:平成19.11.27~平成20.3.28)が行われており、作業ヤード等で旧南部庁舎敷地を使用している。

したがって、旧南部庁舎外溝撤去工事は、護岸改修工事の作業ヤード等と現場が重複し、工期内に調整しながらの施工であることから同一業者で行うとして、特命随意契約にて行っているものである。

しかしながら、本工事は、護岸改修工事とは内容が異なる外溝等の撤去工事であり、重複する現場を調整する日程も十分あるため、他の業者でも対応できることから、通常の競争入札が可能であり、特命随意契約で行っていることは適正でない。

所は、契約事務手続きを適正に行われたい。

(東京港建設事務所)

東京消防庁

第1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成19年度の東京消防庁における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

- (1) 本 庁 企画調整部、総務部、人事部、警防部、防災部、救急部、予防部、装備部
- (2) 事業所 消防学校、消防技術安全所、第一・第二・第三・第四・第五・第六・第七・第八・第九・第十各消防方面本部、丸の内・神田・芝・蒲田・矢口・渋谷・杉並・荻窪・池袋・上野・千住・向島・江戸川・三鷹・小金井・清瀬・八王子・町田・志村・練馬各消防署

なお、各消防方面本部及び消防署については集合監査を実施した。

3 実地監査期間

平成20年1月21日から同年2月5日まで

平成20年6月17日及び18日

第2 監査の結果

1 トップインタビュー

庁の事業環境や事業運営に対する認識について、監査委員が消防総監に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 地震等大規模災害発生時の対応力強化と地域の防災力向上について

現在、首都直下地震の切迫性が指摘されており、震災対策を最重要課題として取り組んでいる。消防活動体制や消防装備等の充実強化、被害予測等の調査研究などを実施しているほか、テロ等による特殊災害への対応を強化するとともに、都民の防災行動力の向上や消防団等の地域の防災リーダーの充実など、総合的な防災力の向上を図っている。

イ 救急活動体制の充実強化について

増大する救急需要を踏まえた救急活動体制の充実強化が課題となっており、都民が必要かつ適切な医療を受けられるよう救急医療機関との緊密な連携を図っている。また、救急車の適正利用を図るため、救急相談センターの設置や救急搬送トリアージの試行等を行い、真に救急車を必要とする都民に適切かつ効果的な対応ができるよう取り組んでいる。

ウ 内部統制について

都民の生命と安全を守るためには、内部統制の確保を始めとする指揮命令体制の確立が大前

提であり、日頃からチェック体制の維持向上や職員の意識向上に努めている。

2 指摘事項

(歳 出)

(1) 特命随意契約に係る事務手続きを適正に行うべきもの

総務部は、災害救急情報システム、災害予防情報システム及び事務管理システムのプログラム保守を目的として、「災害救急情報システム外2点ソフトウェア保守委託契約」(契約金額：4,777万5,000円、契約期間：平成19.4.1～平成20.3.31)をAと特命により締結している。

ところで、本契約の仕様書について見たところ、簡易なシステム概要、使用施設及び貸与物品等が記載されているだけで、委託の具体的な内容が明確になっていないことから、内容に見合った委託金額となっているかが検証できず適正ではない。

これは、プログラムの制作者であるAを特命しているため、委託の具体的な内容をあらかじめ定めずに、契約を締結したために発生したものである。

部は、特命随意契約に係る事務手続きを適正に行われたい。

(総務部)

(歳 出)

(2) 業務処理委託の契約手続きを適切に行うべきもの

総務部は、災害救急情報システム、災害予防情報システム及び事務管理システムにかかる業務処理を行わせることを目的として、「電子計算機の業務処理(オペレーション)委託契約」(契約金額9,437万4,000円、契約期間：平成19.4.1～平成20.3.31)を、Bと特命により締結している。

ところで、仕様書を見たところ、委託内容は月次又は日次の定例的な帳票出力、随時の帳票出力及び年次のデータファイル切り替え等となっており、他の業者においても行える業務であるため、本委託契約を特命により契約することは適切でない。

部は、業務処理委託の契約手続きを適切に行われたい。

(総務部)

(歳出)

(3) 防火水槽の撤去工事にあたり適切な積算を行うべきもの

丸の内消防署は、千代田区がCに発注している「有楽町・銀座地区地下歩行者道路等整備工事」に伴い支障となる防火水槽を撤去するため、「防火水槽撤去工事」(平成18年度一期工事の本工事費：702万1,779円、平成19年度二期工事の本工事費：182万1,348円)をCに特命で発注している。

防災部は、建設局土木工事積算基準によって土木工事の積算を行うこととしているが、これによると、同一工事区域内の請負者に特命をする場合には、仮設や現場管理の諸経費が節減されるため、諸経費を調整することとされている。

しかしながら、本工事ではその調整が行われておらず、諸経費の積算額約221万円が過大となっている。

部及び署は、防火水槽の撤去工事に当たり、適切な積算を行われたい。

(丸の内消防署)

(防災部)

(その他)

(4) 下水道の排出量認定を申請し、料金の削減を図るべきもの

第九消防方面本部は、八王子市平町154番1号において、水道水を使用して消火訓練を実施しており、その上・下水道料金の支払いは総務部が行っている。

ところで、八王子市下水道条例(昭和41年条例第9号)第18条では、使用する水の量が排除する汚水の量と著しく異なるものの汚水の排出量は、使用者の態様を勘案して市長が認定するとしている。

しかしながら、訓練で使用した水道水の大部分は、下水道に排水されない状況となっていることから、排出量認定を受けることにより、下水道料金が減額されるにもかかわらず、通常の下水道料金を支払っている。

部は、下水道の排出量認定を申請し、料金の削減を図られたい。

(総務部)

会 計 管 理 局

第 1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成 19 年度の会計管理局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 会計管理局

3 実地監査期間

平成 20 年 3 月 3 日から同月 6 日まで

第 2 監査の結果

1 トップインタビュー

局の事業環境や事業運営に対する認識について、監査委員が会計管理局長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 新公会計制度導入後、初めての決算について

財務会計システムと財務局所管の財産管理システムとのデータの整合に問題があり、照合作業に多くの労力を要したため、関係各局とシステムの改善等に取り組んでいる。

イ 都の新公会計制度の普及を図った「公会計改革支援コンサル」への反響について

都内でもいくつかの区市が熱心に取り組んでいるが、最終的には、トップの認識にかかっている。

ウ 内部統制について

3 億円超の支出命令は局長審査、1 億円超の審査は管理部長審査等と定め、実施している。資金運用については、年間 280 回程度預金の引き合いを行い、利率の高い金融機関と契約し、局長が週 1 回確認している。

2 意見・要望事項

(その他)

(1) ごみ収集袋の用品指定について検討すべきもの

管理部では、用品を集中的に大量一括購入し、各局・所の需要に応じて安価に、計画的、安定的、かつ、迅速に供給することを目的として用品制度を設けており、共通的に使用する物品で比較的需要量が多いものの中から54品目を用品として購入し、各局・所に供給している。

部では、用品の指定品目の見直しを検討する等のため、供給先に対して毎年1回アンケートを実施している。

ところで、平成19年6月に実施した用品に関するアンケートの集計結果について見たところ、用品として指定している東京23区推奨ごみ収集袋45（以下「ごみ収集袋」という。）について、厚さを現在の0.022mmから0.02mmに変更することを9割以上のアンケート回答局所で支障がないとしているものの、部では、大口顧客である学校からの現状維持を求める意見を考慮したとし、現状のまま0.022mmのごみ収集袋を用品指定している。

しかしながら、

現状の0.022mmから0.02mmのごみ収集袋に変更することによって、市場価格で比べると4割程度の経費削減効果が見込まれること

大口顧客とする学校の中でも0.02mmのごみ収集袋に変更して支障がないという意見があること

から、0.02mmのごみ収集袋について、試行的に供給する等して、使用上の支障の有無を検証されたい。

(管理部)

交 通 局

第 1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成 19 年度の交通局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

- (1) 本 庁 総務部、職員部、資産運用部、自動車部、電車部、車両電気部、建設工務部
- (2) 事 業 所 品川・渋谷・小滝橋・早稲田・北・千住・南千住・江東・江戸川・深川各自動車営業所、新橋・巣鴨・馬喰・市ヶ谷・都庁前・大門各駅務管理所、馬込・大島各車両検修場、浅草線電気管理所、発電事務所、工務事務所、木場保線管理所

3 実地監査期間

平成 20 年 4 月 10 日から同年 5 月 13 日まで
平成 20 年 6 月 11 日

第 2 監査の結果

1 トップインタビュー

局の事業環境や事業運営に対する認識について、監査委員が交通局長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 安全対策について

平成 18 年に運輸安全一括法が制定されたことに伴い、輸送の安全確保に係る P D C A サイクルを確立し、マネジメント体制の強化に取り組んでいる。また、局では、毎年 6 月 13 日を「安全の日」と定め、職員全員が安全について再確認する日としている。

イ 関連事業について

バス事業や高速電車事業の他にも、広告事業、土地・建物などの資産活用、通信事業などの関連事業から安定した収入を得ており、近年力を入れているところである。この他にも有楽町イトシアの開設等に参加している。今後は、目黒自動車営業所跡地の開発等が予定されている。

ウ 内部統制について

飲酒事故の防止に向けて、始業点呼、終業点呼時等に運転手に対し、アルコールチェックを実施している。収入金の管理に関して、バスについては自動車営業所長が金庫をチェックしており、地下鉄については本局の職員が直接駅に出向いてチェックしている。

2 指摘事項

(支 出)

(1) 業務委託契約のあり方について見直すべきもの

自動車部は、12自動車営業所及び5支所等の電気設備の維持及び運用に関する保安業務について、「自動車営業所電気設備保安業務委託」契約(契約金額:1,606万5,000円、契約期間:平成19.4.1~平成20.3.31)をAと特命随意契約により締結している。

ところで、部は、本業務委託契約の特命理由について、各自動車営業所等の電気設備内容や運用状況に精通しており、施設の経年劣化に伴う各設備の効率的な修繕・更新計画を助言できること、緊急時等における対応について、連絡体制、安全体制等が組織的に整備されている、などとしている。

しかしながら、本業務は、電気事業法施行規則に基づき電気主任技術者の資格を有する者であれば履行できるものであり、Aを特命する特段の理由は認められない。

部は、競争性を確保する観点から、業務委託契約のあり方について見直されたい。

(自動車部)

(支 出)

(2) 軌道モーターカーの分解整備及び定期点検に係る契約方法を見直すべきもの

車両電気部(以下「部」という。)では、部及びその管轄する各電気管理所において、表1のとおり、軌道モーターカーの分解整備及び定期点検に係る契約を締結している。

ところで、その契約形態について見たところ、指名競争入札、随意契約及び特命随意契約により契約が締結されていることが認められた。

しかしながら、軌道モーターカーの分解整備、定期点検に係る業務内容は、それぞれ同一であることから、特命随意契約とする特段の理由は認められない。

部及び各電気管理所は、軌道モーターカーの分解整備及び定期点検に係る契約方法を見直されたい。

(車両電気部)

(大江戸線電気管理所)

(三田線電気管理所)

(新宿線電気管理所)

(表1)

	件名	契約者	契約金額 (円)	契約方法	設計、製作者
分解整備	大江戸線電気管理所軌道モーターカー分解整備	B	4,105,500	指名競争入札	B
	新宿線電気管理所軌道モーターカー分解整備	B	4,662,000	指名競争入札	B
	三田線電気管理所軌道モーターカー分解整備	C	3,780,000	特命随意契約	D
定期点検	大江戸線電気管理所軌道モーターカー定期点検	B	395,850	特命随意契約	B
	三田線電気管理所軌道モーターカー定期点検	C	354,900	随意契約 (2社による見積り)	D

(注) 軌道モーターカーとは、線路整備のための資材運搬に使用する車両をいう。

(支出)

(3) 契約方法及び積算を適切に行うべきもの

電車部は、駅美化を維持するために、地下鉄駅構内壁面等特別清掃業務委託を特命随意契約によりEと単価契約(推定総金額:6,709万円5,415円、契約期間:平成19.4.1~平成20.3.31)を締結している。

ところで、契約内容について見たところ、以下のとおり、不適切な点が見受けられた。

ア 東京都交通局契約事務規程第16条によれば、予定価格の決定に当たっては、価格の総額を定めることを原則としている。

部は、これまで総価契約により当該業務委託の契約を締結していたが、平成19年度において、契約変更手続の必要がない、単価契約としている。

しかしながら、壁面等清掃の面積は起案時に確定しており、予定価格の総額を定めることができることから、総価契約とすべきである。

イ この契約に係る積算について見たところ、壁面等清掃に要するとした日数を、清掃区分(一般壁等と天井の2区分)それぞれについて294日(1年366日から日曜日・祝日・年末年

始を除く。)であるとし、足場仮設費を一日当たり3万200円で計算している。

しかしながら、壁面等清掃に要した日数の実績は表2のとおり、積算日数と比較して、一般壁等は38日、天井は75日、それぞれ少なくなっている。

この結果、実績と比較して積算額が、341万2,600円過大なものとなっている。

ウ この契約の積算に当たっては、建設工務部が作成した「平成19年度交通局清掃委託業務積算単価等について」(以下「積算基準」という。)を用いてたとしているが、関係書類を見たところ、積算基準にはない材料費について、人件費の30%相当の額で別途加算している。この結果、積算額が約1,017万円過大なものとなっている。

部は、契約方法及び積算を適切に行われたい。

(電車部)

(表2) 清掃日数比較 (単位:日)

清掃区分	積算日数 (A)	実績日数 (B)	差
			C = A - B
一般壁・軌道壁・中柱	294	256	38
天井	294	219	75

足場仮設費: 30,200円/日

実績と比較して過大な足場仮設費の積算額:
(38 + 75) × 30,200 = 3,412,600円

(支 出)

(4) 業務委託契約における清掃範囲を明確にすべきもの

電車部は、地下鉄駅構内壁面等特別清掃委託及び地下鉄駅施設の清掃等業務委託(変更後契約金額:7億5,101万9,098円、契約期間:平成19.4.1~平成20.3.31)をEと特命随意契約により締結している。

この契約は、都営地下鉄の101駅について、駅施設である乗降場・階段・出入口等の床面や、駅構内の壁面・天井等を清掃するものであるが、関係書類を見たところ、清掃範囲が明確にされていないことが認められた。

清掃範囲は、業務の指示・監督をする根拠となるものであり、履行確認を行う際の判断基準となるものであるにもかかわらず、明確となっておらず、適切でない。

部は、業務委託契約における清掃範囲を明確にされたい。

(電車部)

(支 出)

(5) 業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行うべきもの

業務委託契約の締結に当たり、業務委託等の契約書に添付する内訳書等に、人数及び1人当たりの単価を表示することは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第44条(労働者供給事業の禁止)に抵触することとされている(労働局職業安定部長通知(昭和52年2月24日付51労職労第479号))。

しかしながら、部は、地下鉄駅施設の清掃等業務委託において、仕様書で、業務従事者の所要人数を指定している。

部は、業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行われたい。

(電車部)

(支 出)

(6) 雑費前渡金の取扱いを適切に行うべきもの

交通局では、東京都交通局雑費前渡金取扱要綱(以下「要綱」という。)に基づき、雑費前渡金により処理することができるのは、施設の軽易な補修及び備品の修繕に要する費用などの場合で、5万円を限度とするとしている。

しかしながら、雑費前渡金の処理状況について見たところ、以下のとおり、適切でない事例が見受けられた。

ア 都庁前駅務管理所では、雑費前渡金により、避難誘導明示物の修繕(金額:3万849円)を行っている。

しかしながら、これは新規の誘導明示物を作成し、設置するものであり、要綱に定める修繕には該当しない。

イ 新橋駅務管理所では、事故等により列車の運行ダイヤが乱れ最終電車に間に合わなかった利用者のタクシー代金として、代行輸送費用(2件、合計金額:1万1,080円)を雑費前渡金により支出している。

しかしながら、代行輸送費用は、東京都交通局事故前渡金取扱要綱に基づき、事故前渡金により支出すべきである。

各所は、雑費前渡金の取扱いを適切に行われたい。

部は、各所に対して雑費前渡金の取扱いを適切に行うよう指導されたい。

(都庁前駅務管理所)

(新橋駅務管理所)

(電車部)

(財 産)

(7) 備品の管理を適正に行うよう指導すべきもの

各部及び事業所における備品の管理状況について見たところ、次のとおり、適正でない点が認められた。

ア 複数の部・所において、表3のとおり、東京都交通局会計事務規程により、作成すべきとされている備品整理簿、備品管理票、備品登録請求伝票及び備品抹消請求伝票兼不用品廃棄処分報告書を作成しておらず、備品を適正に管理できる状況となっていない。

イ 資産運用部が作成した「経理事務の手引」によれば、備品管理票と現品との照合を年1回以上行うこととしているが、表4の部・所では、長年にわたり、十分に現品との照合が実施されていない。

このため、現品と固定資産台帳記載内容との間に相違が生じている。

資産運用部は、会計事務規程等に従い、備品の管理を適正に行うよう、他部及び所を指導されたい。

(資産運用部)

(表 3) 帳簿の整備状況

固定資産台帳の不所持 (1 か所)	
	発電事務所
備品整理簿の未作成 (6 か所)	
	総務部、職員部 (研修所)、資産運用部、電車部、建設工務部、工務事務所
備品管理票の未作成 (6 か所)	
	電車部、新橋駅務管理所、巣鴨駅務管理所、馬喰横山駅務管理所、都庁前駅務管理所、大門駅務管理所
備品登録請求伝票及び備品抹消請求伝票兼不用品廃棄処分報告書の未作成 (3 か所)	
	資産運用部、自動車部、建設工務部

(表4) 主な現品の管理状況

部・所	固定資産台帳に計上されているが実在しない資産		
	備品名	取得価額(円)	帳簿価額(円)
総務部	パーソナルコンピュータ6台	1,878,280	93,914
職員部	パーソナルコンピュータ1台	820,400	41,020
	その他	801,500	690,825
車両電気部	定電流試験器1台	4,100,000	205,000
	電力計16台	3,221,900	161,000
	流量計1台	1,800,000	90,000
	その他	1,415,500	70,775
建設工務部	万能製図器5台	5,354,160	564,392
	プリンタ6台	2,164,981	108,251
	実時間分析器1台	1,020,000	51,000
	その他	3,590,090	179,505
江東自動車営業所	通風装置4基	4,540,000	227,000
新橋駅	案内板12台	17,598,500	1,805,225
	その他	376,600	18,830
巣鴨駅	案内板6台	7,980,000	5,462,500
馬喰横山駅	有人通路ゲート2台	2,940,000	294,000
	その他	1,533,100	76,655
都庁前駅	自動乗越清算機1台	14,432,900	721,645
大門駅	案内板3台	1,960,000	1,960,000
馬込検修場	クレーン10基	60,085,700	3,004,286
浅草電気管理所	自動放送音源試験機1台	2,200,000	243,760
	その他	600,000	30,000
発電事務所	ファクシミリ1台	865,000	43,250
工務事務所	作業台7台	1,141,200	57,060
	その他	478,000	23,950
部・所	実在するが、固定資産台帳に計上されていない資産		
馬込検修場	テーブルリフター6台		
	部品洗浄機3台		
浅草電気管理所	移動軌道装置1基		
	地震計1台		

水 道 局

第 1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成 19 年度の水道局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 総務部、職員部、経理部、サービス推進部、浄水部、給水部、建設部

(2) 多摩水道改革推進本部 調整部、施設部

(3) 事 業 所 中央・東部第一・東部第二・西部・南部第一・南部第二・北部各支所、千代田・文京・台東・江東・墨田・荒川・葛飾・新宿・杉並東・杉並西・大田北・品川・世田谷西・渋谷・練馬東・練馬西・板橋南各営業所、多摩ニュータウン水道事務所、研修・開発センター、水運用センター、水質センター、水道特別作業隊、水源管理事務所、村山山口貯水池管理事務所、小河内貯水池管理事務所、東村山・玉川・金町・朝霞各浄水管理事務所、境・小作・砧・長沢・三郷・三園各浄水場、東部建設事務所、西部建設事務所

3 実地監査期間

平成 20 年 1 月 21 日から同年 2 月 21 日まで

平成 20 年 6 月 18 日及び 19 日

第2 監査の結果

1 トップインタビュー

局の事業環境や事業運営に対する認識について、監査委員が水道局長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 水源の安定性について

中川・江戸川緊急暫定水利などは取水の安定性に課題があること、近年の降雨状況等の変化によりダムの供給能力が約2割低下していることなどから、引き続き水源の確保が必要である。

イ 首都直下地震発生時の給水復旧について

阪神・淡路大震災を教訓に耐震継手管の使用拡大を行い、現在、三次救急医療機関・首都中枢機関等への給水ルートについて、優先的に耐震化を推進中である。

また、首都中枢機関等への給水ルートを3日以内に復旧するため、関係団体との協定等により必要な態勢を確保し、復旧資材の備蓄も行っている。

ウ 大規模浄水場にかかる更新経費について

安定給水を確保しながら更新を進めるためには、先行して代替施設の整備が必要である。整備費用の合計は約1,200億円を見込んでおり、国の財政支援を求めていくとともに、1,200億円の半分弱を目標に平成19年度から積立を始める計画である。

エ 内部統制について（次の時代を支える職員へのメッセージ）

水道事業は、永久に続けるべき事業であり、今が問題なければ良いではすまない。50年、百年先を考えて、今、なすべきことを考えるべきであり、現場があつての事業だということを忘れてはならない。以上のような考えを折に触れ職員に示し、職務に取り組んでもらっている。

2 指摘事項

(収 入)

(1) 水道料金の減額に係る事務処理を適切に行うべきもの

局では、東京都給水条例(昭和33年東京都条例第41号、以下「給水条例」という。)等により、表1のとおり、特定の用途の給水装置(以下「水栓」という。)について、水道料金等の減額等を行っている。

サービス推進部は、減額等の対象となっている水栓を適切に把握することを目的として、「減免対象リスト」を定期的に作成し、営業所に配布している。

ところで、減免対象リストにより、業種ごとに状況を見たところ、次のとおり、不適切な事務処理が認められた。

(表1) 減額等の内容(1月当たり)

業種	根拠法令等	水道料金	下水道料金
公衆浴場	給水条例第30条第1項及び下水道料金徴収業務委託協定第2条	適用料金、減額の内容は表2のとおり	
めっき業		150m ³ を超える従量料金の10%	100m ³ を超える汚水排出量に係る料金の20%
生活関連業種(パン製造小売業、日本そば店等の23業種)	下水道料金の減免措置に関する東京都議会決議	-	50m ³ を超え、200m ³ 以下の汚水排出量1m ³ について5円

(表2) 公衆浴場営業用途の料金及び減額の内容(1月当たり)

(単位:円)

	基本料金の定め			従量料金の定め			従量料金の減額	
水道料金	給水条例第23条の2第2項 基本料金			給水条例第23条の3第2項 使用水量1000m ³ まで1m ³ につき			給水条例第30条第1項	
	呼び口径	一般	浴場	呼び口径	一般	浴場	5m ³ を超える使用量1m ³ につき15円を減額	
	50mm	20,720	6,825	50mm	372	109		
	75mm	45,623		70mm				
下水道料金	下水道条例第14条						下水道条例第20条第1項	
	一般汚水			浴場汚水				
	8m ³ 以下の分		560	8m ³ 以下の分		280	8m ³ 以下の分 16	
	8m ³ を超え20m ³ 以下の分1m ³ につき		110	8m ³ を超える分1m ³ につき		35	8m ³ を超える分1m ³ につき 2	

ア 公衆浴場営業用途の水道料金等の減額を適正に行うべきもの

(ア) 公衆浴場営業の用途の水栓は、給水条例及び東京都下水道条例（昭和34年東京都条例第89号、以下「下水道条例」という。）の定めるところにより、表2のとおり、他の用途の水栓よりも水道料金及び下水道料金が低額となっており、従量料金については、さらに減額されている（以下「料金減額」という。）。

この料金減額の対象となる公衆浴場とは、給水条例等の定めにより、公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（昭和39年東京都条例第184号、以下「公衆浴場条例」という。）第2条第1項に規定する普通公衆浴場（注1）とされている。

ところで、千代田営業所において料金の減額を行っている公衆浴場用途の水栓について見たところ、監査日（平成20.1.25）現在、Aが営業する厚生会館（関係者のための厚生施設）内に浴場用途の水栓（呼び口径50mm）が含まれていることが認められた。

しかしながら、当該浴場は、料金減額を開始した当時（少なくとも昭和61年以前）は、普通公衆浴場としての営業許可を受けていたものの、平成3年に許可の種別が、公衆浴場条例第2条第2項に規定するその他の公衆浴場（注2）に変更されていることから、普通公衆浴場として料金減額の対象とすることは適正でない。

この結果、直近の2年間（平成18年2月分から平成20年1月分までの上下水道料金）で見た場合、料金減額を行った540万755円が徴収漏れとなっている。

所は、公衆浴場営業用途の上下水道料金の減額を適正に行われたい。

（千代田営業所）

（注1）普通公衆浴場【公衆浴場条例第2条第1項】

公衆浴場法（昭和23年法律第139号）の規定により許可を得たもので、温湯等を使用し、男女各1浴室に同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるもの

（注2）その他の公衆浴場【公衆浴場条例第2条第2項】

公衆浴場法の規定により許可を得た公衆浴場のうち、普通公衆浴場以外の公衆浴場

(イ) 江東及び墨田営業所において、公衆浴場水栓の料金減額状況について見たところ、監査日(平成20.1.29)現在、表3のとおり、料金減額の対象外であるコインランドリー分の水量の減額を継続していることが認められた。

公衆浴場に併設するコインランドリーの把握については、「委託徴収業務の処理要領」に明記(注意義務及び報告義務)されており、検針受託業者が定期検針時に行う外観確認で十分可能であるにもかかわらず、これを怠ったために、適正な使用料金の算定ができなかったものである。

両所は、検針受託業者が適切な定期検針業務を行うよう指導し、公衆浴場営業用途の上下水道料金の減額を適正に行われたい。

また、部は、所を適切に指導されたい。

(江東営業所)

(墨田営業所)

(サービス推進部)

(表3) コインランドリー分の水量の減額を継続していたもの

(単位:円)

営業所名	浴場名	減額した金額(2年分)
江東	B	441,912
墨田	C	1,265,292
合計		1,707,204

イ 下水道料金の減額を適正に行うべきもの

板橋南及び品川営業所における生活関連業種の下水道料金の減額について見たところ、以下のとおり、適正でないものが認められた。

パン製造小売業については、店舗を設け、一般消費者を対象に主として食パン（菓子パンを含む。）を製造・販売することを業とする者が、当該店舗において、直接、その営業のために使用した水量が減額の対象となる。その際、食パン（菓子パンを含む。）の売上高が全体の売上高の1/2以上であることが減額の条件となる。

また、魚介類小売業については、専業であることが減額の条件となる。

しかしながら、板橋南営業所は、監査日（平成20.2.14）現在、表4のとおり、小売店舗がなく製造のみを行っている使用者、売上高が減額の基準である全体の売上高の1/2以上に満たない使用者及び専業でなくなった使用者について、生活関連業種として減額を継続していた。

品川営業所は、表4のとおり、平成17年3月に日本そば（うどん）店が減額対象外の業種（居酒屋）に変更しているにもかかわらず、監査日（平成20.2.13）現在、生活関連業種として減額を継続していた。

両所は、下水道料金の減額対象者の事業の現況を的確に把握し、料金の減額を適正に行われたい。

（板橋南営業所）

（品川営業所）

（表4）下水道料金の減額状況

（単位：円）

営業所	業種	使用者	現況	料金減額実績			
				平成17年度	平成18年度	平成19年度	計
板橋南	パン製造小売業	D	小売店舗がなく製造のみである。	9,136	9,445	9,450	28,031
		E		652	1,666	1,173	3,491
		F	製造が主体で基準に満たない。	553	459	328	1,340
	魚介類小売業	G	酒類の販売も行っており、専業でない。	2,569	1,987	1,718	6,274
品川	日本そば店（うどん）	H	うどん屋から居酒屋に変更している。	3,910	2,533	1,846	8,289
合計				16,820	16,090	14,515	47,425

（注）平成19年度は平成20年1月分までの実績

(収 入)

(2) 料金算定を適正に行うべきもの

給水条例第 2 3 条により、水道料金は基本料金 (注 1) と従量料金 (注 2) との合計額に消費税相当額を加算した額となっている。

ところで、給水条例第 2 3 条の 5 によれば、水道料金の算定について、同一の利用者が同一敷地内において 2 つ以上のメータにより水道を使用する場合、各メータで計量した水量の合計を使用水量としている。基本料金は、各メータに係る給水管の呼び口径に対応する基本料金の合計額 (以下「合計基本料金」という。) としている。また、従量料金は、合計基本料金に対応する給水管の呼び口径がある場合はその給水管の呼び口径の料金を適用し、対応する呼び口径がない場合は合計基本料金の直近下位に相当する呼び口径の料金を適用して、料金の算定を行うこととしている (以下「総計扱い」という。) 。

また、下水道条例第 1 4 条においても、同一利用者が同一敷地内から汚水を公共下水道に排出している場合は、その排出量を合算して料金を算定することとしている。

しかしながら、大田北営業所管内の I は、同一敷地に本社並びに工場 (平成 1 9 年 3 月及び 4 月に給水開始) の建物を有し、各々呼び口径 4 0 mm のメータを設置しているが、所はこれを総計扱いにしておらず、従量料金について、使用水量を合算して算定していないのは適正でない。また、下水道料金についても、汚水の排出量を合算して料金を算定しておらず、適正でない。

この結果、平成 1 9 年度分で 7 5 万 4 , 7 0 2 円の上下水道料金が算定不足となっている。所は総計扱いの料金算定を適正に行われたい。

(大田北営業所)

(注 1) 給水管の呼び口径の大きさに応じた月額一定の料金のこと。

(注 2) 使用水量に応じた料金のこと。使用水量と給水管の呼び口径に応じて 1 m³あたり何円と定めている。使用水量が多いほど、また、給水管の呼び口径が大きいほど、1 m³あたりの料金は高くなっている。

(支 出)

(3) 委託契約に係る単価設定を適切に行うべきもの

サービス推進部では、お客さまセンター(以下「センター」という。)における水道の給水開始・中止・修繕等の各種受付業務、水道料金等に関する問合せ対応などの総合的な受付・対応業務とセンターのシステム機器の運用管理業務について、株式会社PUCと特命随意契約している(契約件名:東京都水道局お客さまセンター運營業務委託、契約金額:17億559万9,000円、契約期間:平成19.4.1~平成20.3.31)。

ところで、センターの管理スタッフの積算内訳を見たところ、統括スーパーバイザー(以下「統括SV(注1)」という。)と副統括スーパーバイザー(以下「副統括SV(注2)」という。)の1人当たりの月額単価が同額になっていることが認められた。

しかしながら、副統括SVは、仕様書では、統括SVの補助を行う者になっていること、お客さまセンターの運営体制上でも、統括SVの下位の者になっていることから、両者の月額単価を同額としている合理的な理由は認められない。

部は、委託契約に係る副統括SVの単価設定を適切に行われたい。

(サービス推進部)

(注1) スーパーバイザー(受付業務や問合せ対応の二次対応者)及びオペレータの業務の統括を行う者

(注2) 統括SVの補助を行う者

(支 出)

(4) 工事立会業務委託の履行確認を適切に行うべきもの

給水部では、配水管等に近接する他企業工事(注)の施工の際、配水管等への事故防止・防護及び配水施設の適切な維持管理のための現場立会い業務について、東京水道サービス株式会社と特命随意契約している(契約件名:他企業工事立会業務単価契約、契約金額:3億489万1,650円、契約期間:平成19.4.1~平成20.3.31)。

ところで、立会業務報告書を見たところ、平成19年4月から同年12月までの累計の立会件数は2万9,343件となっているが、この他に、相手方企業が指定した立会希望時間内に現場到着したものの作業が終了しており、立会いが出来なかったものが546件認められた。

しかしながら、この場合は、工事現場での作業中の立会いを行えなかったことから、配水管等への影響の有無や防護方法等が确实・適切に行われたのかを確認できない状況になっており適切でない。

このような場合、工事経過を明らかにする証拠書類を相手方企業から入手することなどを受託者の業務内容として契約の仕様書に盛り込み、配水管等の防護等が确实に行われたことを確認する必要がある。

部は、工事立会業務委託の履行確認を適切に行われたい。

(給水部)

(注) 地下埋設物等を保有しているガス、電気及び通信等の事業者が行う工事

(支 出)

(5) 物品購入契約を適切に行うべきもの

朝霞浄水管理事務所では、排水処理所中央監視設備における水質データを記録するために産業用パソコン(デスクトップ型)を設置している。このパソコンの部品の交換のためにハードディスクドライブ装置外5点の買入れ(契約金額:138万750円、契約日:平成19.7.24、納入期限:平成19.9.28)をJと特命随意契約により行っている。

ところで、このうち、ハードディスクドライブ(注)一式の内訳金額を見たところ、80ギガバイトで125万2,020円となっており、極めて高額となっていた。この理由として所は、排水処理システムとしての機能確保が必要であり、ハードディスクドライブの設計から販売後の保守にいたるまで特別な品質管理を行っているためとしている。

しかしながら、仕様書を見るとハードディスクドライブ一式とあるのみで、機能確保のための特別な品質管理に係る項目は記載されておらず、また、その内容及び履行状況について確認できるものがないため、特別な品質管理を行っているとは認められない。

仮に、ハードディスクドライブ単体価格に、交換作業・データの移替えの作業等に係る費用及び製造業者が実施している24時間現地対応の保守サービスに係る費用を加えて、一般的な市場価格により試算すると、表5のとおり17万7,050円となる。

所は、物品購入契約を適切に行われたい。

(朝霞浄水管理事務所)

(表 5) 一般的な市場価格による試算

(単位 : 円)

項 目	価 格
ハードディスクドライブ単体価格	54,600
交換作業等 (SE 1 人 / 日分 50,000 円)	50,000
24 時間現地対応保守契約 (本体購入 3 年目の通常保守 69,300 円 + ハードディスクに係る保守のオプション 3,150 円)	72,450
合 計	177,050

(注) ハードディスクドライブの仕様

- ・性能 : 80ギガバイト
- ・形態 : 内蔵型、パック方式
- ・インターフェイス : IDE (ATA - 6)

(支 出)

(6) 競合する工事に係る連絡調整を適切に行うべきもの

局では、水道緊急工事(維持補修工事)請負単価契約(以下「緊急工事」という。)の単価設定については、配水管小規模整備工事請負単価契約(以下「小規模工事」という。)と比べ、緊急性があることから割増しで設定している。

北部支所では、緊急工事により、板橋区蓮根二丁目18地先において水道工事(請負金額:223万5,272円、工期:平成19.9.3~平成19.9.14)を施工している。

この工事は、板橋区が施工する補修工事(以下「区の工事」という。)中の道路に配水小管を敷設するため、必要な取出し管を設置する(以下「取出し工事」という。)ものである。

ところで、支所は、区の工事が施工中であることを事前に認識していたが、区の工事の工期に余裕があると判断し、区との連絡調整を行わなかった。その後、区の工事が予想よりも進んでいることに気づき、区と調整した結果、取出し工事を大至急施工することで了解を得て、緊急工事により施工したものである。

しかしながら、区との連絡調整を密に行っていたら、取出し工事は小規模工事で施工できたものであり、これを試算すると、表6のとおり、66万4,861円の不経済支出となっている。

支所は、競合する工事に係る連絡調整を適切に行われたい。

(北部支所)

(表6) 緊急工事と小規模工事との経費比較

(単位:円)

項 目	緊急工事 (既支出額)	小規模工事 (試算)	差 引
材料費	377,619	549,244	171,625
請負費	2,235,272	1,398,786	836,486
計	2,612,891	1,948,030	664,861

(注) 緊急工事においては、局が前もって購入している材料が請負者に支給されるため、諸経費がかからないが、小規模工事では、請負者が材料を調達して工事するため、諸経費がかかることなどから、緊急工事の材料費は、小規模工事に比べて廉価となる。

(支 出)

(7) 契約事務を適正に行うべきもの

研修・開発センターは、実務研修「配電盤点検実習」等で、重量物の運搬に使用するため製品指定(注)をしたリフター(荷物用の小型昇降機)とソケット等の消耗品11点の購入契約をKと見積競争により締結している(契約金額:47万1,450円、契約年月日:平成19.8.23、納入期限:平成19.10.31)。

ところで、リフターの納入経過を見ると、センターは、Kからの事前の申し出により、指定製品とは異なる同等品の製作納入を承認し、納品検査も合格としている。

しかしながら、Kからの同等品の納入の申し出の際には、契約事項8により当該契約を解除するか、あるいは、指定製品の納入を指示すべきであったが、これをしていないこと、また、代替品の納入を認めていることから明らかなように、本来であれば製品指定は不要で、同等品による競争が可能であったものである。

本来、契約は、競争により公正かつ経済的に行わなければならないが、製品指定は、これに制約を与えることとなる。このため、製品指定に係る審査に当たっては、他の類似品との比較検討資料やカタログ等の客観的な評価資料に基づき行うこと等が必要であることから、当該契約事務は適正でない。

センターは、契約事務を適正に行われたい。

(研修・開発センター)

(注) 製品指定とは、物品の買入りに当たり、事務事業の必要により特定の製品を指定すること。

(支 出)

(8) 清掃日の設定を適切に行うべきもの

研修・開発センターは、Lと庁舎清掃委託契約(契約金額：519万7,500円、契約期間：平成19.4.1～平成20.3.31)を締結している。

ところで、清掃は、洗剤等を使用して行う本清掃(年86回(注)内訳：床本清掃50回、便器本清掃24回、窓ガラス清掃12回)と簡易な日常清掃(年302回(注)清掃項目：床簡易清掃、便所簡易清掃、屋外清掃)に分かれている。

しかしながら、清掃日と清掃内容について見たところ、平成19年5月以降、床本清掃と便器本清掃を日常清掃と同一日に変更していたため、表7のとおり、本清掃と日常清掃の同一作業が28回重複しており、適切でない。

センターは、清掃日の設定を適切に行われたい。

(研修・開発センター)

(注) 清掃項目(床清掃、便器清掃等)ごとに1回として数えている。例えば、1日に床清掃と便器清掃を行った場合は、2回となる。

(表7) 重複する清掃作業の内容

項目	種 別	作業内容	重複作業	重複数量	重複回数(注)	延数量
床清掃	本清掃	中性洗剤等による磨き、ワックスがけ等	一般清掃 汚れた床の洗浄	1,256 m ²	14回	17,584 m ²
	日常清掃	一般清掃 汚れた床の洗浄				
便器清掃	本清掃	適正洗剤等による大小便器の洗浄等	便器の洗浄	60個	14回	840個
	日常清掃	便器の洗浄				

(注) 重複回数は、平成19年5月から同年12月までの合計

3 意見・要望事項

(支 出)

(1) 契約方法を検討すべきもの

局は、水道事業における基幹的業務については、局と東京都監理団体が担うこととしている。このうち、水道事業の根幹に関わる業務（コア業務）は、局が直営で行い、事業運営上重要な業務（準コア業務）は、東京都監理団体を活用している（行財政改革実行プログラム及び東京水道経営プラン2007）。

ところで、給水部では、東京都内の全貯水槽を対象として点検・水質調査等を行い、貯水槽水道（注）の適正管理の指導、助言を行うこと及び直結給水（貯水槽を経由せず、配水管の圧力で蛇口まで直結で給水する方式）切替のアドバイスを行うことを目的とする貯水槽水道点検調査等を事業運営上重要な業務と位置付け、当該業務委託を東京都監理団体の東京水道サービス株式会社（以下「会社」という。）と特命随意契約している（契約金額：8億1,166万500円、契約期間：平成19.4.1～平成20.3.31）。

当該業務委託の特命随意契約理由は、主に、貯水槽水道の管理方法や直結給水方式への切替等に関する十分な知識を有すること、会社は、都の業務を補完する第三セクターとして設立されたものであり、特定の事業者や設置者との利害関係を有しないため、設置者に対して公平かつ中立的な視点から点検調査及び適切な説明ができることとしている。

しかしながら、業務内容について見たところ、大部分は、貯水槽及び高置水槽の点検、貯水槽の廃止確認、直結給水の切替済み確認であり、これは、局が作成した「調査ポイント及び指導・助言マニュアル」（図解つき）及び「貯水槽水道点検調査・お客さま対応Q & A」等に基づき行うことにより、貯水槽点検を行える業者であれば、当該業務の履行は可能である。

部は、業務内容を精査して、東京都監理団体である会社でなくとも他の業者で履行可能な業務については、契約方法を検討されたい。

(給水部)

(注) 受水タンクに一旦水を貯めてから、ポンプで圧力を加えて直接給水したり、屋上に設置してある高置水槽へ水を上げて各階に給水する方式

(支 出)

(2) 保守業務受託者の点検作業体制を明確にするよう検討すべきもの

多摩水道改革推進本部では、多摩地区水道施設計装設備等(その1)保守業務委託をMと特命随意契約している。(契約金額:2,835万円、契約期間:平成19.4.5~平成20.3.21)

これは、当該計装設備等はNが製作したものであるため、その保守については、Nの代理店であるMが行う仕組み(以下「代理店方式」という。)となっていることからである。

ところで、代理店方式の場合、実際の点検作業等に受託者以外(子会社等)の社員が従事することがあり、当該委託業務の実施状況を見ても、現場での機器点検は、受託者の他にOの社員が従事している状況が認められた。

しかしながら、遠隔制御により運転管理を行っている小規模浄水所等の中枢部に、当該保守業務の履行のため受託者以外の者が立ち入っているにもかかわらず、本部が立入者の把握を書面で行っていないことは、セキュリティー管理の重要性を十分に認識しているとは言えない。

本部は、水道施設への立入予定作業員名簿の提出を求めるなど、保守業務受託者の点検体制を明確にするよう検討されたい。

(多摩水道改革推進本部)

下 水 道 局

第 1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成 19 年度の下水道局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

- (1) 本 庁 総務部、職員部、経理部、計画調整部、施設管理部、建設部
- (2) 流域下水道本部 管理部、技術部（北多摩一号水再生センター、南多摩水再生センター、北多摩二号水再生センター、浅川水再生センター、多摩川上流水再生センター、八王子水再生センター及び清瀬水再生センターを含む。）
- (3) 事 業 所 中部管理事務所（芝浦水再生センターを含む。）北部第一管理事務所（三河島水再生センターを含む。）北部第二管理事務所（中川水再生センター及びみやぎ水再生センターを含む。）東部第一管理事務所（砂町水再生センター及び有明水再生センターを含む。）東部第二管理事務所（小菅水再生センター及び葛西水再生センターを含む。）西部第一管理事務所（落合水再生センターを含む。）西部第二管理事務所（新河岸水再生センターを含む。）南部管理事務所、森ヶ崎水再生センター（南部スラッジプラントを含む。）中部建設事務所、南部建設事務所、北部建設事務所

3 実地監査期間

平成 20 年 1 月 17 日から同年 2 月 7 日まで

平成 20 年 6 月 17 日及び 18 日

第2 監査の結果

1 トップインタビュー

局の事業環境や事業運営に対する認識について、監査委員が下水道局長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 区部の公共下水道について

区部の下水道普及率は概ね100%となっているが、都市型水害の多発や下水道施設の老朽化などの課題に対応する必要がある。このため、浸水対策や合流式下水道の改善を進めるとともに、下水道幹線などの本格的な再構築に着手した。

イ 多摩地域の流域下水道について

多摩地域では、公共下水道を管理する市町村との協同を基本に、下水処理等の業務を効率的に行うとともに、未普及地域の解消に向けた流域下水道の整備や水環境の改善に取り組んでいる。

ウ 地球環境保全への貢献について

下水道事業は、都の事務事業活動の中で最も多くの温室効果ガスを排出している。このことから、積極的に温室効果ガスを削減していくため、地球温暖化防止計画「アースプラン2004」を推進し、事業全体の省エネルギー化を図るとともに、汚泥の資源化や下水再生水の供給など、地球環境保全に取り組んでいる。

エ 内部統制について

局内の内部統制については実効性の確保に留意し、チェック体制の向上に努めるとともに、技術力の確保を念頭に、監理団体に対する指導監督を含めた下水道事業全体の管理体制の充実強化を図っている。

2 指摘事項

(収 入)

(1) 下水道料金の算定を適正に行うべきもの

局は、下水道料金を使用者ごとに算定しており、同一使用者が同一敷地内から公共下水道に排出している場合は、汚水の種別（一般汚水又は浴場汚水）が同一のときは、その汚水が水道水による汚水であると、水道水以外の水による汚水であるとかかわらず、その排出量を合算して料金を算定する（東京都下水道条例第14条）。ただし、事業用水と生活用水のように使用目的が明確に異なるものは合算の適用は除外されるが、同一法人内における事務所と工場等の区分は、個々の使用目的は異なってもいずれも同一法人の事業目的を遂行するための事業用水なので、使用目的が異なるものとはみなされないとしている。

しかしながら、南部管理事務所で行っている公共下水道の一時使用にかかる料金算定について見たところ、表1のとおり、同一法人が同一敷地内から同一種別（一般汚水）で同一使用目的（事業用）の汚水を排出しているにもかかわらず合算していないものが認められた。

所は、下水道料金算定を適正に行われたい。

(南部管理事務所)

(表1) 下水道料金の算定について(平成19年度)

(単位：千円)

使用者	使用場所	区分	現行料金 (A)	合算料金 (試算) (B)	差額 (B)-(A)	備考
A	B事業所	水道局調定	3,090	7,684	701	水道水分
		一時使用	3,892			使用目的 ：汚染地下水の浄化 使用期間 ：18.7.1 ~ 21.6.30
		計	6,983			

(注) 料金は、平成19年4月分から平成20年1月分までの金額

(支 出)

(2) 汚泥焼却灰の処理に当たって事務手続きの透明性を確保すべきもの

施設管理部及び流域下水道本部は、下水焼却汚泥を有効活用することを目的として、「下水汚泥焼却灰の資源化に関する平成19年度実施協定」を結んでおり、この協定に基づいて、表2のとおり、汚泥焼却灰をセメント原料等に加工し、処理費用の支出を行っている。

ところで、本協定の締結について見たところ、年間約3億円(平成18年度実績)にもものぼる経費の支出の根拠となっているにもかかわらず、協定の締結の意思決定の過程において、協定の締結相手とした理由や処理単価の積算について決定原議に記載がないなど、事務手続きに不透明な点が認められた。

部及び本部は、汚泥焼却灰の処理に当たって、協定の締結相手の選定理由及び処理単価の積算について決定原議に明記するなど、事務手続きの透明性を確保されたい。

(施設管理部)

(流域下水道本部)

(表 2) 汚泥焼却灰の資源化の実績及び支出金額 (平成 1 8 年度実績)
(単位 : トン、千円)

所管部所	協定相手	資源化内容	実績	
			資源化量	支出金額
施設管理部	C	セメント原料	3,734	47,049
	D		12,042	114,428
	E	軽量骨材原料	9,419	79,125
小計			25,195	240,602
流域下水道本部	F	セメント原料	655	7,562
	G		3,686	46,442
	H	軽量骨材原料	2,451	25,732
	I	アスファルト フィラー	369	3,125
	J		367	2,892
	K		161	1,420
小計			7,689	87,174
計			32,884	327,776

(支 出)

(3) 契約事務を適切に行うべきもの

ア 再リースによる賃貸借契約に当たって、内容を精査すべきもの

流域下水道本部は、ダイオキシン等の有害物質にさらされることを防止する対策の一環として、エアシャワー等の機器の賃貸借を行う契約を行っている(契約期間：平成19.4.1から同年8.31まで、平成19.9.1から平成20.3.31まで、契約金額：455万7,514円、555万6,600円、契約相手：L)。

本賃貸借契約は、平成19年8月31日で5年間のリース期間が終了することから、本部は、同年9月1日以降、再リースにより賃貸借契約を継続しているものである。

ところで、再リースにおける契約金額(月額79万3,800円)は、表3のとおり、当初契約金額(月額91万1,502円)の87.1%であるが、当初リース期間において減価償却を考慮しておらず、割高な契約金額となっている。

これは、本部が再リースに当たって、受託業者から徴した見積もりについて、内容を精査することなく受け入れたことによる。

本部は、再リースによる賃貸借契約に当たっては、内容を精査するなど、契約事務を適切に行われたい。

(流域下水道本部)

(表 3) エアシャワー等の賃貸借契約の状況

リース期間	契約金額(月額)	本リース金額に対する再リース金額の割合 (b)/(a)
平成14年9月1日から平成19年8月31日まで (5年リース)	911,502円(a)	87.1%
平成19年9月1日から平成20年3月31日まで (再リース)	793,800円(b)	

イ 契約内容を踏まえて、特命による契約の適否を判断すべきもの

南部管理事務所は、世田谷区の一部地域において宅地内の排水設備の接続状況を調査することを目的として、「世田谷区桜丘三丁目付近外排水設備接続状況調査作業委託」契約を、東京都下水道サービス株式会社を特命して締結している（契約金額：1,207万5,000円）。特命理由は、「本調査は宅地内に入って行うものであるため、お客様の理解と協力が不可欠であり、慎重かつ的確なお客様対応を行うためには、宅地内の排水設備だけではなく、公共下水道の布設状況などを十分に把握した上で浸水メカニズムを理解していることが不可欠なため、公共下水道の構造・維持管理全般の知識と経験を持っている受託者が、本調査を確実に遂行できる唯一の業者である」などとしている。

ところで、当該調査は、調査対象である住宅地内において、主に雨どいなど雨水排水設備の接続状況等を確認するものであり、接続に問題があった世帯について、排水設備の接続状況を図面に記したうえで、現場の写真を撮影して報告するものである。

しかしながら、このような内容の調査は、宅地用の排水設備の構造に精通する業者であれば、遂行が可能であり、特命により契約を行っているのは適切でない。

所は、契約内容を踏まえて、特命により契約を行うことの適否を判断するなど、契約事務を適切に行われたい。

（ 南部管理事務所 ）

（ 支 出 ）

（ 4 ） 管渠補修工事における積算を適正に行うべきもの

東部第二管理事務所は、葛飾区白鳥二丁目付近外管渠補修工事（契約金額：2,284万4,388円、工期：平成19.7.4～同年9.28）を行っている。

ところで、当該工事の積算について見たところ、既設取付管調査工（工事に伴いTVカメラ等で管渠調査を行う）の積算において、か所当たりの単価（1,295円）にか所数の139（か所）を乗ずべきところを、誤って延長数553.7（m）を乗じて積算していることが認められた。

このため、積算額が80万8,500円過大なものとなっている。

所は、管渠補修工事における積算を適正に行われたい。

（ 東部第二管理事務所 ）

(財 産)

(5) 職員住宅における駐車場の管理を適切に行うべきもの

職員部は、職員住宅入居者が使用する自家用車の保管場所を確保するため、東京都下水道局職員住宅内駐車場設置要綱を定めて、職員住宅敷地内に、駐車場を設置している。駐車場の使用を希望する者は、部に対して所定の申し込み手続きを行い、使用が承認された後、使用料を支払うこととされている(要綱第4条、第5条)。

ところで、平成19年度において、駐車場を実際に使用しているにもかかわらず、駐車場の使用申請をしなかったために、2台分の使用料が2年近く未納となり、遡って未納金額(合計77万9,000円)を徴収している事例が認められた。

これは、要綱の中で、駐車場の管理についての規程(例えば、使用者の駐車区画などを記載した駐車場台帳の整備、定期的な使用状況の調査など)が定められていないために、駐車場の適正使用について、部がチェックできる状況にないことによるものである(監査日(平成20.6.18)現在)。

部は、駐車場の適正使用を図るため、駐車場台帳の整備や使用状況の調査方法について定めるなど、職員住宅における駐車場の管理を適切に行われたい。

(職員部)

3 意見・要望事項

(その他)

(1) 本部が設置する職務住宅について見直しを検討すべきもの

流域下水道本部は、本部が管理する多摩地域の水再生センターにおいて、休日・夜間等における地震や災害等の非常事態に対応することを目的として、職務住宅を設置している。設置の主な理由は、本部が管理する水再生センターで、休日・夜間等においては、本部の職員が不在となるためとしている。

ところで、職務住宅の現状について見たところ、表5及び表6のとおり、職務住宅が設置されている水再生センターが7か所中3か所に過ぎないのに加え、入居率が5割に満たないなど、非常時における配備体制が不明であること、マニュアル等に定められた訓練への参加率が2割程度と低調であることなど、その設置目的である「休日・夜間等における地震や災害等の非常事態に対応する」遂行能力に疑念を与える状況が認められた。

一方、局は、休日・夜間等における災害時の初動体制を確保するために、平成18年度に災害対策職員住宅を設置し、休日・夜間等における災害の発生時に都庁第二本庁舎に参集し、本部が管轄する地域を含めた都全体について、防災機関との連絡調整、被害情報の収集等に従事させる体制をとっている(「東京都下水道局災害対策運営要綱(最終改定:平成19年6月5日)」)、「下水道局災害対策職員住宅入居職員入居要綱(平成17年11月11日策定)」)。

本部は、流域における職務住宅の現状及び局が休日・夜間等における災害時の初動体制を確

保していることを踏まえ、本部が設置する職務住宅について、見直しを検討されたい。

(流域下水道本部)

(表 5) 流域下水道本部における職務住宅の設置状況 (平成 19 年度)

職務住宅名	設置年月	住所	対応する水再生センター
北多摩一号住宅	昭和 48 年 7 月 (平成 7 年 4 月移設)	府中市押立町 3 - 3 2 - 1	北多摩一号水再生センター
多摩川上流住宅	昭和 53 年 3 月	昭島市宮沢町 3 - 6 - 17	多摩川上流水再生センター
清瀬住宅	昭和 57 年 2 月	清瀬市下宿 3 - 1080 - 2	清瀬水再生センター

(注) 南多摩、北多摩二号、浅川、八王子の各水再生センターには、職務住宅は設置されていない。

(表 6) 職務住宅の入退去及び災害訓練の参加状況

(単位 : 世帯、%)

		15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
入退居状況	年度中入居世帯数	0	0	1	0	0
	年度中退去世帯数	2	1	2	0	0
	年度末現在世帯数 (A)	9	8	7	7	7
	定員 (B)	16	16	16	16	16
	入居率 (A)/(B)	56.3	50.0	43.8	43.8	43.8
災害訓練参加状況	要参加訓練数 (A) × 5 = (C) (注)	45	40	35	35	35
	参加世帯数実績 (延べ数) (D)	6	7	7	6	7
	参加率 (D)/(C)	13.3	17.5	20.0	17.1	20.0

(注) マニュアルに定める訓練 : 年 5 回

(内訳)

・下水道局災害訓練 (年 1 回)

・「情報収集及び連絡応急活動等」に関する訓練 (年 4 回)

(その他)

(2) 雨水排水設備の誤接続解消の取組を有効に行うべきもの

南部管理事務所が所管する世田谷区の瀬田ほか6地区における下水道は、汚水と雨水が分かれて流れる分流構造となっている。このため、雨水が増加した場合でも、下水道管渠において汚水が増水によりあふれ出ることは通常考えられないが、当該地区において浸水被害が報告されている。浸水の原因の一つとして、住宅における雨どいなど雨水排水設備の接続を、雨水を流す側溝にではなく、誤って污水管に接続している(いわゆる「誤接続」)ことが考えられることから、世田谷区の分流地域において誤接続が行われているか否かを調査することを目的として、表7のとおり、所は、平成17年度から3か年にわたって、住宅における排水設備接続状況調査を行っている。

その結果、雨水を污水系統に接続する「誤接続」が、調査を実施した1,994世帯のうち、538世帯(27.0%)で確認された。また、留守等により調査が実施できなかった世帯が、調査対象世帯2,524世帯のうち530世帯(21.0%)であった。

ところで、誤接続を解消するためには、各住宅における排水設備の接続状況を明らかにし、誤接続となっている場合には是正を求めていくことが必要であり、住民の理解と協力が欠かせない。住民の理解と協力を得るためには、地域の雨水対策事業を行っている区の浸水対策所管部署や雨水排水設備の接続先となる側溝を管理する区などの道路管理者と連携することが効果的である。

しかしながら、所は、平成17年度の調査において、誤接続が相当数確認された後も、監査日(平成20年2月4日)現在に至るまで、それまでに行った調査結果を区に送付していないなど、関係機関との連携に向けた働きかけが不十分となっているのは適切ではない。

所は、調査結果を踏まえて、関係機関と連携して、雨水排水設備の誤接続の解消の取り組みを有効に行われたい。

(南部管理事務所)

(表7) 排水設備接続状況調査の結果

(単位:件、%)

調査年度	調査地区	調査実施済み				調査未実施		調査対象 世帯数合計 (b)+(c)=(d)
		正常	誤接続等 (a)	小計 (b)	誤接続率 (a)/(b)	世帯数 (c)	未実施率 (c)/(d)	
平成17年度	瀬田	284	132	416	31.7	27	6.1	443
平成18年度	等々力、 玉川田園調布、砧	543	264	807	32.7	158	16.4	965
平成19年度	岡本、上野毛、桜丘	629	142	771	18.4	345	30.9	1,116
	計	1,456	538	1,994	27.0	530	21.0	2,524

(注) 誤接続: 雨水を污水系統に接続している状態

教 育 庁

第 1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成 19 年度の教育庁における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁

総務部、都立学校教育部、人事部、福利厚生部、指導部、地域教育支援部

(2) 事 業 所

多摩教育事務所、大島・八丈出張所、東部・中部・西部各学校経営支援センター、教職員研修センター、教育相談センター、中央図書館、白鷗・両国各高等学校附属中学校、一橋・六本木・戸山・浅草・橘・科学技術・江東商業・第三商業・総合工科・稔ヶ丘・荻窪・文京・竹台・板橋有徳・北園・大泉桜・田柄・練馬・足立・足立工業・葛飾野・南葛飾・本所工業・葛飾総合・小岩・篠崎・葛西工業・翔陽・八王子拓真・松が谷・南多摩・第二商業・八王子桑志・北多摩・武蔵・武蔵野北・農林・府中・府中東・府中工業・調布北・野津田・町田工業・小金井北・小平・小平西・南平・東村山西・国分寺・国立・久留米・東久留米総合・若葉総合・羽村・五日市・田無・大島・大島海洋国際・八丈各高等学校、産業技術高等専門学校、小石川中等教育学校、葛飾ろう・中央ろう各学校、江戸川・しいの木・七生・小岩・矢口・羽村・小金井・江東・石神井・白鷺・南花畑・田園調布・町田・永福学園特別支援学校

島しょ以外の各学校の監査については、下線の学校を会場校として集合監査を実施した。

3 実地監査期間

平成 20 年 5 月 19 日から同年 6 月 10 日まで

(ただし、大島出張所及び大島・大島海洋国際各高等学校は平成 20 年 6 月 19 日、八丈出張所及び八丈高等学校は平成 20 年 5 月 29 日)

第2 監査の結果

1 トップインタビュー

庁の事業環境や事業運営に対する認識について、監査委員が教育長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 中高一貫6年制学校について

都立の中高一貫校の設置については、都民からの要望と、都内には私立の中高一貫校が多いという状況等も踏まえ、全体で10校設置することとしている。既に6校が開校し、それぞれ特色ある教育を行っている。

イ 特別支援教育の推進について

近年、特別支援学校への知的障害児の入校が増えてきていることなどから、教室が不足してきており、施設面の充実と教員の拡充が課題となっている。

ウ 都立学校のICT化（ICT：情報通信技術）について

教員へのパソコンの配置については、平成21年度中に100%とする。その他にも、普通教室へのLAN等の整備を行うことによって授業改善を図り、学力向上につなげていく。電子上で作成した教材は学校間相互で活用することも可能になる。

エ 内部統制について

平成18年度から学校経営支援センターを3か所設置し、契約事務の効率化を図っている。学校内におけるチェック体制が十分機能するよう、各学校の経営企画課（室）長に対し、^{しっかい}悉皆で研修を行っている。また、校長に対しても、会計事故防止に向けて講話等を行っている。

2 指摘事項

(歳入)

(1) 歳入の収納事務を適正に行うべきもの

東京都会計事務規則第29条において、金銭出納員(以下「出納員」という。)は、収納金を納付書によって、即日、金融機関に払い込まなければならない(第1項)。また、出納員は、収納金について、収納金日報を作成し、歳入徴収者に報告しなければならない(第3項)とされている。

ところで、都立学校の収納事務について見たところ、次のような不適正な事例が認められた。

ア 板橋有徳高等学校では、年間を通して、証明書交付手数料等の収納金を即日、金融機関に払い込んでいない。この事務処理について、平成20年1月16日の庁の自己検査で指導されているにもかかわらず、監査日(平成20.5.29)現在、改善していない。

イ 久留米高等学校及び東久留米総合高等学校では、表1のとおり、収納金があるにもかかわらず、収納金日報を作成していない。

学校は、歳入の収納事務を適正に行われたい。

(板橋有徳高等学校)

(久留米高等学校)

(東久留米総合高等学校)

(表1) 収納金日報を作成していない日

(単位：円)

所 属	収納年月日	収納金の内容	収納金額
久留米高等学校	平成 19. 9. 14	証明書交付手数料	800
	平成 19. 10. 2	同 上	400
	平成 19. 12. 12	同 上	2,000
	平成 19. 12. 17	同 上	800
	平成 20. 1. 29	同 上	400
	平成 20. 3. 27	同 上	400
	平成 20. 3. 28	同 上	800
東久留米総合高等学校	平成 19. 9. 14	同 上	400
	平成 19. 9. 21	同 上	400
	平成 19. 9. 27	同 上	800
	平成 19. 12. 17	同 上	4,400
	平成 20. 2. 7	同 上	400

(歳 出)

(2) ゴンドラ安全規則に基づく自主検査を適正に行うべきもの

教職員研修センター(以下「センター」という。)では、建物の窓清掃用ゴンドラ装置の保守業務について、Aを特命して契約(契約金額:40万150円、契約期間:平成19.4.1~平成20.3.31)を締結しており、仕様書において、保守点検作業を年2回行うこととし、その実施に当たっては、ゴンドラ安全規則(昭和47年労働省令第35号、以下「安全規則」という。)等関係規程の定めるところに従うこととしている。

ところで、安全規則によれば、事業者が、毎月1回の定期検査を行っていない場合は、当該ゴンドラの使用を再び開始する際に、自主検査を行わなければならないとされている。

しかしながら、センター(安全規則に定める事業者)は、別途委託契約により年2回窓清掃業務を行う際にゴンドラを使用することから、その前に、安全規則に基づく自主検査を行わなければならないにもかかわらず、表2のとおり、第2回目の窓清掃業務の実施前に、自主検査を行っていないのは、適正でない。

センターは、安全規則に基づく自主検査を適正に行われたい。

(教職員研修センター)

(表 2) 窓清掃業務とゴンドラの自主検査の実施状況

	窓清掃業務	ゴンドラの自主検査
第1回目	平成19年6月7~10日	平成19年5月22日
第2回目	平成20年2月2~3日	平成20年2月25日

(歳 出)

(3) 契約代金の支払いを適正に行うべきもの

政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第6条によれば、契約代金の支払時期は、適法な支払請求を受けた日から、工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日以内の日としなければならないとされている。

ところで、総務部及び東部学校経営支援センターにおける契約代金の支払状況を見たところ、表3のとおり、契約の相手方から請求を受けたにもかかわらず、支払期限内に支払われていない事例が認められた。

部及びセンターは、契約代金の支払いを適正に行われたい。

(総務部)

(東部学校経営支援センター)

(表 3) 契約代金の支払状況

(単位 : 円)

所 属	契約件名	契約金額	支払遅延 金 額	請求年月日	支払期限	支払年月日	遅延 日数
総務部	追録の購入	456,358	456,358	平成 20.3.21	平成 20.4.19	平成 20.5.21	32 日
東部学校経営 支援センター	足立養護学校外16校非常通報装置保守点検委託	801,360	4~6月分 200,340	平成 19.7.25	平成 19.8.23	平成 19.11.6	75 日

(注) 足立養護学校外16校非常通報装置保守点検委託契約の代金の支払いは、3か月ごととしている。

(歳 出)

(4) 契約事務を適正に行うべきもの

庁は、「教育長の権限に属する契約に関する事務の委任及び補助執行について」の一部改正(平成18年3月3日付17教総契第561号、以下「契約事務委任通知」という。)において、都立学校長に、予定価格が40万円未満の物品の買入契約、印刷物の製作、役務の提供、業務等の委託及び物品の修繕に係る契約を委任している。

ところで、各学校の契約状況について見たところ、表4のとおり、都立学校長への委任限度額(40万円未満)を超えて契約を行っている事例が認められた。

学校は、契約事務を適正に行われたい。

(文京高等学校)

(葛飾野高等学校)

(小平高等学校)

(表4) 委任限度額(40万円)を超える契約の事例

(単位:円)

所 属	契約年月日	件 名	契約金額
文京高等学校	平成 19. 6. 5	ピッチングマシンの修理	565,950
	平成 19. 8.31	サッカーボール外 1 2 点の購入	413,543
	平成 20. 3. 6	長テーブル外 2 点の購入	687,603
葛飾野高等学校	平成 19. 6. 6	学校案内外 1 点の印刷	421,750
小平高等学校	平成 19. 6. 8	次亜塩素酸ソーダの購入	456,750

(歳 出)

(5) 同種の業務委託について積算基準を作成すべきもの

東部学校経営支援センター、中部学校経営支援センター及び西部学校経営支援センター(以下「各センター」という。)は、契約事務委任通知に基づき、各学校から契約締結依頼のあったものについて集中処理している。

ところで、各センターが行っている業務委託契約の予定価格の積算について見たところ、特段の理由がないにもかかわらず、同種の業務内容について、単価、単位時間及び諸経費率が相違している状況が認められた。

これは、都立学校教育部が、各学校及び各センターに対して、積算基準を示していないこと、各センターが、契約締結依頼のあった各学校の過去の契約実績などを予定価格としたことによるものである。

都立学校教育部は、各センターとともに、都立学校における同種の業務委託について、効率性、経済性の観点から、積算基準を作成されたい。

また、部は、各学校及び各センターが適切な積算ができるよう指導されたい。

(都立学校教育部)

(東部学校経営支援センター)

(中部学校経営支援センター)

(西部学校経営支援センター)

(歳 出)

(6) 資金前渡による物品購入について見直すべきもの

大島高等学校における資金前渡による経費の執行状況について見たところ、表5のとおり、1件30万円以上の物品購入に係る支払いが複数認められた。

ところで、これらの物品購入は、東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号)第76条第1項第4号に定める「遠隔の地又は交通不便の地域において支払いをする経費」として、必要な資金を前渡されて支払っているものである。

しかしながら、表5に掲げた支払先は、すべて島内の業者等であること及び支払金額が、1件30万円以上であることから、学校は、東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)第34条により、二人以上の者から見積書を徴取するなど、通常の契約方法により物品を購入すべきである。

学校は、資金前渡による物品購入について見直しをされたい。

都立学校教育部は、各都立学校における資金前渡による経費の支出に当たり、適切な事務処理を行うよう指導されたい。

(大島高等学校)

(都立学校教育部)

(表 5) 資金前渡による1件30万円以上の支払(物品購入)内訳

(単位 : 円)

件 名	支払先	支 払 金 額	履 行 期 限	支 払 年 月 日
農用トレンチャーの購入	B	1,539,930	平成20. 3.31	平成20. 3.31
室内フットサルコート外4点の購入	C	850,000	平成20. 3.27	平成20. 3.28
教科書・指導書・補助教材の購入	D	746,967	平成19. 6. 8	平成19. 6. 8
燐加安外22点の購入	E	599,065	平成19. 9.21	平成19. 9.25
化学肥料外7点の購入	F	540,750	平成20. 2.20	平成20. 2.21
硬式野球ボール外14点の購入	C	464,800	平成19. 8. 7	平成19. 8. 8
パワーレイヤー外21点の購入	E	459,240	平成19. 6.19	平成19. 6.22
テレビ受像機外2点の購入	G	374,300	平成20. 3.28	平成20. 3.31
鶏糞(発酵)外9点の購入	H	360,590	平成19. 9.27	平成19. 9.28
パワーレイヤー外8点の購入	E	305,186	平成19.10.17	平成19.10.18

(財 産)

(7) 自動販売機の設置に伴う使用許可に係る取扱いを適正に行うべきもの

東京都教育財産管理規則 (昭和 4 0 年東京都教育委員会規則第 4 号) によれば、教育財産は、公用又は公共用、施設利用者の利便施設設置などのために使用する場合は、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができる (第 1 5 条)。また、教育財産を使用する者に対しては、当該教育財産に付帯する電話、電気ガス水道等の諸設備の使用に必要な経費 (以下「光熱水費」という。) を負担させなければならない (第 2 0 条) としている。

ところで、庁は、都立学校における自動販売機の設置について、通知等によりその取扱いを定め、 P T A 又はこれに準ずる団体 (以下「 P T A 等」という。) P T A 等以外の者で、 P T A 等の設置する自動販売機に物品を納入している実績がある者 (以下「納入業者」という。) に限り、使用許可を行っている。また、この許可に伴う光熱水費については、表 6 の計算方法に基づき徴収している。

しかしながら、これらの取扱いについて見たところ、許可対象の限定及び光熱水費を減額する特段の理由は認められないにもかかわらず、庁が、使用許可の対象を P T A 等及び納入業者に限定していること、 P T A 等に対して、光熱水費の基本料金を控除して徴収を行っていることは、適正でない。

庁は、自動販売機の設置に伴う使用許可に係る取扱いを適正に行われたい。

(都立学校教育部)

(表 6) 自動販売機の設置に係る使用許可に伴う光熱水費の計算方法

種 別	P T A 等	納 入 業 者
電気料金	[親メーターの月額料金 - 基本料金] × [子メーター消費量 / 親メーター消費量]	[親メーターの月額料金] × [子メーター消費量 / 親メーター消費量]
水道料金	[親メーターの月額料金 - 基本料金] × [子メーター消費量 / 親メーター消費量]	[親メーターの月額料金] × [子メーター消費量 / 親メーター消費量]

(注) P T A 等の計算方法については、学校長と P T A 等とで協定を締結している。

警 視 庁

第 1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成 19 年度の警視庁における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 総務部、警務部、交通部、警備部、地域部、公安部、刑事部、生活安全部、組織犯罪対策部

(2) 事 業 所 中央・久松・三田・大崎・大森・玉川・目黒・渋谷・野方・荻窪・大塚・池袋・西新井・竹の塚・城東・小岩・府中・小金井・田無・東村山・日野・赤羽・練馬・石神井・大島・八丈島各警察署

各警察署の監査については、下線の警察署を会場署として集合監査を実施した。

3 実地監査期間

平成 20 年 4 月 10 日から同月 25 日まで

(ただし、大島警察署は平成 20 年 6 月 20 日、八丈島警察署は平成 20 年 5 月 30 日)

平成 20 年 6 月 11 日

第 2 監査の結果

1 トップインタビュー

庁の事業環境や事業運営に対する認識について、監査委員が総務部参事官に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 都内の犯罪情勢について

平成 15 年度にいわゆる「ピッキング防止法」を施行して以降、侵入窃盗については急減している。近年は、振り込め詐欺等(還付金詐欺を含む。)による被害が増加している。

イ 都民への広報活動について

警視庁ホームページなどインターネットによる広報等に努めている。この他にも、「広報けいしちょう」を 2 か月に 1 度発行しており、本年 4 月からは、犯罪発生状況、防犯情報等を 24 時間対応で発信する「メールけいしちょう」を開始した。

ウ 都及び区市町村との連携について

都に、警視庁職員を 40 人以上派遣しているほか、都と警視庁との定期的な連絡会を実施し

ている。また、区市町村にも職員を派遣しており、この他にも、地域防犯モデル事業として、各種の施策を連携して実施している。

エ 内部統制について

総務部会計課が実施する監査の他にも、各警察署等において定期または随時の監査を実施している。また、各警察署では、署長をはじめ、署の会計課長、課長代理を中心に、担当職員に対し、さまざまな機会をとらえて指導を行っている。捜査費の執行状況についても定期的に報告させている。

2 指摘事項

(歳 出)

(1) 保安業務委託に係る契約の見直しを検討すべきもの

総務部では、「警視庁品川警察署ほか自家用電気工作物の保安業務委託」(契約金額：924万円、契約期間：平成19.4.1～平成20.3.31) についてAを(以下「契約A」という。) また、「警視庁小金井警察署ほか自家用電気工作物の保安業務委託」(契約金額：640万9,200円、契約期間：平成19.4.1～平成20.3.31) についてBを(以下「契約B」という。) それぞれ特命して契約を締結している。

部は、これらの契約に係る特命理由として、警察庁舎の性格に照らし、現場の状況に精通し、かつ、高度の技術力と豊かな経験を有し、緊急時に最優先で警察施設の復旧に対応できる者であること、情報漏洩防止の観点から、真に信頼できる特定の個人を指定して従事させる必要があること、などとしている。

ところで、これらの契約の内容について見たところ、警察署のほかに、契約Aでは、鮫洲運転免許試験場(支払金額：113万4,000円) また、契約Bでは、府中運転免許試験場(支払金額：241万5,000円) 及び八王子自動車整備工場(支払金額：30万4,500円) における業務が含まれていることが認められた。

しかしながら、部は、平成19年度まで事業者を特命して、契約を締結していた多摩鑑識センター及び八王子自動車整備工場における自家用電気工作物の保安業務委託について、平成20年度から競争見積りによる契約を行っていることから、鮫洲運転免許試験場及び府中運転免許試験場についても、同様に、競争性を確保することは可能である。

部は、保安業務委託に係る契約の見直しを検討されたい。

(総務部)

(その他)

(2) 業務委託契約に係る事務手続を適切に行うべきもの

交通部における業務委託契約書について見たところ、表1のとおり、収入印紙が貼付されていない事例が複数認められた。

これらは、請負に該当する契約書であることから、一定の契約金額以上の場合については、契約の相手方である受託者が、収入印紙を貼付しなければならないとされている。

部は、契約締結に当たり、契約書に収入印紙が貼付されているかを確認すべきであるが、この確認が行われておらず、適切でない。

部は、業務委託契約に係る事務手続を適切に行われたい。

(総務部)

(表1) 収入印紙不貼付の業務委託契約一覧(契約期間:平成19.4.1~平成20.3.31)

契約件名及び件数	主な請負内容	上段	契約金額(推定総金額)	受託者(契約の相手方)
		下段	印紙税額(試算)	
仮運転免許試験業務委託(53件)	仮運転免許試験の実施、仮運転免許証の作成・交付業務	上段	合計 1億7,135万円	自動車教習所53者
		下段	合計 12万2,800円	
違法駐車車両移動業務委託(13件)	違法駐車車両のレッカー等による移動業務	上段	合計 2億6,078万1,045円	自動車整備工場等13者
		下段	合計 24万400円	

選挙管理委員会事務局

第1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成19年度の選挙管理委員会事務局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 選挙管理委員会事務局

3 実地監査期間

平成20年3月10日及び12日

平成20年6月17日

第2 監査の結果

1 トップインタビュー

事務局の事業環境や事業運営に対する認識について、監査委員が選挙管理委員会事務局長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 選挙の管理執行について

公職選挙法等の法令に基づき、公職の選挙に関する事務を行っており、選挙の執行管理や区市町村との連携・支援を実施している。

イ 選挙に関する広報・啓発について

政治家の寄附の禁止や選挙制度の周知など、明るい選挙の推進のための啓発を常時行っているほか、選挙時には、期日前投票制度の利用促進、スポットCMや街頭キャンペーンなどの啓発活動を実施している。また、若年層の投票率低下への対応が課題であり、インターネットなどITを活用した広報などにも取り組んでいる。

ウ 内部統制について

チェック体制の強化にとどまらず、コンプライアンスの意識向上を含めた内部統制の構築を図っている。

2 指摘事項

特に指摘する事項はない。

人事委員会事務局

第1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成19年度の人事委員会事務局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第19条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 人事委員会事務局

3 実地監査期間

平成20年3月5日

第2 監査の結果

1 トップインタビュー

事務局の事業環境や事業運営に対する認識について、監査委員が人事委員会事務局長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 人事委員会制度をめぐる動向について

平成19年10月に、国の行革推進本部専門調査会が、労働協約締結権を認める報告を出しており、もし実現すれば、労働基本権制約の代償措置としての給与勧告制度が見直されることもありうる。

イ 都職員採用試験の応募状況等について

類の倍率は、平成17年度(事務・四大技術)までは10倍を超えていたが以降減少し、平成19年度(類B事務、四大技術)は6倍超に止まった。原因は、技術系の採用拡大を中心に民間に流れているためである。都技術会議を窓口、大学の教授訪問を実施するなど、受験者増につながる働きかけをしている。

ウ 中途採用者の評価について

高学歴化や既卒者の増加に対応して、大学院卒及び民間経験者を対象とする採用試験を類Aとして平成19年度から新設した。国や他の地方の公務員も受験している。採用者は、公務が向いているとの自覚がある、遅れを取り戻そうとの意欲が高いなど、配属局の評判も良好である。

エ 内部統制について

人事行政という業務の性格上、誤りは許されないため、各種業務のチェックは厳密に行っている。

2 指摘事項

特に指摘する事項はない。

監 査 事 務 局

第 1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成 19 年度の監査事務局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 監査事務局

3 実地監査期間

平成 20 年 3 月 4 日

第 2 監査の結果

1 指摘事項

特に指摘する事項はない。

労働委員会事務局

第1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成19年度の労働委員会事務局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 労働委員会事務局

3 実地監査期間

平成20年3月19日

平成20年6月17日

第2 監査の結果

1 トップインタビュー

事務局の事業環境や事業運営に対する認識について、監査委員が労働委員会事務局長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 不当労働行為の審査について

労働組合法等の法律に基づき、労使間の紛争解決の事務を行っており、不当労働行為の審査の迅速化が課題となっている。本年から、審査期間の目標を6か月短縮し、原則として1年6か月を目標としており、労使関係のさらなる早期安定化に努めている。

イ 労働争議の調整について

労働委員会は、不当労働行為の審査のような判定的機能だけでなく、労働争議のあっせん、調停、仲裁などの調整的機能を担っている。労使双方の事情をよく聞いて争いを円満に解決に導く必要があり、職員の専門性と判断力の向上に努めている。

ウ 内部統制について

職員に高度な専門性が求められるが、一方、都職員として都政全般にわたる広い視野の涵養も必要であり、チェック体制の強化と組織の活性化に常に留意している。

2 指摘事項

特に指摘する事項はない。

収用委員会事務局

第1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成19年度の収用委員会事務局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 収用委員会事務局

3 実地監査期間

平成20年3月18日

平成20年6月17日

第2 監査の結果

1 トップインタビュー

事務局の事業環境や事業運営に対する認識について、監査委員が収用委員会事務局長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 収用事件の処理状況について

最近、多数当事者の事件が増加するなど、収用事件の傾向に変化が見受けられるようになっており、このような新たな課題に的確に応えとともに、収用事件の適正かつ効率的な処理を進めていくことが一層重要となっている。

イ 収用制度の活用促進について

平成13年の土地収用法の改正により、収用裁決手続の合理化など新しいルールが定められたことを踏まえ、収用制度の活用促進が課題となっている。そのため「収用制度活用プラン」（平成16年11月）に基づき、区市等への支援や働き掛けなどの取組みを強化している。

ウ 内部統制について

職員に高度な専門性が求められることから、事務処理マニュアルの見直しや研修の実施などにより、職務遂行能力の向上を図るとともに、チェック体制の強化や意識改革の徹底を進めている。

2 指摘事項

特に指摘する事項はない。

議 会 局

第 1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成 19 年度の議会局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 管理部、議事部、調査部

3 実地監査期間

平成 20 年 4 月 22 日及び 23 日

第 2 監査の結果

1 指摘事項

特に指摘する事項はない。

平成20年度
登録第 6号

平成20年各会計定例監査（平成19年度執行分）報告書
平成20年9月発行

編集・発行 東京都監査事務局総務課
新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5321)1111(代)
都庁内線55-531
03(5320)7017(直通)
URL <http://www.kansa.metro.tokyo.jp/>
印刷 株式会社 中央謄写堂
電話 03-3669-8160(代)

この冊子は石油系溶剤を含まないインクを使用しています。